

平成 22 年度業務実績報告書

資 料 編

平成 23 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とするべき措置

<公害健康被害補償業務>

(資料 1) 公害健康被害補償制度の概要 ······	1
(資料 2-①) 汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移 ······	2
(資料 2-②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移 ······	2
(資料 3) 都道府県別汚染負荷量賦課金徴収決定状況 ······	3
(資料 4) 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等 ······	4
(資料 5) 徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容 ······	6
(資料 6) オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い（説明会時説明資料） ······	7
(資料 7) 平成 22 年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での主な質問等について ······	9
(資料 8) オンライン申告システムの改修内容 ······	10
(資料 9) オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い 平成 23 年 1 月 18 日環機業第 1 号 ······	11
(資料 10) 申告方式別申告事業所数の推移及び申告方法別の申告件数・申告金額（年度末） ······	14
(資料 11) 公害健康被害の補償等に関する法律及び国税通則法の条文（抜粋） ······	15
(資料 12) 東北地方太平洋沖地震に伴う平成 23 年度汚染負荷量賦課金の申告納付について ······	16
(資料 13-①) 旧第一種被認定者数の年度別推移 ······	17
(資料 13-②) 補償給付費納付金の年度別推移 ······	17
(資料 14) 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移 ······	18

<公害健康被害予防事業>

(資料 15) 公害健康被害予防事業の概要 ······	19
(資料 16) 公害健康被害予防基金の運用方針について ······	20
(資料 17) 公害健康被害予防基金債券運用状況 ······	21
(資料 18) 平成 22 年度ソフト 3 事業等実施状況 ······	22
(資料 19) ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後のニーズ把握 ······	23
(資料 20) 行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえて実施した ヒアリング実施機関 ······	25
(資料 21-①) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査 及び事業の改善に向けた検討状況 ······	26
(資料 21-②) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告－抜粋－ ······	27
(資料 22-①) 平成 22 年度新規調査研究課題の公募について（環境保健） ······	31
(資料 22-②) 平成 22 年度新規調査研究課題の公募について（環境改善） ······	32
(資料 23-①) 平成 22 年度環境保健分野に係る調査研究概要 ······	33
(資料 23-②) 平成 22 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要 ······	36

(資料 23-③) 平成 21 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要	37
(資料 24) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について	38
(資料 25) 平成 22 年度知識の普及事業実施状況	43
(資料 26) 平成 22 年度研修事業実施状況	50

<地球環境基金業務>

(資料 27) 地球環境基金助成金の推移	51
(資料 28) 平成 22 年度助成金重点項目別助成件数・金額	52
(資料 29) 平成 22 年度助成金海外助成件数・金額	53
(資料 30) 平成 23 年度地球環境基金助成金交付要望に当たっての重点配慮事項	54
(資料 31) 平成 21 年度事後評価結果及び平成 22 年度事後評価実施状況	56
(資料 32) 助成金支払申請 Excel マクロファイルの概要	57
(資料 33) 平成 22 年度研修・講座実施状況	58
(資料 34) 平成 22 年度研修・講座参加者アンケート結果及び研修・講座運営団体 からの意見・要望等	59
(資料 35) 広報募金活動の取組状況	60
(資料 36) 地球環境基金の運用方針について	61

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務>

(資料 37) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について	62
(資料 38) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金の運用方針について	64

<維持管理積立金業務>

(資料 39) 維持管理積立金業務について	65
(資料 40) 維持管理積立金の運用方針について	66

<石綿健康被害救済業務>

(資料 41) 石綿健康被害救済制度平成 22 年度広報実施計画（概要）	67
(資料 42) 平成 22 年度広報実績一覧	69
(資料 43) 平成 22 年度機構フリーダイヤル件数集計結果	72
(資料 44) 機構ホームページ中「アスベスト（石綿）健康被害」のページアクセス数の推移	74
(資料 45) アンケート調査結果概要（平成 22 年度）	75
(資料 46) 広報の効果測定について	77
(資料 47) 平成 22 年度電話相談総件数	78
(資料 48) 制度運用の円滑化に係る事業・調査（平成 22 年度）	79
(資料 49) ホームページ公表・記者発表概要	81
(資料 50) 受付機関別内訳	83
(資料 51) 請求・認定から支給までの事務処理日数	84

(資料 52) 保健所担当者向け説明会開催一覧及びアンケート結果	85
(資料 53) 認定等に係る処理日数	87
(資料 54) 審査中の案件に係る状況（平成 22 年度）	89
(資料 55) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況 （平成 22 年度受付分）	90
(資料 56) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況 （法施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの累計）	91
(資料 57) 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等請求書の支給に係る 都道府県別認定状況（平成 22 年度認定分）	92
(資料 58) 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等請求書の支給に係る 都道府県別認定状況（法施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの累計）	93

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

2. 業務運営の効率化

(資料 59) 内部統制基本方針	94
(資料 60) 機構のリスクマネジメント	99
(資料 61) コンプライアンス・マニュアル（表紙・目次・チェックシート）	101
(資料 62) 機構内に設置した委員会一覧	104
(資料 63-①) 予算・決算の概況	109
(資料 63-②) 経費削減及び効率化目標との関係	109
(資料 64) 機構の契約の現状及び平成 22 年度の契約に関する取組状況	110
(資料 65) 「独立行政法人の契約の見直し（総務省平成 22 年 5 月）」に対する取組状況	114
(資料 66) 契約監視委員会審議概要等	116
(資料 67) 「随意契約等見直し計画（平成 22 年 4 月）」	119
(資料 68) 平成 22 年度 HP アクセス数推移	122
(資料 69-①) 簡潔に要約された財務諸表（法人全体）	123
(資料 69-②) 財務情報 財務諸表の概況	125
(資料 69-③) 事業の説明 財源構造	127

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

2. 職員の人事に関する計画

(資料 65) 平成 22 年度職員研修実績	128
------------------------	-----

公害健康被害補償制度の概要

[制度の発足]

昭和 49 年 9 月（昭和 63 年 3 月改正法施行）

[制度の趣旨]

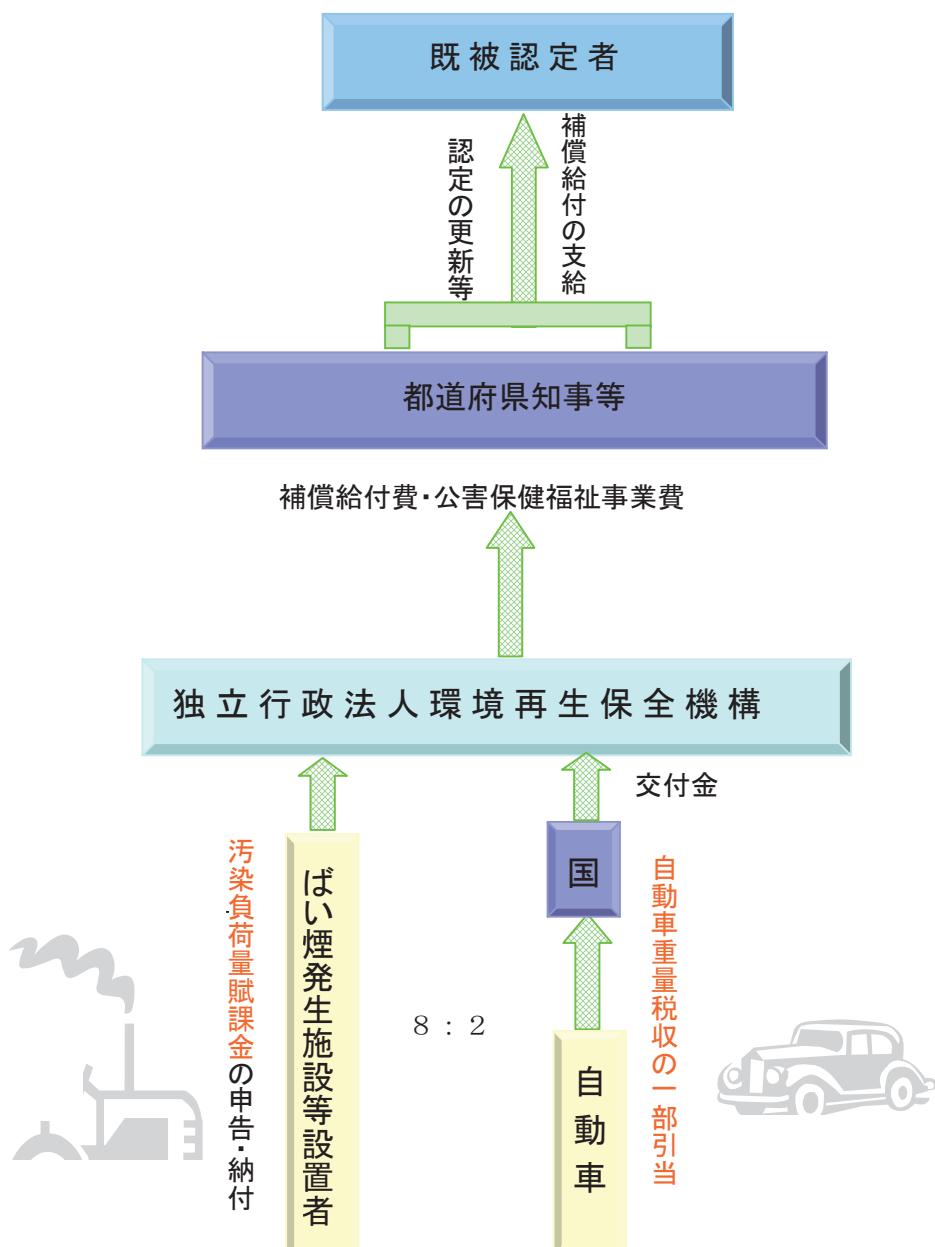
本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るものです。

なお、昭和 63 年 3 月の制度改正により旧第一種地域（41 地域）の指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。

[制度の内容]

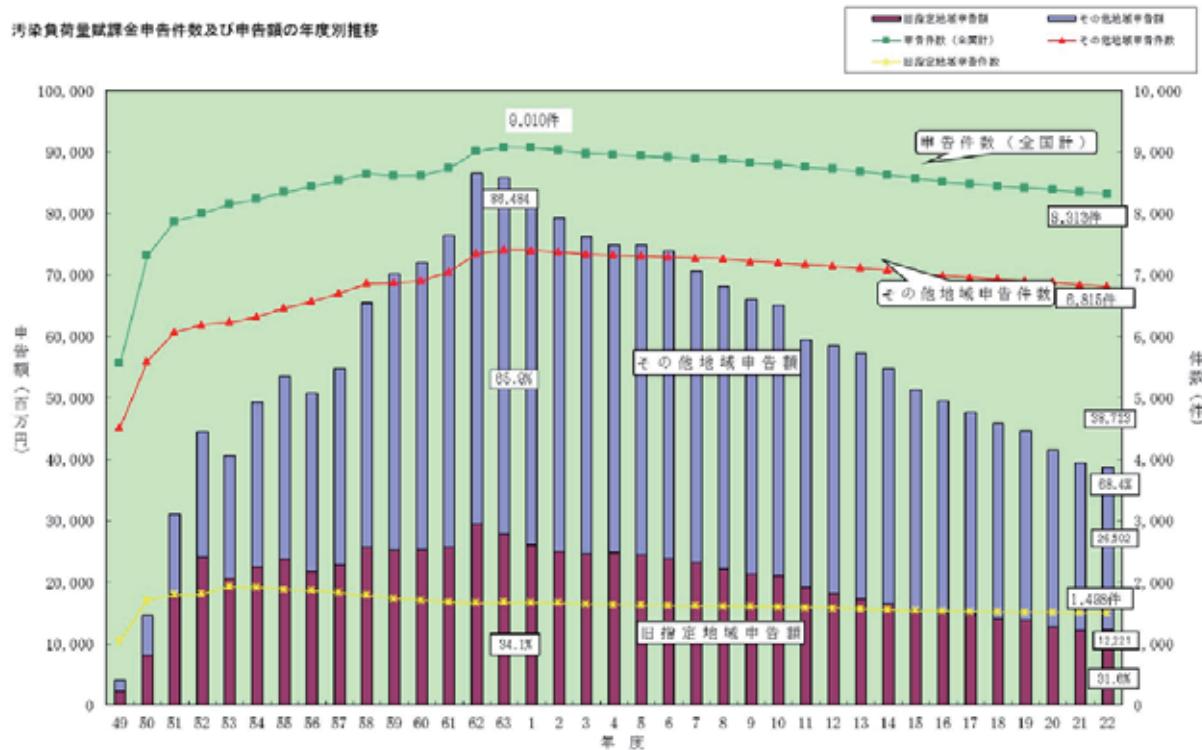
公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等（46 県市区）に納付するというものです。

[本制度の概要]



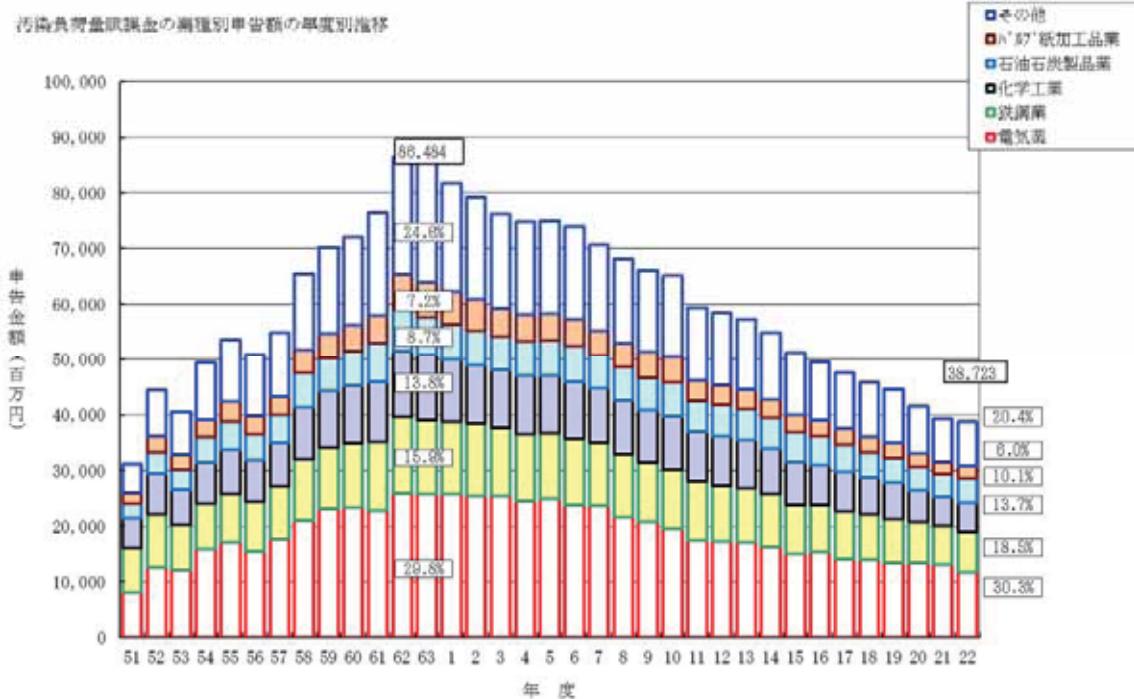
資料 2-①

汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移



資料 2-②

汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移



都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況（旧第一種地域）

(単位：件、千円)

区分	平成21事業年度		平成22事業年度	
	件数	金額	件数	金額
北海道	530	4,292,461	525	4,053,740
青森県	99	309,542	99	307,276
岩手県	116	311,334	116	336,941
宮城县	136	418,665	136	366,445
秋田県	108	319,295	108	271,642
山形県	79	122,377	78	106,736
福島県	145	1,120,918	144	1,123,638
茨城県	213	2,362,240	213	2,235,460
栃木県	164	243,682	164	242,097
群馬県	135	228,076	133	224,844
埼玉県	286	232,587	284	237,569
千葉県	280	1,500,843	280	1,495,465
東京都	667	1,501,543	666	1,327,840
新潟県	412	1,903,848	412	1,975,155
富山県	178	616,848	178	625,908
石川県	127	426,699	126	364,199
福井県	66	59,547	66	58,464
山梨県	67	199,257	68	186,451
長野県	49	22,012	48	22,286
岐阜県	130	121,287	130	115,224
静岡県	153	385,808	153	390,003
愛知県	333	748,873	332	727,295
三重県	621	2,924,049	621	3,004,092
滋賀県	166	1,471,505	166	1,459,153
京都府	115	170,815	113	160,209
大阪府	134	123,759	131	121,797
兵庫県	567	1,222,751	567	1,195,449
奈良県	396	1,304,567	396	1,282,393
和歌山県	65	45,588	65	46,544
鳥取県	74	679,006	74	591,554
島根県	37	120,355	37	123,987
岡山県	66	124,859	66	125,191
広島県	197	2,862,896	193	2,898,417
山口県	190	1,514,995	188	1,607,067
徳島県	151	1,621,693	152	1,537,326
香川県	60	286,725	59	260,918
愛媛県	69	880,608	69	849,674
高知県	100	892,996	97	904,537
福岡県	40	72,949	40	72,312
佐賀県	270	1,841,560	270	1,810,641
長崎県	58	179,348	58	180,235
熊本県	66	598,047	66	513,816
大分県	104	138,931	104	143,327
宮崎県	94	1,211,241	94	1,383,405
鹿児島県	72	606,219	71	692,724
沖縄県	93	341,852	93	300,046
計	8,342	39,319,167	8,313	38,723,704
過年度分	47	165,172	56	60,144
合計	8,389	39,484,339	8,369	38,783,848

(注) 1. 平成21年度の数値は平成22年3月末、平成22年度の数値は平成23年3月末の数値である。

2. 金額の計欄の数値と合計の数値は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等

1. 申告書等の審査

「汚染負荷量賦課金申告書審査事務取扱達」及び「汚染負荷量賦課金申告書審査の手引」に基づいて、申告書等の審査を行った。

なお、申告書審査において、審査件数 8,313 件のうち 341 件 (4.10%) の端数誤りや転記誤り等があった。残りは適正な申告が行われていた。

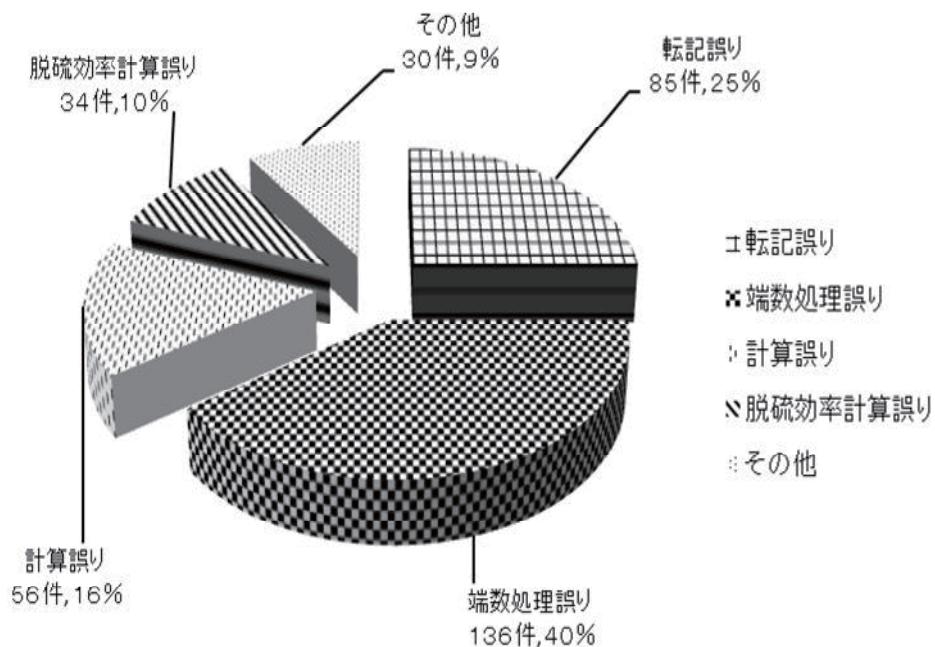
申告書等の審査結果

	審査件数	内 訳		備 考
		本部	支部	
申 告 書	8,313 件	6,378 件	1,935 件	
名称等変更届出書	414 件	338 件	76 件	* 1
申告書送付先変更	306 件	272 件	34 件	* 2
納付義務者判定	169 件	141 件	28 件	合併・譲渡・会社分割等による納付義務者判定

* 1 事業所の名称や住所の変更、会社の合併や分社化等による名称等変更届出書の処理

* 2 事業所の移転や閉鎖等による申告書送付先変更処理

平成 22 年度申告書審査における主な誤り件数



2. 実施箇所の選定

「実地調査等事務取扱達」等に基づき、対事業所に係る前年度の申告書審査において確認等を行う必要性のある事業所を選定した。

平成 22 年度実地調査対象事業所の確認等をすべき内容

事前に判明した確認等が必要な内容	事例数	%
① 納付義務者からの自主的な申出によるもの	11	10.4
② 脱硫の考え方や脱硫効率計算の疑義	23	21.7
③ 独自様式の内容の疑義	7	6.6
④ 施設の漏れの可能性	12	11.3
⑤ 燃料、焼却物の漏れの可能性	13	12.3
⑥ 加重平均の内容に疑義	14	13.2
⑦ 前年度に比べSO ₂ 量の大幅な減少	4	3.8
⑧ 排ガスの測定方法や測定結果の疑義	8	7.5
⑨ その他	14	13.2
合 計	106	100.0

注) 本表の事例数は、事業所によっては複数の確認等の内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数（62 工場）とは一致しない。

3. 実施調査の結果

実地調査において申告書審査で確認等をすべき内容を確認するとともに、併せて、適切な申告のための指導を行った。

平成 22 年度実地調査における指導内容

指導内容	事例数	%
① 転記誤り、記入漏れ、燃料使用量等の計上誤り	41	19.6
② 端数処理誤り、有効数字の取扱い誤り	21	10.0
③ 加重平均の適用誤り	26	12.4
④ 施設の申告漏れ	16	7.7
⑤ 燃原料の申告漏れ	24	11.5
⑥ 汚染負荷量賦課金に関する書類の保存方法の誤り	10	4.8
⑦ 排ガスの測定方法の選定誤り	14	6.7
⑧ 算定様式の適用誤り	11	5.3
⑨ 脱硫効率の計算等の誤り	12	5.7
⑩ 水分補正の誤り	5	2.4
⑪ その他	29	13.9
合 計	209	100.0

注) 本表の事例数は、工場によっては複数の指導内容があるため、今年度の実地調査実施工場数（62 工場）とは一致しない。

徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容

(1) 徴収業務の一部について

徴収業務の一部は、公害健康被害補償法（以下「旧公健法」という。）第 89 条に、納付義務者が加入している団体で政令で定める団体に業務委託できる旨が規定され、政令で定める団体として商工会議所法に定める商工会議所等が規定されていた。旧公害健康被害補償予防協会（以下「旧公健協会」という。）は、同条の規定に基づき、公害健康補償制度が発足した昭和 49 年度から環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受け、156 の商工会議所と業務委託契約を行っていたものである。

委託している徴収業務の一部の内容は以下のとおりである。

- ①申告書等の送付及び受理点検
- ②制度の普及宣伝
- ③申告書等の提出要請
- ④申告・納付説明会等の開催 など

(2) 民間競争入札の実施について

独立行政法人環境再生保全機構が商工会議所に委託している公害健康被害補償業務の徴収業務については、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 21 年度から、民間競争入札制度を活用した契約により行うことになった。

民間競争入札の実施の概要は以下のとおりである。

- ① 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、民間競争入札実施要項案（以下「実施要項案」という。）を作成し、内閣府に設置された官民入札等監理委員会の入札監理小委員会において、実施要項案を説明するとともに、実施要項案に係るパブリックコメントの意見募集を実施。
- ② パブリックコメントを踏まえて修正した実施要項案を内閣府・官民競争入札等監理委員会に附議し、了承された。
- ③ 了承された民間競争入札実施要項に基づき、入札公告を行うとともに、全国的に業務展開している民間事業者 10 社に対しダイレクトメールで民間競争入札の実施に係る情報提供を行い、入札説明会を実施した。その結果、3 社の入札参加者があった。
- ④ 落札者の決定に当たっては、実施要項に基づき総合評価方式とし、外部有識者等を含めた評価委員会において、入札参加者による企画提案書のプレゼンテーション及び審査を行い、開札を実施した。その結果、落札者は日本商工会議所に決定した。
- ⑤ 業務内容について、政策評価・独立行政法人評価委員会からの勧告を踏まえ、申告書等の点検（前年度の硫黄酸化物排出量の増減が著しい場合のヒアリング調査）や未申告督励業務の一部を新たに委託業務に追加した。

従前の 156 商工会議所との個別委託契約から、日本商工会議所が各地商工会議所を一括して管理・指示することになり、機構業務の効率化に寄与することになった。

オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い（説明会時説明資料）

独立行政法人環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金の申告・納付義務者の皆様方におかれましては、「公害健康被害の補償等に関する法律」の趣旨をご理解の上、汚染負荷量賦課金の適正な申告・納付にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成23年度汚染負荷量賦課金の申告ではオンライン申告をご活用いただきたく、オンライン申告のメリットをご紹介いたします。

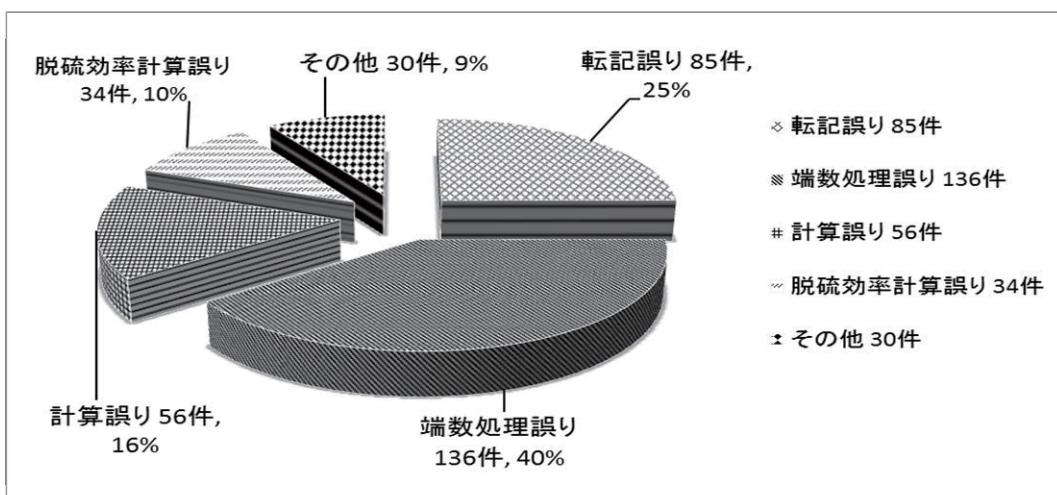
＜オンライン申告以外での主な申告誤り＞

平成22年度の汚染負荷量賦課金の申告におきましては、申告内容に誤りがあるものが前年度同程度341件、約4.1%ありました。その内容は下図のとおりとなっております。

このような誤りに伴って申告額に変更が生じた場合は、修正申告等が必要となります。

オンライン申告用の雛型ファイルは、自動計算、入力チェック機能を搭載しており、端数処理等の計算誤り・入力漏れを防ぐなどのメリットがあります。

平成22年度申告書審査における誤り件数



＜オンラインによる申告のお願い＞

汚染負荷量賦課金の申告に当たりましては、現在、三通りの申告方法（オンライン申告、FD申告、用紙申告）をご用意しているところですが、納付義務者の皆様方の事務負担軽減の観点からオンラインによる申告を推奨しております。

オンラインによる申告は、当機構へ事前登録をした上でインターネットを経由して申告を行うもので、押印の省略、計算誤り・入力漏れを防ぐなどのメリットがあり、申告書作成時の事務負担が軽減されます。オンライン申告の件数も、年々増加しております。

機構は、平成23年2月1日にオンライン申告のお願い文書を、オンライン申告をされていない工場・事業場に送付しましたところ、新たにたくさんの工場・事業所から事前登録の依頼を受け付けており、既にオンライン申告のための認証情報を送付したところです。

オンライン申告用の雛型ファイルは、オンライン申告サイトからエクセルの雛型ファイルをダウンロードすることで、機構サーバ内にあるデータが申告書（現在分の前年の排出量を除

くすべて)に反映されており、初めてオンライン申告する事業所であっても入力する手間が省け、事務の省力化を図ることができます。また、送信された申告内容は確認・印刷することができます。

平成 23年度 汚染負荷量賦課金申告書

提出年月日 []

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

①	申告 区分	賦課金 区分	汚染負荷量賦課金番号		
			納付義務者 番号	工場・ 事業場	
	10	1	03309	01 2 C-D	
② 納 ば い 付 煙 発 義 生 施 務 設 置 者 設 置 者	(フリガナ)	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310			
	(イ)住 所	郵便番号	212-8554		
	(フリガナ)	アオゾラコウキヨウカブシキガイシャ			
	(ア)氏名又は名称	青空工業株式会社			印
	(フリガナ)	アオゾラコウキヨウ		電話番号	044-520-9503
	(イ)代表者氏名			(フリガナ)	(イ)同左 代理人
(ア)資 本 金	8,230,000 千円				
③ 対 象 工 場 ・ 事 業 場	(フリガナ)	仙台工場			
	(イ)所 在 地	郵便番号	983-0001 宮城県仙台市宮城野区1丁目2-3		
	(フリガナ)	センターエコガジヨウ			
	(ア)名 称			電話番号	022-562-8181
	(フリガナ)			(イ)業種名	(ア)時間当たりの最大排ガス量
	(イ)工場長氏名			計画実	92,016
⑤ 汚 賦 染 課 金 荷 の 量 計 算	(イ)硫黄酸化物排出量	(ア)単位排出量当たり賦課金(円/立方メートル)		(イ)= (ア)*(ア)汚染負荷量賦課金額	
	過去 分	累積換算量(m3N/算定期間)	円 銭	円	
	現在 分	前年の排出量(m3N/年)	62.41	2,576,159	
	(イ)延納の申請	○する ○しない	2052.34 1207.26 1388.35 905.45 1267.62 134.14	合計	円 0 円 0 2,576,100
(イ)汚 染 負 荷 量 賦 課 金 の 期 別 納 付 額 内 訳					
(ア)全期又は第1期(初期)	(イ)第2期	(ア)第3期	(イ)第4期		
円 0	円 0	円 0	円 0		

まだ、認証情報を取得されていない工場・事業場の皆様方におかれましては、是非とも、平成23年度の汚染負荷量賦課金申告につきましてオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



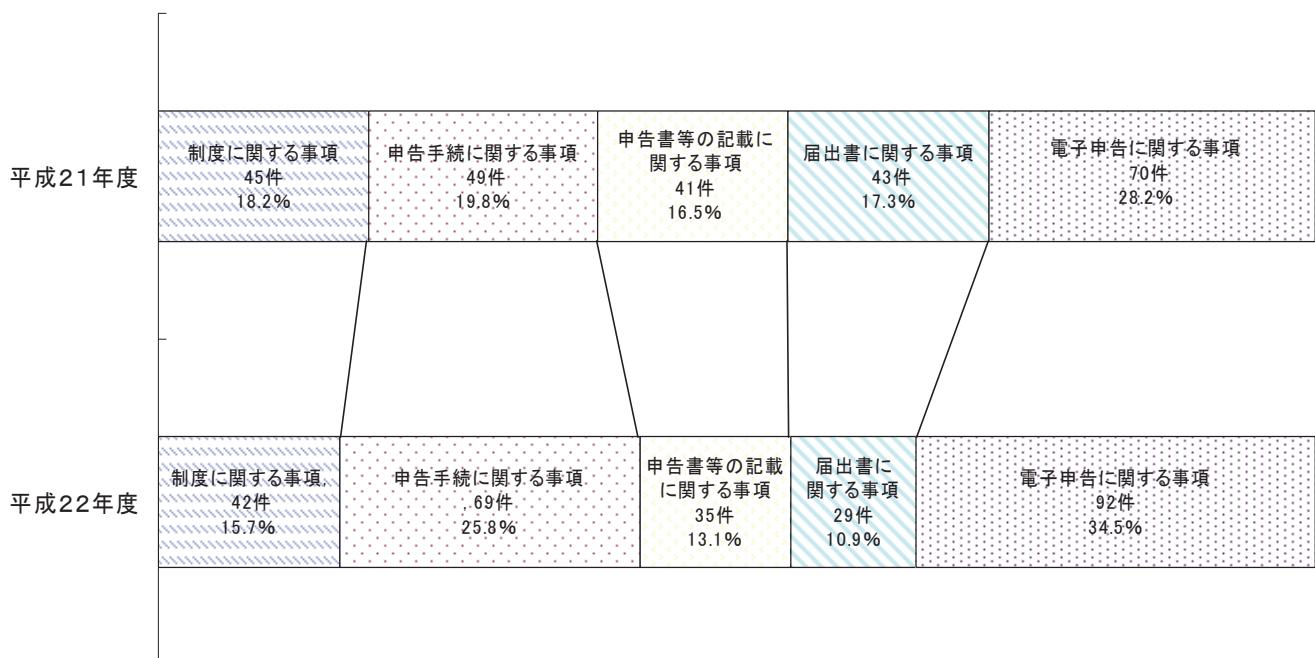
平成22年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での主な質問等について

- ・ 認定患者の減少に伴い補償給付費も減少するはずであるが、現在分の賦課料率（硫黄酸化物 1m³/Nあたりの単価）が上昇する要因は何か。
- ・ フロッピーディスク（FD）ではなくコンパクトディスク（CD）で申告書を提出してもよいか。
- ・ 代表者及び代理人に変更が生じたが、どのような手続きをいつまでに行えばよいのか。

特にオンライン申告関係についての質問等

- ・ 事前の手続き及び申告方法について教えて欲しい。
- ・ 既に送信した後、誤りに気づいた場合の手続きはどのようにすればよいのか。
- ・ 事業所の独自様式で排出量を算定している場合の添付資料の提出はどのように行うのか。
- ・ 社内的セキュリティの問題、ネットワーク環境が未整備であるため難しい。

納付義務者からの相談・質問等の内訳



オンライン申告システムの改修内容

- ・オンライン申告で送信した申告書データの詳細内容を画面で確認・印刷保管ができるよう改善を行った内容



The screenshot shows the '平成22年度 汚染負荷量賦課金申告ファイル送信記録' (H22 Declaration of Pollution Load Quota System File Transmission Record). It displays a file upload form with a red box around the '選択' (Select) button. An arrow points down from this screen to the next one.

平成22年度申告書を以下の内容で受信しました。

環境再生保全機構
受付日:平成22年7月24日
受信番号:00000293

申告区分	算課業区分	汚染負荷量賦課金番号			年度	申告年月日
		納付義務者番号	工場・事業場	C-D		
10	1	90000	00	9	22	平成22年7月24日

納付義務者	フリガナ	ノウフギムシャヅイショウカナ90000009			
	氏名・名称	納付義務者名称90000009			
	742-0000	資本金(千円)			0
	ノウフギムシャヅイショウカナ90000009				
	住所	山口県納付義務者住所90000009			

工場・事業場	フリガナ	タショウコウジョウメイショウカナ90000009				
	名称	対象工場名称90000009				
	742-0000	郵便番号			742-0000	
	山口県所在地住所90000009					
	電話番号	01-2345-6789	業種コード	06 - 廃棄物焼却場	最大排出量	49,764

汚染負荷量賦課金の計算	(イ) 経営部化物排出量	(ロ) 單位排出量当たり賦課金(円／立方メートル)	(ハ) = (イ) × (ロ) 汚染負荷量賦課金額	
	過去分	249	85.81	21,066
	現在分	4,248	133.14	565,312
延跡の申請	する		586,600	

(イ) 金額別は第1期(初期)	(ロ) 第 2 期	(ハ) 第 3 期	(ニ) 第 4 期
586,600	0	0	0

取扱業工会課所	5000 - 直送
作成担当者	所轄課 作成担当所轄課90000009 電話番号 01-2345-6789 フリガナ NNNN 氏名 NNNN

10

平成23年1月18日
環機業第1号

汚染負荷量賦課金

申告・納付事務担当者 各位

独立行政法人環境再生保全機構
理 事 長 湊 亮 策

オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告に当たりまして、三通りの申告方法（オンライン申告、F D申告、用紙申告）を用意しているところですが、納付義務者の皆様方の事務負担軽減、事務処理の迅速化・効率化を図る観点から、オンラインによる申告を推奨させていただいております。

オンラインによる申告は、データを暗号化(SSL 暗号化通信)してインターネット経由で送信するため、データの安全性が確保されます。また、別紙のとおり押印が省略できるほか、記入漏れ・記入誤りを防ぐための自動チェック機能、最新データの自動取込み機能等により、申告書作成時の事務負担が大幅に軽減されるメリットがあり、オンライン申告を利用される納付義務者の方々が年々増加してきているところでございます。

また、当機構では、オンライン申告に関する様々なご質問等に迅速に対応するため、オンライン専用のフリーダイヤルを設置(2月1日～5月31日)する予定しております。

平成23年度汚染負荷量賦課金の申告に当たりましては、是非ともオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、4月の申告・納付説明会ではオンライン申告に特化した説明も行う予定ですので、是非とも説明会にご出席賜りますようお願い申し上げます。

オンラインによる申告のお願い

独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告にあたってオンライン申告を推奨しております。

オンライン申告では、下記のとおり事務処理の効率性、確実性の向上を図ることが可能です。是非とも積極的なご活用を、よろしくお願い致します。

○ オンライン申告のメリット

代表取締役印は本社にある。
押印には時間がかかる…



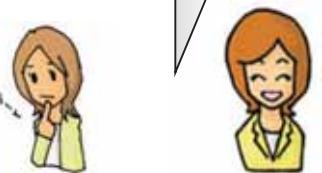
申告期限が近い。郵送では
もう間に合わない…



計算や記入箇所が多くて、
間違えやすい…



前年度と同じ内容を、毎年
記入している…



申告の際の押印は必要なくなります！

※紙に出力することもできます。
オンラインで即時、申告することができます！

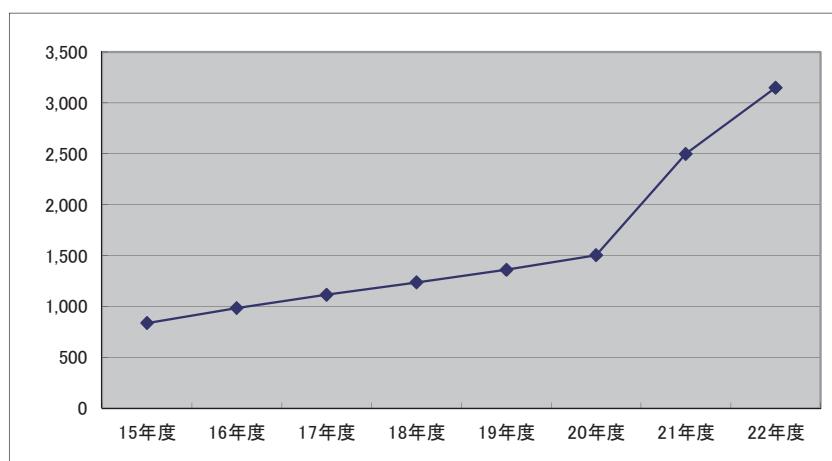
自動計算・チェック機能で記入漏れ、端数処理等の記入誤りを防げます！

自動取り込み機能により、作業時間が軽減されます！

※今年度からオンラインに切替えた場合も
最新データを自動的に取込むので
入力する手間がかかりません。

○ オンライン申告件数の推移

インターネットの普及とともに、オンライン申告をされる納付義務者の方が増加してきております。
計算や記入ミスなどを防ぐこともでき、用紙申告より簡単に申告書を作成していただくことができます。

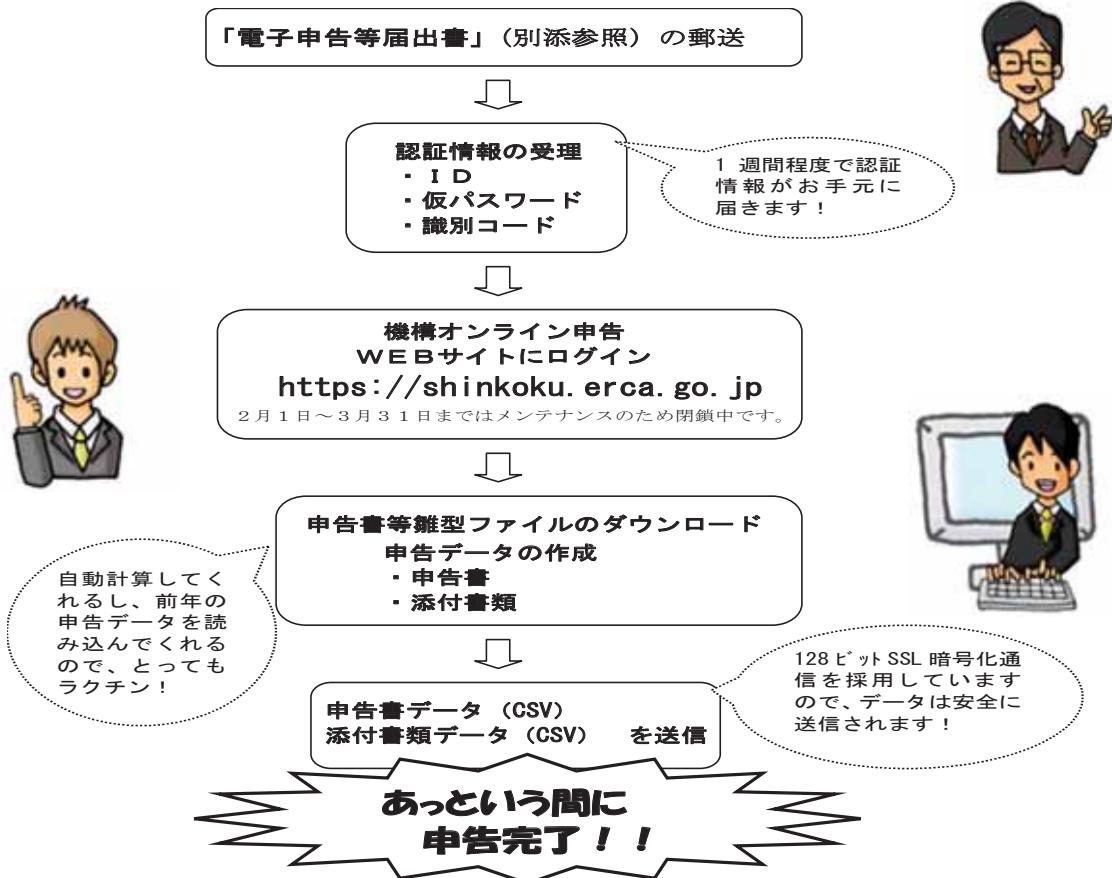


○ オンライン申告の手順

別紙2

オンライン申告の手順は下表のとおりです。

同封の「電子申告等届出書(兼代理人選任・解任届出書)」をご提出いただくだけで
簡単に登録することができます。※届出書の記載例は別紙をご参照ください。



○ オンライン申告に関してご不明な点は・・・

届出の書き方が分からない、操作方法が分からないなど、オンライン申告に関するご質問がございましたら、お気軽に下記へお問合せください。

ご連絡・お問合せ先
独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課



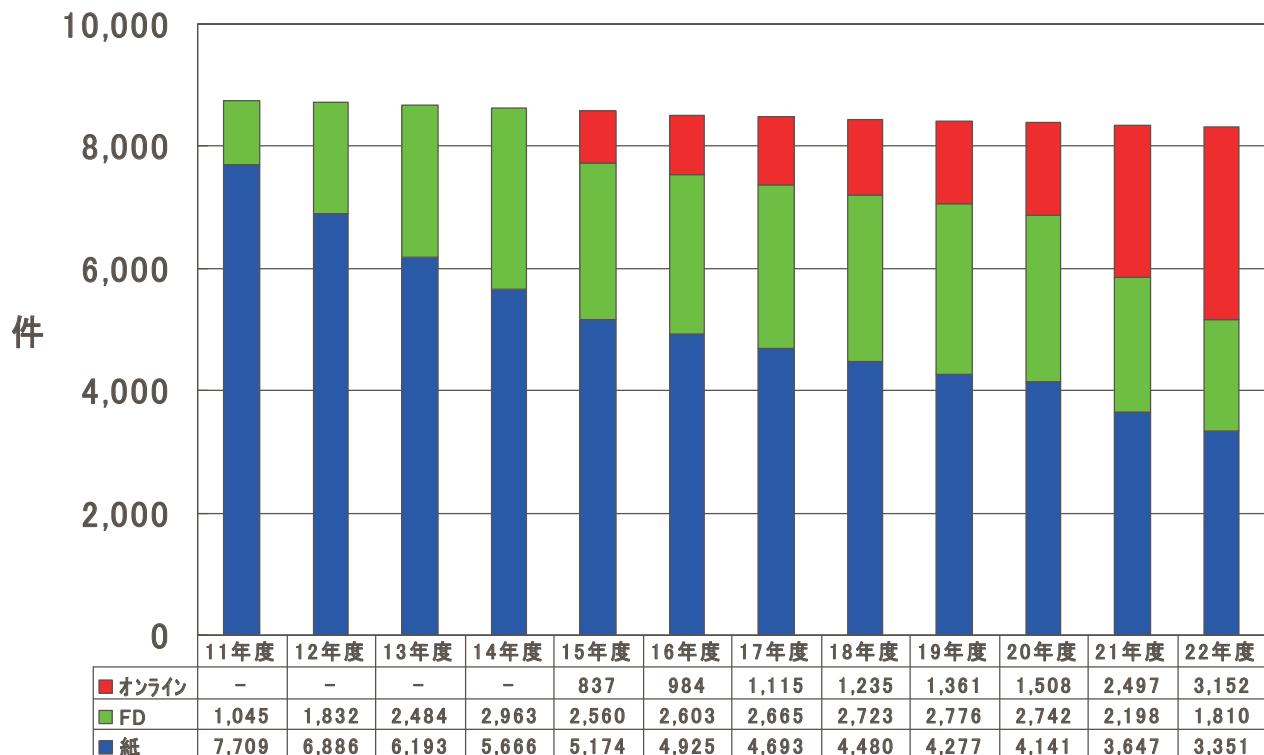
0120-135-304 (2月～5月末 平日9:30～17:30)
いざGO みんなオンライン申告！

FAX 044-520-2133 メールアドレス : h-gyoumu@erca.go.jp
〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F



申告方式別申告事業所数の推移及び申告方法別の申告件数・申告金額（年度末）

1. 申告方式別申告事業所数の推移



平成 22 年度申告者数 8,313 件（本部 6,378 件 支部 1,935 件）

2. 申告方法別の申告件数・申告金額（年度末）

区分	平成 21 年度				平成 22 年度			
	件数	比率	金額	比率	件数	比率	金額	比率
用紙申告	3,647	43.7	6,954,193	17.7	3,351	40.3	6,109,920	15.8
電子申告	4,695	56.3	32,364,974	82.3	4,962	59.7	32,613,784	84.2
FD 申告	2,198	26.3	21,142,234	53.8	1,810	21.8	17,699,358	45.7
オンライン申告	2,497	29.9	11,222,740	28.5	3,152	37.9	14,914,426	38.5
合計	8,342	100.0	39,319,167	100.0	8,313	100.0	38,723,704	100.0

公害健康被害の補償等に関する法律及び国税通則法の条文抜粋

公害健康被害の補償等に関する法律（抄）

（徴収金の徴収手続）

第 60 条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

国税通則法（抄）

（災害等による期限の延長）

第 11 条 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

平成 23 年 4 月 1 日

納付義務者各位

独立行政法人環境再生保全機構

東北地方太平洋沖地震に伴う平成 23 年度汚染負荷量賦課金の申告・納付について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に被災し、被害を受けられた事業者の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

この地震による被害に伴い、平成 23 年度汚染負荷量賦課金を期限（平成 23 年 5 月 16 日）までに申告・納付することが困難な事業者の方に対しましては、公害健康被害の補償等に関する法律第 60 条の規定に基づく国税徴収の例により、以下のとおり申告・納付期限を延長することとしております。

地域区分	延長期限	延長手続
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の事業者の方	未定	不要
上記以外の地域の事業者の方	未定	必要

(注) 1. 延長期限については、国税庁告示で定める期日まで期限を延長することとなりますが、平成 23 年 3 月 28 日現在、国税庁の告示がなされていませんので、告示され次第ご案内いたします。

2. 上記延長期限内に納付が困難な事業者の方は、機構までご連絡ください。

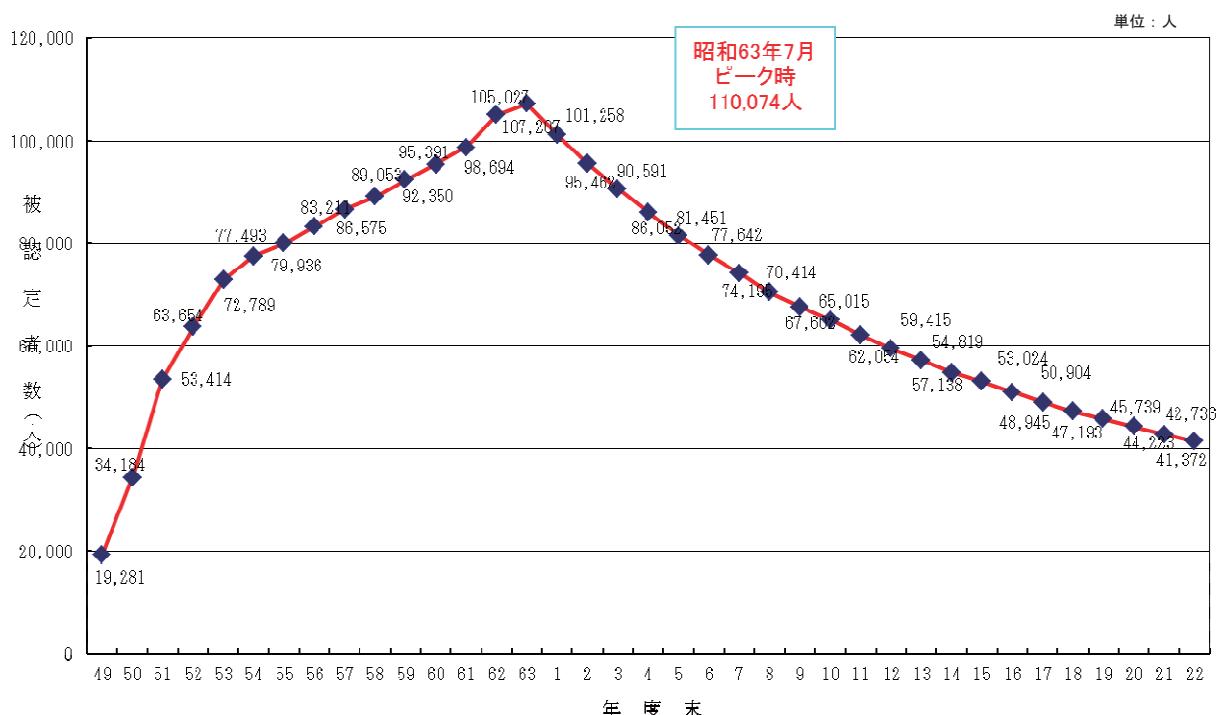
(本件に対するお問い合わせ先)

独立行政法人環境再生保全機構 换算業務部 業務課 吉川、田名

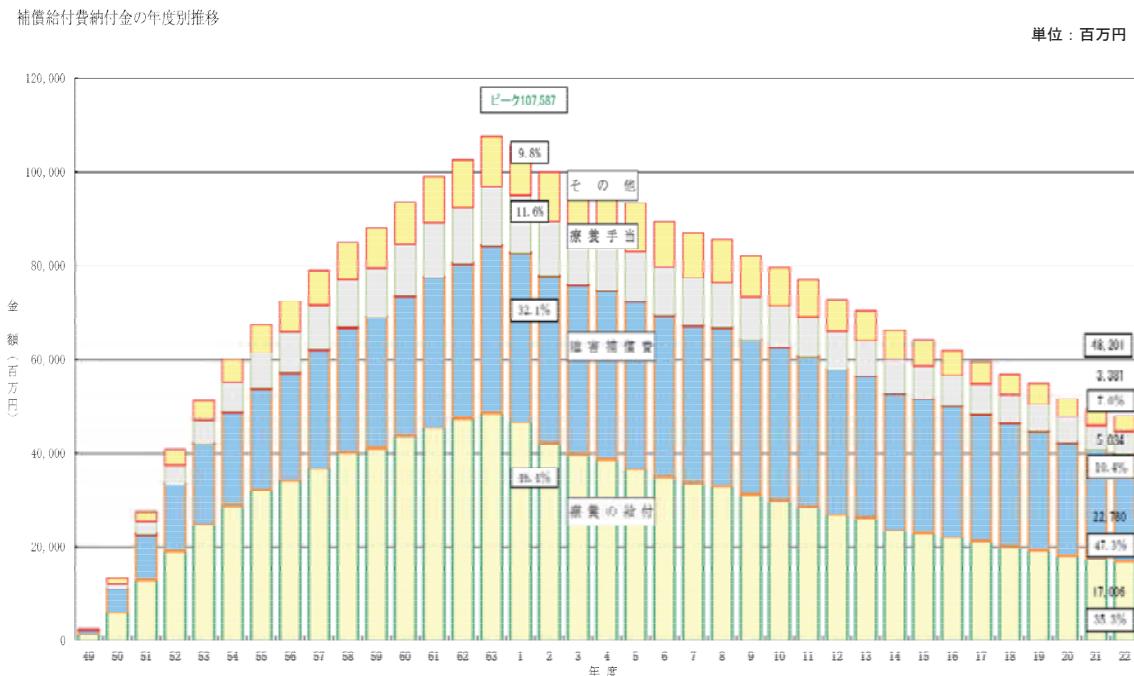
TEL 044-520-9552

FAX 044-520-2133

旧第一種被認定者数の年度別推移

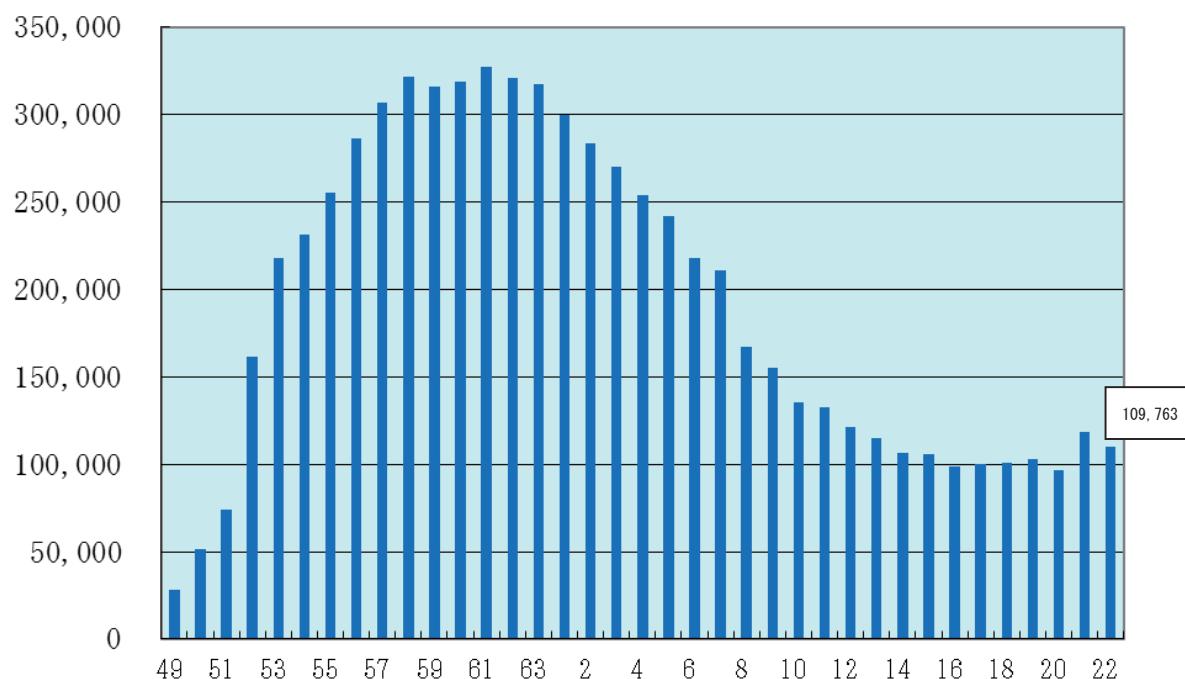


補償給付費納付金の年度別推移



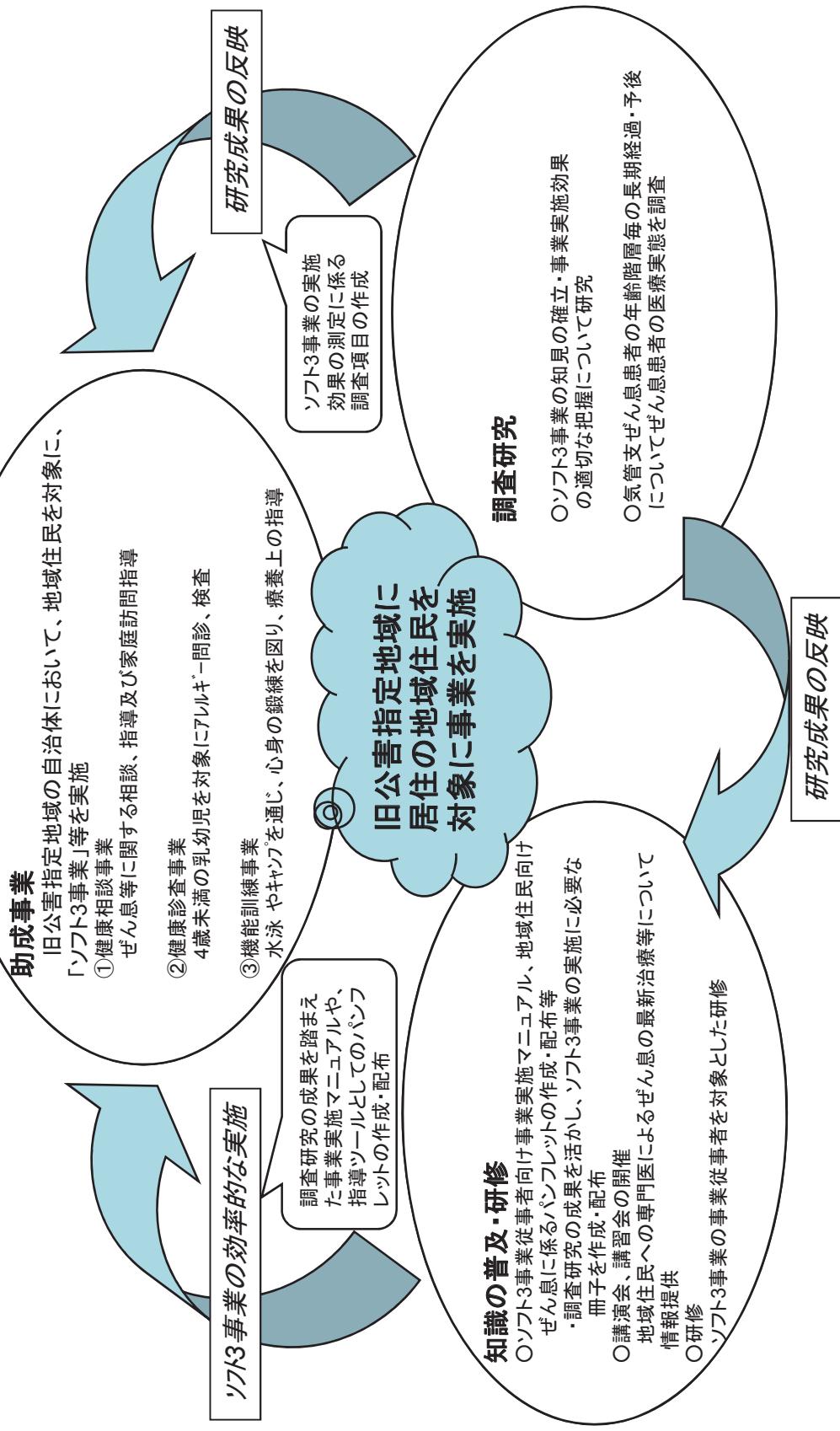
公害保健福祉事業費納付金の年度別推移

単位：千円



公害健康被害予防事業の概要

- ◎S62の公健法の改正により、新たな患者認定を打ち切る代わりに、旧公害指定地域の住民を対象に、ぜんそく等の発症予防・健康回復のための環境保健サービスを提供
- ◎事業実施に必要な費用は、汚染原因者である事業者の拠出金等により、機構に造成された基金の運用益により実施



公害健康被害予防基金の運用方針について

公害健康被害予防基金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程第11条の規定に基づき、下記の方針を作成し実施することとする。

記

1. 運用方針

公害健康被害予防基金の運用については、予防基金が公害健康被害予防事業を実施する財源を賄うために、国及び民間等出えん金により造成されたものであることを踏まえ、安全かつ有利な運用を行う。

2. 運用対象

国の出資金及び民間等出えん金を運用対象とする。

3. 運用方法等

(1) 運用方法

中期的な金利見通し、満期償還額の平準化、運用利回り及び保有債券の種別バランス等を勘案して、独立行政法人環境再生保全機構法第14条第2項及び独立行政法人通則法第47条第1号に基づき次の債券により運用する。

- ① 国 債
- ② 地方債
- ③ 政府保証債
- ④ その他環境大臣の指定する有価証券

イ 特別の法律により設立された法人の発行する債券

ロ 金融債

ハ 上場された会社の物上担保又は一般担保を付して公募された社債

ニ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの

(2) 購入対象債券

購入対象債券は、複数の格付機関による長期價格付け又は発行体格付けが一定の要件を満たしているものとする。

附則

1. 本方針は、平成22年4月1日から施行する。なお、公害健康被害予防基金の取扱いあるいは金融情勢等に特段の変化がない場合は継続して適用する。
2. 各年度の運用については実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

公害健康被害予防基金債券運用状況

債券別運用状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(単位：百万円、%)

銘柄	期末残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国債	7,282	16.6	265	3.63
地方債	8,833	20.1	159	1.78
財投機関債	6,614	15.1	124	1.87
政府保証債	6,482	14.8	118	1.82
社債	6,496	14.8	107	1.65
コーラブル円建外債※	8,200	18.7	262	2.85
合計	43,906	100.0	1,034	2.30

※コーラブル円建外債：円建外債は、外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの。通常の債券は発行時に償還額及び償還日が定められているが、コーラブル円建外債は発行体が償還日前に一括償還する権利を有している債券であって、発行時にコール条項として期限前一括償還について定められているもの。

平成 22 年度 ソフト3事業等実施状況

事業内容		実施状況		金額 (千円)
環境 保健 事業	ソフト3事業	健康相談事業	参加人数(人)	8,978
			家庭訪問指導(人)	381
			ピーカンローメーター(個)	100
			ネブライザー(台)	100
	健康診査事業	指導対象リスク児数(人)	166,097	147,769
			血液検査受検者数(人)	
	機能訓練事業	参加人数(人)	34,065	240,408
		ピーカンローメーター(個)	1,243	
	小計	参加人数(人)	209,140	438,393
	附帯事業			36,152
環境改善事業	医療機器等整備(助成)事業	施設数	5	41,762
	小計			516,307
	計画作成事業	事業数	1	143
	最新規制適合車等代替促進(助成)事業	台数	48	17,280
	大気浄化植樹(助成)事業	植樹面積(m ²)	1,616	7,493
小計				24,916
事務連絡等経費				1,712
合計				542,935

※ ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金2億円を活用

※※ 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息電話相談事業など機構自らが実施した事業

ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後のニーズ把握

1. ニーズを踏まえた事業改善

平成 21 年度事業参加者からのアンケート結果や行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえて実施した患者団体等へのヒアリング等に基づく平成 22 年度事業への反映事例

(1) 講演会、講習会

要望等	反映事項等
<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに基づく最新情報の提供 ・一般住民を対象とした「COPD」をテーマとする講演会の実施。 ・専門医との相談、交流の機会の提供。 ・中国地区における講演会の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新のガイドライン（「小児気管支喘息治療・管理ガイドライン 2008」、「アレルギー疾患診断・治療ガイドライン 2010」等）に基づく講義を実施。 ・吹田市との共催で一般住民を対象として「COPD」をテーマとした講演会を実施。 ・日本小児アレルギー学会との共催で市民公開講座を実施。 ・岡山県との共催で講演会を実施。

(2) 研修

要望等	反映事項等
<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体で行っている事業の紹介や具体的な事例の検討、意見交換の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者以外の専門研修（機能訓練研修、小児及び成人の保健指導研修、フォローアップ研修）において具体的な事例について討議を行うなど、自治体担当者間における意見交換の場を提供。
<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導の現場で役に立つ実践的な内容の講義の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スパイロメーターの実習、在宅酸素の実演、環境整備の方法など、実技の伴う実践的な講義を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸リハビリテーションの普及、人材養成のための研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が実施する「第 7 回呼吸リハビリテーション研修会」に派遣型研修として研修生を派遣。
<ul style="list-style-type: none"> ・ぜん息の患者教育実践に必要な知識・技術を修得するコメディカル向けの専門研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコメディカルスタッフを対象として、患者教育をテーマとする「ぜん息患者教育スタッフ養成研修」を実施。

2. 今後のニーズ把握

平成 22 年度事業参加者のアンケート等により把握した今後の要望、意見等

(1) 講演会、講習会

要望等	検討状況
<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育現場での子供たちへの対応について。 ・個別質問に対する時間の確保。 ・吸入手技等の実技指導の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関との連携による学校現場でのぜん息児の対応等に関する内容の講演会を実施予定。 ・質問時間を可能限り長く確保するとともに、講師の同意等が得られれば、講演終了後に個別相談会の実施を検討。 ・プログラムに吸入手技など自己管理手法に関する模擬、実演を導入予定。

(2) 研修

要望等	検討状況
<ul style="list-style-type: none"> ・指導現場でも活用できる研修テキストの作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修期間中のテキストとしての活用だけでなく、研修終了後、指導の現場でも使用可能なテキストの作成を検討。
<ul style="list-style-type: none"> ・業務多忙で研修に参加できないので、通信教育等による研修の実施の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から e ラーニングによる教育システム構築のための研究を実施しており、本研究で作成したシステム及びコンテンツを機構ホームページで掲載を検討。
<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体、他病院など実際のぜん息キャンプに参加する機会の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ぜん息キャンプ体験型研修の実施に向けて研修コースの一部見直しを検討。
<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の事業内容の紹介。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の実践事例を発表する機会をカリキュラムに取り入れるようカリキュラムの一部見直しを検討する。また、ベストプラクティスを取りまとめた実践事例集の作成を検討。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価手法及び事業効果について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保健調査研究に係る研究成果やソフト3事業の事業効果把握調査結果を報告する機会をカリキュラムに取り入れるよう カリキュラムの一部見直しを検討。

行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえて実施したヒアリング実施機関

ぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新のニーズを把握する目的で、患者団体、関連学会の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部局等へのヒアリングを下記のとおり実施した。

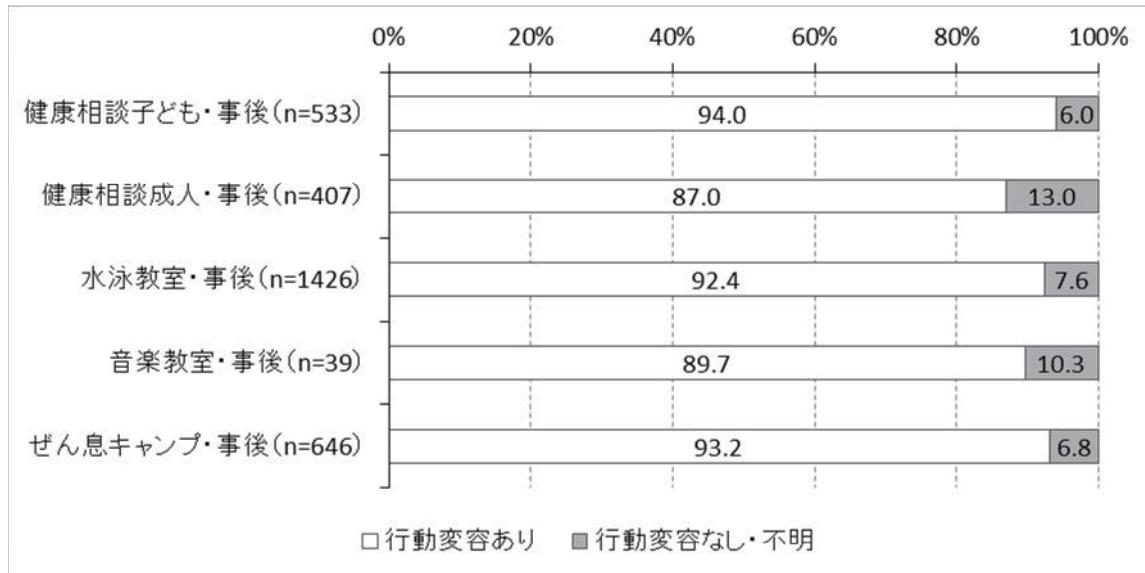
団体、機関	実施機関
①患者団体	ア. 公害地域再生センター イ. 水島地域環境再生財団 ウ. 環境汚染等から呼吸器疾患病者を守る会(エパレク) エ. アレルギーを考える母の会 オ. 日本呼吸器障害者情報センター
②関連学会	ア. 日本アレルギー学会 イ. 日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会 ウ. 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会
③地方公共団体環境保健部局	新宿区、台東区、富士市、愛知県、 名古屋市、四日市市、大阪市、西宮市

**ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査
及び事業の改善に向けた検討状況**

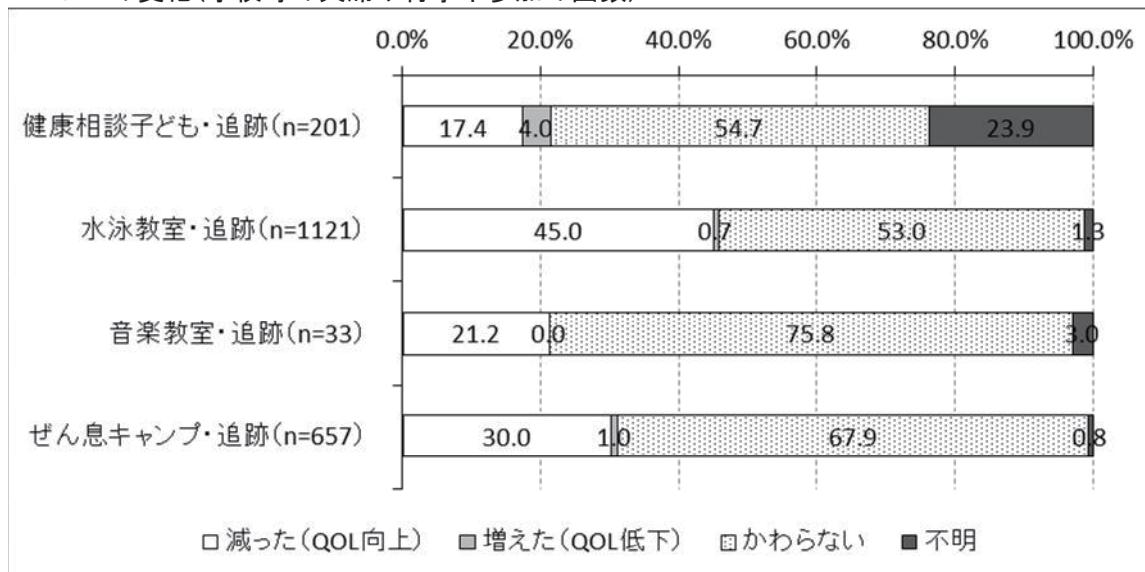
項目	内 容
ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査の実施	<p>・46 地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統一的な調査票を用いて、事業実施後及び事業実施2ヵ月後にアンケート調査を実施し、①参加した事業に対する評価、②行動変容(事業実施前後における事業対象者本人や家族の取組の変化)、③知識の普及・気づき、④事業参加前後の事業対象者及び家族の QOL の変化、⑤事業対象者本人のコントロール状況の変化(症状の変化)を評価指標として事業実施効果を把握した。</p>
事業改善に向けた今後の方向性についての検討	<p>・ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査結果を踏まえ、今後の事業改善に向けて次年度以降、1)自治体の事業実施状況の詳細把握、2)自治体の事業改善に資する数値の収集、提供に関する検討、3)事例集の作成に関する検討、4)事業効果の公表方法等について検討を行う予定である。</p>

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告－抜粋－
 (平成22年度本格調査結果－中間報告－)
 (平成22年4月1日～平成23年2月末までの回収データを集計)

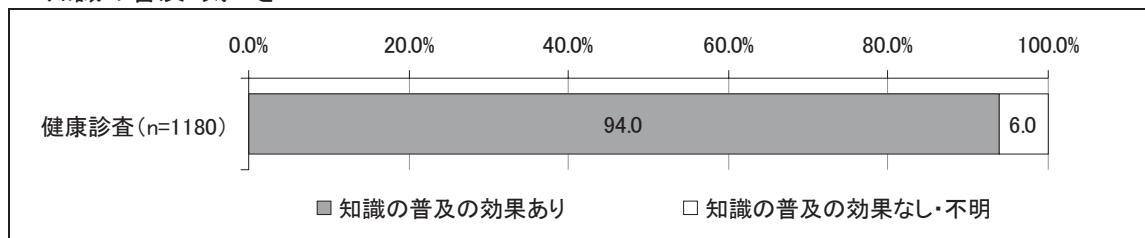
1. 行動変容



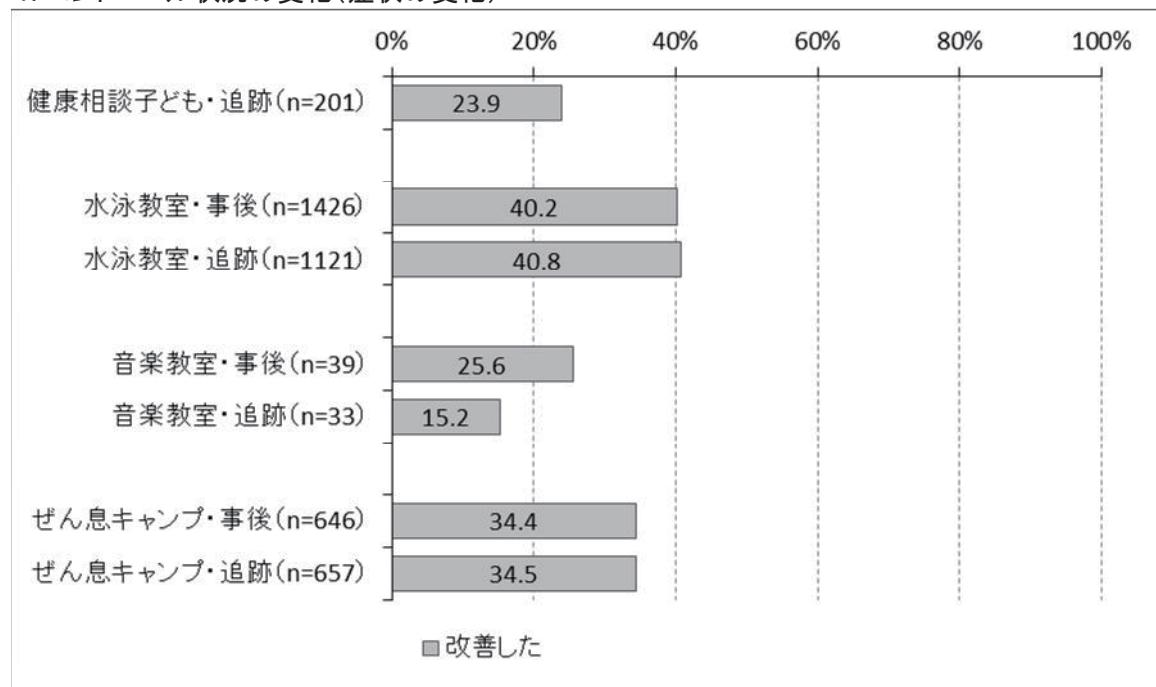
2. QOLの変化(学校等の欠席や行事不参加の回数)



3. 知識の普及・気づき



4. コントロール状況の変化(症状の変化)

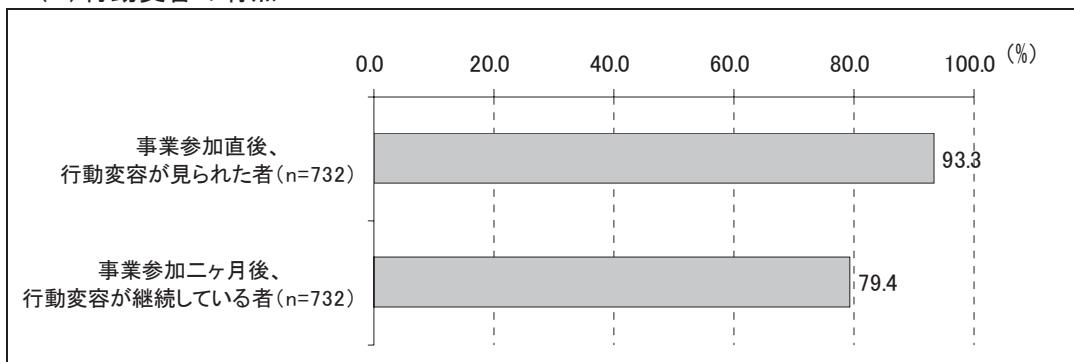


(参考)

【水泳教室】

1. 行動変容

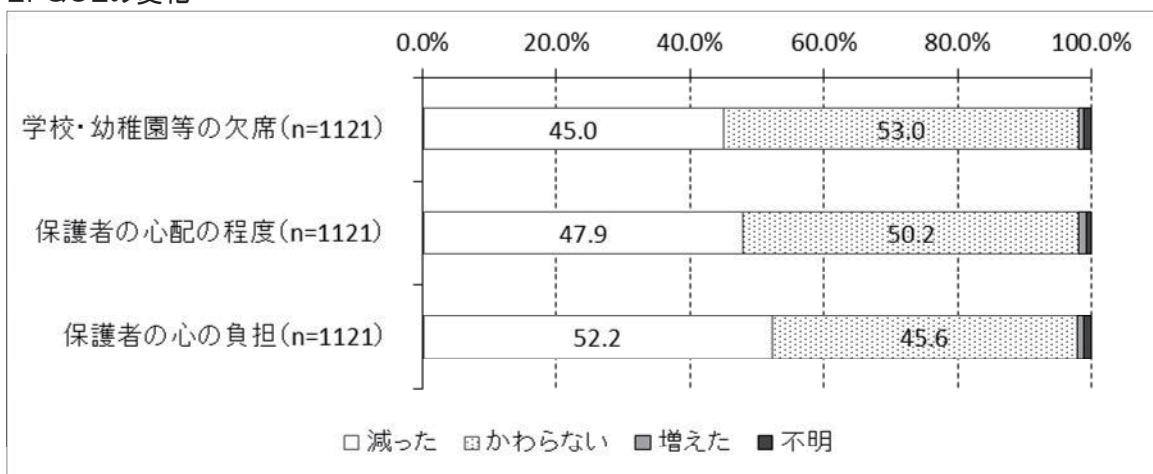
(1) 行動変容の有無



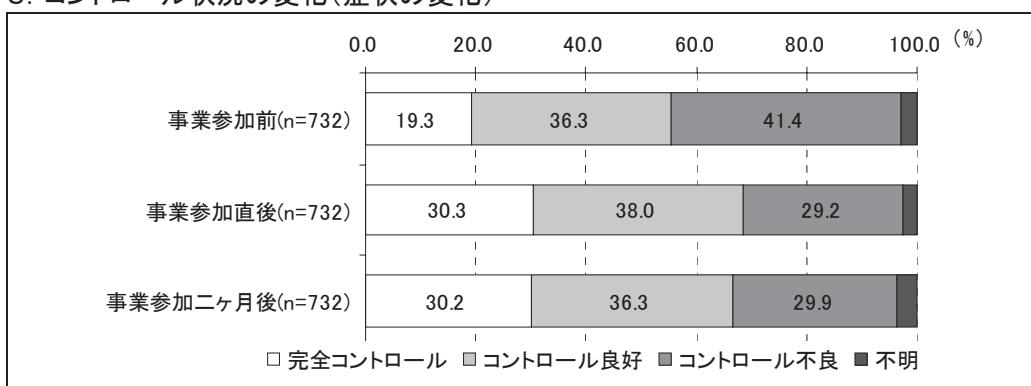
(2) 行動変容の内容

第 1 位	自分の体調管理に気を配る	49.9%
第 2 位	ぜん息に対し関心を持つ	45.1%
第 3 位	(家族が)環境の整備に気をつける	44.5%

2. QOLの変化



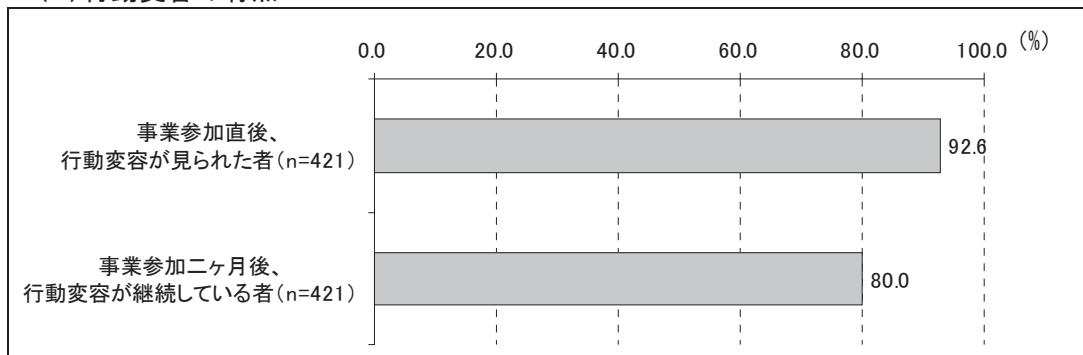
3. コントロール状況の変化(症状の変化)



【ぜん息キャンプ】

1. 行動変容

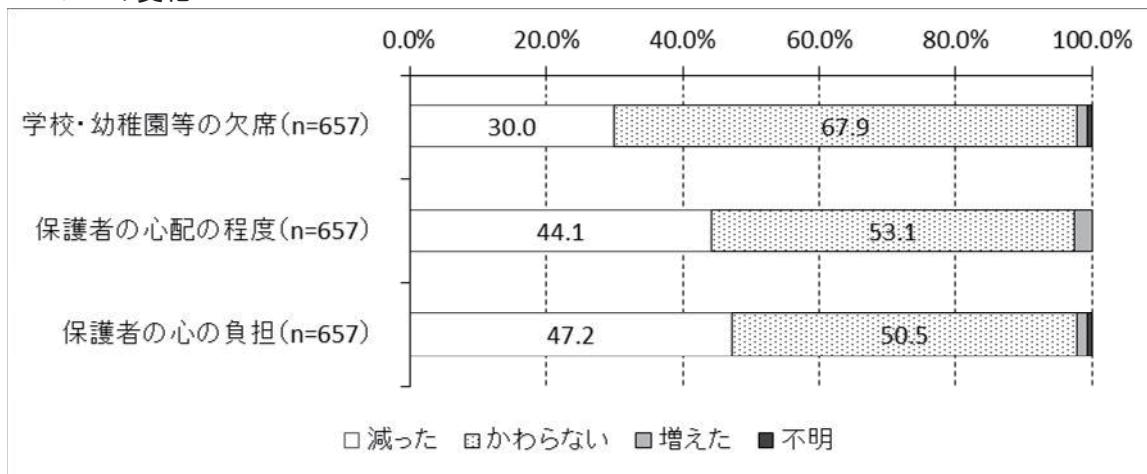
(1) 行動変容の有無



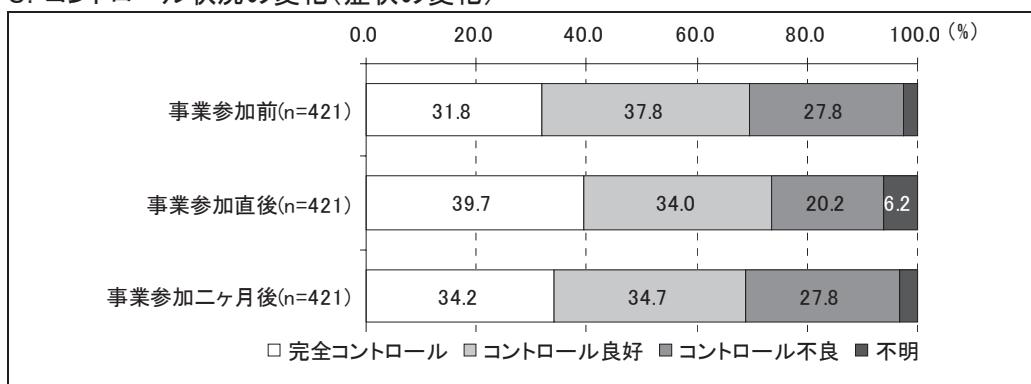
(2) 行動変容の内容

第 1 位	ぜん息に対し関心を持つ	54.4%
第 2 位	自分の体調管理に気を配る	53.4%
第 3 位	薬の名前を言える	39.4%

2. QOLの変化



3. コントロール状況の変化(症状の変化)



平成 22 年度新規調査研究課題の公募について

平 成 2 2 年 4 月 1 日
独立行政法人環境再生保全機構
業務 担 当 理 事 今 井 辰 三

独立行政法人環境再生保全機構大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領(平成 17 年細則第1号)第4条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 公募の分野

(1) 小児・思春期を対象とした環境保健事業の事業実施効果の適切な把握及び事業内容の改善方法に関する調査研究
(研究課題: 5課題)

(2) ぜん息発症予防・健康回復のための知識の体系化に関する調査研究
(研究課題: 3課題)

2. 調査研究計画書の提出期限

平成22年4月1日(木)～平成22年4月30日(金) (当日消印有効)

3. その他

調査研究の目的、調査研究課題、応募資格、調査研究計画書の提出方法等については、別添の公募要領を参照してください。

平成 22 年度新規調査研究課題の公募について

平成 22 年 3 月 1 日
独立行政法人環境再生保全機構
業務担当理事 斎藤 照夫

独立行政法人環境再生保全機構大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領(17年細則第1号)第4条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 調査研究の対象となる分野

一般ユーザーに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関する調査研究

2. 調査研究計画書の提出期限

平成 22 年 3 月 1 日(月)午前 9 時 30 分 ~ 平成 22 年 4 月 15 日(木)午後 6 時まで必着
又は持参のこと

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については別添書類を参照して下さい。

平成 22 年度環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>3分野16課題について実施</p> <p>分野 I 小児・思春期を対象とした環境保健事業の事業実施効果の適切な把握及び事業内容の改善方法に関する調査研究</p> <p>1. 健康相談事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究</p> <p>2. 健康診査事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究</p> <p>3. 水泳訓練教室の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究</p> <p>4. ぜん息キャンプの効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究</p> <p>5. ぜん息患者の自立を支援する長期管理に関する調査研究</p>	<p>小・中・高校において健康調査等を用いた健康相談対象者の抽出方法や適切な相談方法を検討するとともに、適切な効果を得るために障害となる事象の検討、適切な評価方法を検討する。</p> <p>2-① 気管支喘息のテーラーメイド的予知に基づく発症予防法と QOL 調査票を導入した独創的評価法の確立に関する調査研究 気管支喘息発症の個別化予防のためのテーラーメイド予知と予防法を確立するとともに、QOL 調査票を導入し、予知・予防指導の効果を評価する。</p> <p>2-② 健康診査事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究 4歳以下の乳幼児を対象に、喘息を疑わせる乳幼児期の喘鳴性疾患の患児に対して、喘息の主要な症状である喘鳴と咳嗽について注目し、これらの客観的な評価法を確立する。</p> <p>水泳訓練教室等の事業において、ぜん息症状やピーカフロー、呼気中 NO 等から構成される自己管理評価票を作成し、自己管理教育用のツールの意義を明らかにするとともに、自己管理教育のためのプログラムを作成する。</p> <p>喘息キャンプに参加する患児の呼気中一酸化窒素濃度(eNO)を測定し、気道の状態を客観的な数値として把握することで、キャンプでの保健指導の効果にどのような影響を及ぼすか検証する。</p> <p>5-① ぜん息患者の自立を支援する長期管理に関する調査研究 独自の行動科学的アプローチを取り入れたテーラー化指導プログラムを開発し、個別対応プランの活用法を検証し、吸入指導マニュアルを導入した個別指導法を確立する。</p>

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>分野Ⅱ 気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後を踏まえた健康相談・健康診査・機能訓練事業の事業内容の改善方法に関する研究</p> <p>分野Ⅲ ぜん息発症予防・健康回復のための知識の体系化に関する調査研究</p> <p>1. 小児・思春期を対象とした健康相談・健康診査・機能訓練事業を効果的に実施するために事業従事者が有すべき知識の体系化に関する調査研究</p> <p>2. 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導の実践に関する調査研究</p>	<p>5-② 気道炎症評価にもとづく小児ぜんそく患者の効果的な長期管理法と自己管理支援の確立に関する調査研究 日本人小児の呼気 NO 基準値を確立し、呼気 NO 測定の臨床応用について多面的に明らかにし、気道炎症モニタリングを取り入れた長期管理及び自己管理指導について検討する。</p> <p>ぜん息の長期予後について、小児喘息の 40 年間にわたる長期予後の追跡と成人喘息のレセプト調査による治療実態の定期的追跡を行うことで、寛解・治癒に関わる因子や重症化・難治化に関わる因子を明らかにする。</p> <p>保健師等のコメディカルとのチーム医療を推進するためにアレルギー専門コメディカルの養成のための e ラーニングシステムを活用した教育カリキュラムを作成する。</p> <p>2-① 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導(患者教育)の実践に関する調査研究 ぜん息患者の自己管理技術やアドヒアランスを評価する質問票を作成するとともに、自己管理に精通した熟練患者による患者教育の有用性の検証など自己管理教育の新たな仕組みを検討する。</p> <p>2-② 『喘息死ゼロ』実現に向けた、東濃地区における患者吸入指導一貫体制の整備とその効果検討 患者吸入指導体制の整備のため、東濃地区内の全薬剤師に対して検定試験を行い、認定吸入指導薬剤師整備を行い、その効果を検証する。</p> <p>2-③ ぜん息患者および未発症成人における気道炎症病態と種々の要因とくに大気汚染との関連に関する調査研究</p>

調査研究課題名	調査研究の概要
3. COPD 患者の機能回復に関する調査研究	<p>する調査研究 ぜん息群および非ぜん息群において一酸化窒素測定と呼気凝縮液の測定による気道炎症病態の解析を行い、これらに DEP 等の大気汚染がどう影響するかを検討する。</p> <p>2-④ 吸入ステロイド葉服葉指導の実態と効果的な病葉連携、指導プログラムによる長期管理改善に関する調査研究 医療者と患者のインターフェースの両サイドからアプローチをして、吸入ステロイド葉が喘息患者の気道粘膜に適正にデリバーアーされるためのハードルを、単に吸入デバイスの効率という道具のレベルでなく、医療者、患者のヒューマンのレベルで明らかにする。</p> <p>2-⑤ 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導の実践に関する調査研究 患者教育用のテキストを用いて、長期管理の効果を呼吸機能、ぜん息コントロールテストなどにより評価し、ぜん息患者に対する効果的な保健指導を病型、年齢階層、重症度に応じて実践するための方法を確立する。</p> <p>3-① COPD 患者と公害認定患者に対する重症度別、簡便呼吸リハビリテーションプログラムの多施設間無作為比較試験に関する調査研究 COPD 患者と公害認定患者に関する呼吸リハの評価法、呼吸リハの形態、運動療法の種類、実施期間、呼吸リハの OUTCOME などを前方視的に調査・解析することで、COPD と公害認定患者の重症度別、入院、外来、在宅呼吸リハの特徴とその効果を明らかにする。</p> <p>3-② COPD 患者における日常生活活動性の定量評価法の確立に関する調査研究 COPD 患者の活動性評価法を確立するとともに、確立した評価法を用い、COPD 患者の活動性の規定因子、医療介入による活動性改善の規定因子、活動性改善維持法を検討する。</p>

平成 22 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>局地的大気汚染対策に関する調査研究 以下の3研究について実施</p> <p>①局地汚染地域におけるシミュレーションモデルを用いた各種自動車排出ガス抑制対策の環境改善効果評価手法確立に関する研究</p> <p>②自然風を駆動力とする高活性炭素繊維(ACF)を用いた高機能NOx浄化システムの開発研究</p> <p>③一般ユーザーに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関する調査研究</p>	<p>幹線道路沿道において実施される各種自動車排出ガス抑制対策について、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境改善効果を定量的に評価し、地域の実情に応じた対策の選択ができるよう、シミュレーションにより環境改善効果を評価する技術的手法を確立するための検討を行う。</p> <p>NOx浄化能力が高くかつ低コストの高活性炭素繊維(ACF)ユニットの開発と実証を行い、幹線道路沿道等での適用可能性について検討を行う。</p> <p>一般の自動車ユーザーへの環境に配慮した自動車の使用(エコドライブ)の普及によって局地的な大気汚染等を改善することを目的に、一般の自動車ユーザーによるエコドライブの参加を促進するための仕組みの検討、構築を行う。 本調査研究における実証実験協力企業が、エコドライブの実施により設定目標の燃費向上を達成した場合、NOx排出量が 673kg 程度削減されると推計されている。</p>

平成 21 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>局地的大気汚染対策に関する調査研究 以下の3研究について実施</p> <p>①局地汚染地域におけるシミュレーションモデルを用いた各種自動車排出ガス抑制対策の環境改善効果評価手法確立に関する研究</p> <p>②自然風を駆動力とする高活性炭素繊維(ACF)を用いた高機能NOx浄化システムの開発研究</p> <p>③エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査</p>	<p>幹線道路沿道において実施される各種自動車排出ガス抑制対策について、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境改善効果を定量的に評価し、地域の実情に応じた対策の選択ができるよう、シミュレーションにより環境改善効果を評価する技術的手法を確立するための検討を行う。</p> <p>NOx浄化能力が高くかつ低成本の高活性炭素繊維(ACF)ユニットの開発と実証を行い、幹線道路沿道等での適用可能性について検討を行う。</p> <p>環境に配慮した自動車の使用(エコドライブ)による、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出低減効果について、自動車単体の排出ガス性状の実測を中心に、定量的に検討を行う。</p>

公害健康被害予防に関する調査研究の評価について

1. 評価の概要

環境保健分野は、平成 21 年度から 3 力年の研究期間で行っている 1 研究及び平成 22 年度から 2 力年の研究期間で行っている 15 研究について評価を実施した。

大気環境の改善分野は、平成 20 年度から 3 力年の研究期間で行っている 2 研究及び 2 力年の研究期間で行っている 1 研究について評価を行った。

なお、各項目に係る評価は、基準となる A～E の 5 段階評価結果を 5 点から 1 点に換算し、それぞれの評価をした委員の人数を乗じた値の平均点を算出している。

2. 調査研究評価項目

評価軸		事前評価	年度評価	事後評価
個別の評価軸	環境保健及び局地的大気汚染対策の推進への貢献度	○		○
	研究成果目標	○		
	明確性、的確性	○		
	達成度		○	○
	研究計画	○		
	適切さ	○		
	妥当性		○	○
内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		○		○
社会・経済に対する貢献度		○		○
総合評価		○	○	○

事前評価：調査研究の実施が決定されるまでに実施

年度評価：各年度の調査研究の終了時に実施

事後評価：調査研究の終了後で、調査研究成果が取りまとまり次第実施

3. 評価軸毎の結果

I 環境保健分野(平成 22 年度評価)

1 健康相談事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度			7			3.0
	研究計画の妥当性		1	5	1		3.0
総合評価			1	6			3.1

2 気管支喘息のテーラーメイド的予知に基づく発症予防法と QOL 調査票を導入した独創的評価法の確立に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		7				4.0
	研究計画の妥当性	3	3	1			4.3
総合評価		3	4				4.4

3 健康診査事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度	1	6				4.1
	研究計画の妥当性	3	3	1			4.3
総合評価		3	3	1			4.3

4 ぜん息キャンプ・水泳訓練教室・スケート教室の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度			7			3.0
	研究計画の妥当性		1	6			3.1
総合評価			1	6			3.1

5 喘息キャンプの効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		3	3	1		3.3
	研究計画の妥当性		3	3	1		3.3
総合評価			2	4	1		3.1

6 ぜん息患者の自立を支援する長期管理に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		1	6			3.1
	研究計画の妥当性		5	1	1		3.6
総合評価			3	4			3.4

7 気道炎症評価にもとづく小児ぜんそく患者の効果的な長期管理法と自己管理支援の確立に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度	1	4	2			3.9
	研究計画の妥当性	3	3	1			4.3
総合評価		3	3	1			4.3

8 気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後を踏まえた健康相談・健康診査・機能訓練事業の事業内容の改善方法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		5	2			3.7
	研究計画の妥当性	2	3	2			4.0
総合評価		2	4	1			4.1

9 小児・思春期を対象とした健康相談・健康診査・機能訓練事業を効果的に実施するために事業従事者が有すべき知識の体系化に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度	2	4	1			4.1
	研究計画の妥当性	3	3	1			4.3
総合評価		3	3	1			4.3

10 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導(患者教育)の実践に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		2	5			3.3
	研究計画の妥当性	2	4	1			3.1
総合評価		2	4	1			3.1

11 『喘息死ゼロ』実現に向けた、薬剤師吸入指導の実態調査と吸入指導セミナーの効果検討に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		5	2			3.7
	研究計画の妥当性	1	6				4.1
総合評価		1	5	1			4.0

12 ぜん息患者および未発症成における気道炎症病態と大気汚染状況との関連に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		4	3			3.6
	研究計画の妥当性	1	5	1			4.0
総合評価		1	5	1			4.0

13 吸入ステロイド薬服薬指導の実態と効果的な病薬連携、指導プログラムによる長期管理改善に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		4	3			3.6
	研究計画の妥当性	1	4	2			3.9
総合評価			5	2			3.7

14 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導の実践に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		6	1			3.9
	研究計画の妥当性	1	5	1			4.0
総合評価			7				4.0

15 COPD 患者と公害認定患者に対する重症度別、簡便呼吸リハビリテーションプログラムの多施設間無作為比較試験に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		1	6			3.1
	研究計画の妥当性		3	4			3.4
総合評価			2	5			3.3

16 COPD 患者における日常生活活動性の定量評価法の確立に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		5	2			3.7
	研究計画の妥当性	3	1	3			4.0
総合評価		3	2	2			4.1

II 大気環境の改善分野(平成 21 年度評価)

- 1 局地汚染地域におけるシミュレーションモデルを用いた各種自動車排ガス抑制対策の環境改善効果評価手法確立に関する研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度	2	3				4.4
	研究計画の妥当性	1	3	1			4.0
総合評価		1	4				4.2

※本研究は研究期間3年間の2年目となるため、年度評価結果となる。

- 2 自然風を駆動力とする高活性炭素繊維(ACF)を用いた高機能 NO_x 淨化システムの開発研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	研究成果目標の達成度		2	2	1		3.2
	研究計画の妥当性		3	1	2		3.4
総合評価			2	2	1		3.2

※本研究は研究期間3年間の2年目となるため、年度評価結果となる。

- 3 エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査

		A	B	C	D	E	平均点
個別の評価軸	局地の大気汚染対策の推進への貢献度	2	3				4.4
	研究成果目標の達成度		5				4.0
	研究計画の妥当性	1	2	2			3.8
	内容の独自性		2	3			3.4
	社会・経済に対する貢献度		3	2			3.6
総合評価			5				4.0

※本研究は研究期間2年間の2年目となるため、事後評価結果となる。

平成 22 年度 知識の普及事業実施状況

1. 講演会

(1) 開催状況 6 力所、789 人

実施時期	開催場所	参加者数
平成 22 年 10 月 17 日(日)	神奈川県 秦野市保健福祉センター2階 多目的ホール	78 人
平成 22 年 11 月 13 日(日)	四日市市 総合会館 2 階 多目的ホール	47 人
平成 22 年 12 月 12 日(日)	神戸市 勤労会館 7 階 大ホール	146 人
平成 22 年 12 月 14 日(火)	東京都 都庁第一本庁舎 5 階 大会議場	338 人
平成 23 年 1 月 30 日(日)	吹田市 文化会館メイシアター 小ホール	68 人
平成 23 年 3 月 13 日(日)	岡山県 アークホテル岡山 3 階牡丹	112 人
計		789 人

(2) アンケート調査の結果

参加者	回答者数	回答率	上位2段階までの評価	
789 人	596 人	75.5%	96.1%	573 人

2. 講習会

(1) 開催状況 15 力所、1,455 人

実施時期	開催場所	受講者数
平成 22 年 6 月 2 日(水)	川崎市 サンピアン川崎	167 人
平成 22 年 6 月 30 日(水)	川崎市 総合福祉センター	198 人
平成 22 年 7 月 2 日(金)	千葉市 保健所	99 人
平成 22 年 8 月 3 日(火)	安房郡鋸南町 葛飾区立保田しおさい学校	40 人
平成 22 年 8 月 20 日(金)	杉並区 産業商工会館	105 人
平成 22 年 8 月 30 日(月)	神戸市 労働会館	110 人
平成 22 年 8 月 31 日(火)	神奈川県 平塚保健福祉事務所	41 人
平成 22 年 9 月 11 日(土)	吹田市 市立保健センター	47 人
平成 22 年 12 月 1 日(水)	名古屋市 教育センター	22 人
平成 22 年 12 月 17 日(金)	大阪市 職員人材開発センター研修室	37 人
平成 23 年 1 月 21 日(金)	名古屋市 芸術創造センターホール	245 人
平成 23 年 1 月 31 日(月)	川崎市 中原休日急患診療所	29 人
平成 23 年 2 月 26 日(土)	静岡県 静岡県医師会館 大ホール	130 人
平成 23 年 3 月 3 日(木)	神奈川県 神奈川県民センター	28 人
平成 23 年 3 月 17 日(木)	大阪市 職員人材開発センター 講堂	157 人
計		1,455 人

(2)アンケート調査の結果

受講者数	回答者数	回答率	上位2段階までの評価	
1,455 人	1,252 人	86.0%	91.7%	1,148 人

3. 市民公開講座(新規)

(1)開催状況

○日本小児アレルギー学会市民公開講座

実施時期	開催場所	参加者数
平成 22 年 12 月 4 日(土)	パシフィコ横浜	161 人

(2)アンケート調査の結果

参加者数	回答者数	回答率	上位2段階までの評価	
161 人	86 人	53.4%	89.5%	77 人

4. ぜん息などのアレルギーをもつ児童・生徒のためのぜん息・アレルギーフォーラム(新規)

実施時期	開催予定場所
平成 23 年 3 月 27 日(日)	品川プリンスホテル

※東日本大震災の影響を踏まえ実施を平成 23 年度に延期

5. ぜん息電話相談事業

(1)実施状況

実施(予定)期間	相談時間	相談員	相談件数
平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 3 月 31 日 月～金 (祝日・土日除く)	9 時～17 時	専門医又は看護師	819 件

(2)アンケート調査の結果

相談件数	回答者数	回答率	上位2段階までの評価	
819 人	594 人	72.5%	96.8%	575 人

6. ぜん息児水泳記録会

(1)実施状況

実施時期	開催場所	参加者数
平成 22 年 9 月 23 日(木)	大阪プール	168 人
平成 22 年 10 月 9 日(土)	東京辰巳国際水泳場	177 人
計		345 人

(2)アンケート調査の結果

参加者数	回答者数	回答率	上位2段階までの評価	
345 人	251 人	72.8%	92.0%	231 人

7. 低公害車フェア等

(1) 開催状況 2カ所、108,000 人

実施時期	開催場所	内容	来場者数
平成 22 年 5 月 15 日(土) ~16 日(日)	神戸市 神戸メリケンパーク	低公害車の展示 35 台・ 試乗 4 台、ステージイベ ント、エコドライブ普及啓 発等を実施	13,000 人
平成 22 年 6 月 5 日(土) ~6 日(日)	横浜市 横浜みなとみらい 21 赤レンガ倉庫特設会 場	低公害車の展示 104 台・ 試乗 14 台、手作りエコカ ーコンテスト、ステージイ ベント、エコドライブ普及 啓発等を実施	95,000 人
計			108,000 人

(2) アンケート調査の結果

来場者数	回答者数	回答率	上位2段階までの評価	
108,000 人	953 人	1%	90.6%	863 人

8. 大気汚染防止推進月間におけるポスター

応募総数: 5,262 点

(応募内訳)

小学生: 519 点、中学生: 3,763 点、高校生: 875 点、その他: 105 点

9. エコドライブコンテスト

参加事業所数: 12,224 事業所

参加車両台数: 315,114 台

10. エコドライブセミナー

(1) 開催状況

・エコドライブコンテスト募集期間中 7力所、877 人

実施時期	開催場所	参加者数
平成 22 年 5 月 25 日(火)	大阪府 堺市産業振興センター	185 人
平成 22 年 5 月 28 日(金)	三重県 総合文化センター	36 人
平成 22 年 6 月 1 日(火)	福島県 ビックパレットふくしま	62 人
平成 22 年 6 月 11 日(金)	東京都 東京都トラック総合会館	177 人
平成 22 年 6 月 15 日(火)	北九州市 西日本総合展示場新館	72 人
平成 22 年 6 月 24 日(木)	名古屋市 中区役所ホール	268 人
平成 22 年 7 月 1 日(木)	群馬県 群馬会館	77 人
計		877 人

・エコドライブコンテスト事後 8 力所、868 人

実施時期	開催場所	参加者数
平成 23 年 2 月 2 日(水)	千葉県 船橋市民文化会館	114 人
平成 23 年 2 月 4 日(金)	東京都 東京都トラック総合会館	104 人
平成 23 年 2 月 9 日(水)	大阪府 大阪歴史博物館	129 人
平成 23 年 2 月 21 日(月)	三重県 四日市商工会議所	90 人
平成 23 年 2 月 24 日(木)	愛知県 中電ホール	289 人
平成 23 年 2 月 25 日(金)	静岡県 コンベンションアーツセンター グランシップ	55 人
平成 23 年 2 月 28 日(月)	兵庫県 兵庫県トラック協会 研修センター	47 人
平成 23 年 3 月 1 日(火)	北九州市 西日本総合展示場新館	40 人
計		868 人

(2) アンケート調査の結果

・エコドライブコンテスト募集期間中

参加者数	回答者数	回答率	上位2段階までの評価	
877 人	623 人	71.0%	84.3%	525 人

・エコドライブコンテスト事後

参加者数	回答者数	回答率	上位2段階までの評価	
868 人	660 人	76.0%	85.2%	562 人

平成 22 年度 研修事業実施状況

(1) 実施状況 総受講者数 436 人(聴講生を含む)

コース名		実施場所	実 施 時 期	受講者数
初任者研修	(小児)	東京	平成 22 年 6 月 7 日	65 人
	(成人)	東京	平成 22 年 6 月 8 日	
機能訓練研修		東京	平成 22 年 7 月 5 日 ~7 月 7 日	54 人
保健指導研修 (東日本)	(小児)	東京	平成 22 年 9 月 8 日 ~9 月 10 日	23 人
	(成人)	東京	平成 22 年 9 月 16 日 ~9 月 17 日	14 人
保健指導研修 (西日本)	(小児)	大阪	平成 22 年 9 月 29 日 ~10 月 1 日	45 人
	(成人)	大阪	平成 22 年 10 月 14 日 ~10 月 15 日	32 人
予防事業フォローアップ研修		東京	平成 22 年 11 月 29 日	25 人
環境改善研修		東京	平成 23 年 1 月 13 日 ~1 月 14 日	88 人
呼吸リハビリテーション指導者養成 に係る派遣型研修(新規)		福島	平成 23 年 3 月 5 日 ~3 月 6 日	19 人
ぜん息患者教育スタッフ養成 研修(新規)		大阪	平成 23 年 3 月 10 日 ~3 月 11 日	71 人
計				436 人

(2) アンケート調査の結果

受講者数	回答者数	回答率	上位2段階までの評価	
436 人	362 人	83.0%	96.1%	348 人

地球環境基金助成金の推移

(単位:件、百万円)

年度	助成の種類	区分	イ案件	口案件	ハ案件	合計	
H16年度		件数	58	7	138	203	
		金額	247	22	446	715	
H17年度		件数	57	9	136	202	
		金額	235	31	438	704	
H18年度		件数	48	7	115	170	
		金額	203	23	353	579	
H19年度		件数	44	5	125	174	
		金額	175	16	402	593	
H20年度	一般助成	件数	42	7	102	151	
		金額	166	21	325	512	
	発展助成	件数	2	1	37	40	
		金額	3	3	66	72	
	特別助成	件数	0	0	14	14	
		金額	0	0	95	94	
	小計	件数	44	8	153	205	
		金額	168	24	486	678	
H21年度	一般助成	件数	26	5	98	129	
		金額	99	14	319	432	
	発展助成	件数	1	0	38	39	
		金額	4	0	77	81	
	小計	件数	27	5	136	168	
		金額	103	14	396	513	
H22年度	一般助成	件数	20	5	92	117	
		金額	86	15	324	425	
	発展助成	件数	1	1	34	36	
		金額	2	3	80	85	
	小計	件数	21	6	126	153	
		金額	88	18	404	510	
H23年度	一般助成	件数	25	5	95	125	
		金額	102	16	324	442	
	発展助成	件数	3	1	33	37	
		金額	7	3	80	90	
	小計	件数	28	6	128	162	
		金額	109	19	404	532	
計		件数	327	53	1,057	1,437	
		金額	1,328	167	3,329	4,824	

※ 平成16～21年度は確定値である。

※ 平成22年度は交付決定値であり、平成23年度は内定値である。

イ案件：国内に主たる事務所を有する団体による開発途上地域の環境保全のための活動

口案件：海外に主たる事務所を有する団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件：国内に主たる事務所を有する団体による国内の環境保全のための活動

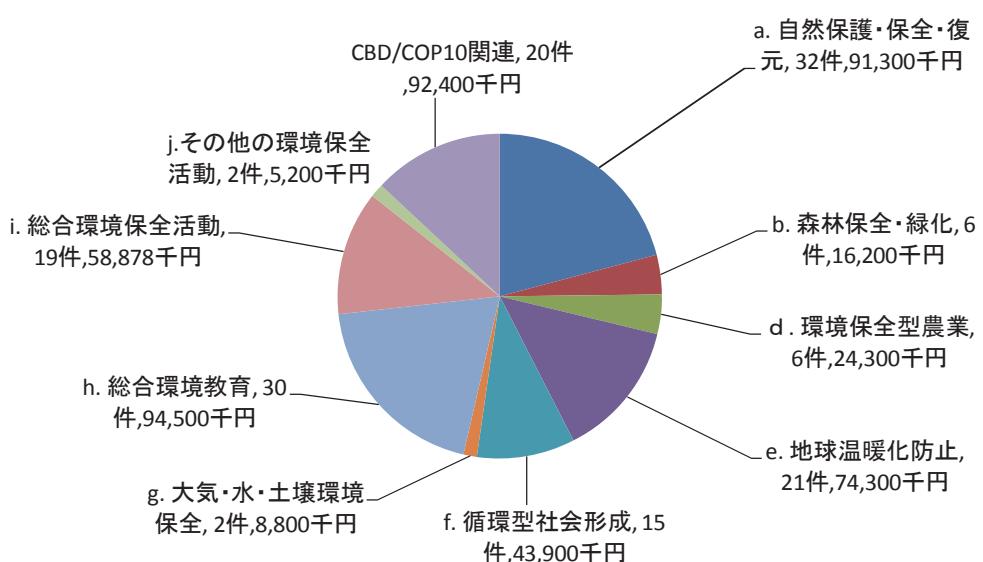
平成22年度助成金重点項目別助成件数及び金額

(参考)平成21年度

活動分野・項目	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計	金額(千円)	海外分野別比率	国内分野別比率	全体分野別比率	全体分野別比率
a. 自然保護・保全・復元	2	0	30	32	91,300	7.4 %	23.8 %	20.9 %	26.2 %
b. 森林保全・緑化	1	1	4	6	16,200	7.4 %	3.2 %	3.9 %	7.1 %
c. 砂漠化防止	0	0	0	0	0	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
d. 環境保全型農業等	6	0	0	6	24,300	22.2 %	0.0 %	3.9 %	5.4 %
e. 地球温暖化防止	1	1	19	21	74,300	7.4 %	15.1 %	13.7 %	14.3 %
f. 循環型社会形成	2	0	13	15	43,900	7.4 %	10.3 %	9.8 %	9.5 %
g. 大気・水・土壤環境保全	1	0	1	2	8,800	3.7 %	0.8 %	1.3 %	5.4 %
h. 総合環境教育	3	2	25	30	94,500	18.5 %	19.8 %	19.6 %	21.4 %
i. 総合環境保全活動	4	2	13	19	58,878	22.2 %	10.3 %	12.4 %	7.7 %
j. その他の環境保全活動	0	0	2	2	5,200	0.0 %	1.6 %	1.3 %	3.0 %
(重点項目)CBD/COP10関連	1	0	19	20	92,400	3.7 %	15.1 %	13.1 %	
合 計	21	6	126	153	509,778	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

※1. 活動分野・項目の網がけは重点分野・項目である。(重点項目の総件数は124件)

※2. 重点項目については、活動分野(a.~j.)の外数として整理している。



平成22年度助成金海外助成件数及び金額

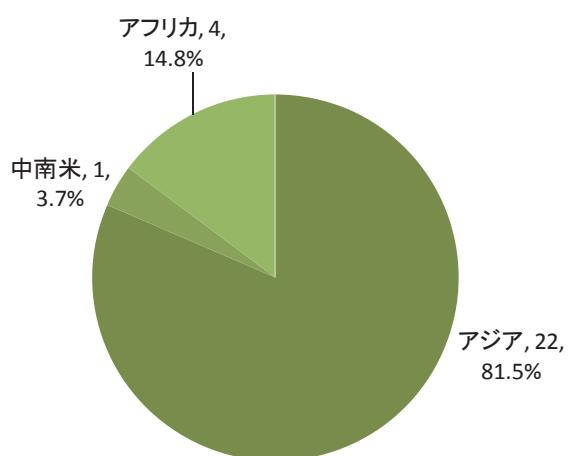
アジア	22年度採択件数			助成金額 (千円)
	イ案件	口案件	計	
インドネシア	2	1	3	10,700
タイ	3	-	3	11,600
フィリピン	2	1	3	8,300
ベトナム	1	-	1	6,500
ミャンマー	1	-	1	5,600
中国	2	-	2	8,700
インド	-	1	1	3,000
バングラデシュ	-	1	1	3,200
東南アジア(広域)	2	-	2	11,200
アジア(広域)	2	1	3	11,100
合計	15	5	20	79,900

中南米	22年度採択件数			助成金額 (千円)
	イ案件	口案件	計	
ブラジル	1	-	1	3,000
合計	1	0	1	3,000

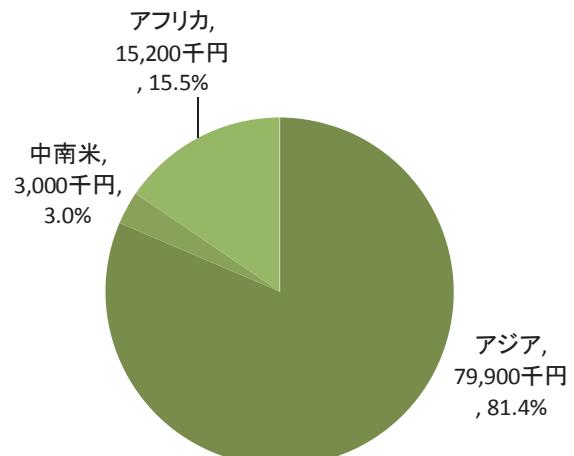
アフリカ	22年度採択件数			助成金額 (千円)
	イ案件	口案件	計	
ウガンダ	1	-	1	2,500
ザンビア	1	-	1	3,400
ケニア	1	-	1	4,000
南アフリカ	1	-	1	5,300
合計	4	0	4	15,200

総計	イ案件	口案件	計	金額(千円)
	20	5	25	98,100

平成22年度 地域別助成件数



平成22年度 地域別助成金額



平成 23 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項

【活動分野の配慮事項】

1) 地球温暖化防止に資する活動支援

平成 23 年度は京都議定書第一約束期間の 4 年目に当たり、議定書の 6 % 削減約束の確実な達成に向けた対策が求められている。また、2050 年までに世界全体で温室効果ガスの排出量を半減させるため、我が国を含む先進国全体で 80 % 又はそれ以上の削減を図っていく必要がある。さらに、平成 21 年 9 月の国連総会等において、鳩山総理は、温室効果ガス削減の中期目標について、1990 年比で 2020 年までに 25 % 削減をめざす旨を表明したところである。

このような状況を踏まえ、「低炭素社会」の実現に向けた取組について重点的に支援する。

2) 生物多様性の保全に資する活動支援

平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議の成果や、平成 22 年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2010」で示された四つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する）に即した活動を重点的に支援する。

また、多様な生態系を有し、生物多様性が豊かなアジア太平洋地域における環境 N G O ・ N P O の活動に期待がかかることから、アジア太平洋地域における自然環境保全に資する優れた活動について積極的な支援を行う。

さらに、自然循環の上で重要な部分を占める農林水産業について、その環境保全機能を十分に発揮されるよう、環境にやさしい自然生態系に調和した環境保全型農業等の推進に資する活動の支援に十分配慮する。

3) 循環型社会の形成に資する活動への支援

平成 20 年 3 月に策定された「第二次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合、各主体が連携・協働した 3 R の取組等に資する活動への支援を進める。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

1) 「リオ+20」に向けた取組みへの支援

平成24年度（2012年）は、1992年にブラジルのリオ・デジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（いわゆる「地球サミット」）から20年目となる節目の年に当たることを踏まえて、国内外における持続可能な開発の実現に向けた活動について特に重点的に支援する。

2) パートナーシップ（協働）に基づく環境保全活動の支援

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「環境保全活動・環境教育推進法」という。）において、環境保全に関する情報提供並びに環境保全に関する体験機会の提供や環境教育の推進における各主体の協働取組の促進が規定されていることを踏まえ、市民、民間団体、事業者、行政の連携・協力によるパートナーシップに基づく活動について重点的に支援する。

あわせて、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境N G O・N P Oを支援する活動（中間支援的な活動）についても積極的に支援する。

3) 環境教育等の推進のための活動支援

平成17年に始まった「国連持続可能な開発のための教育の10年」を踏まえ、環境保全を担う人づくりの推進が求められている。また、環境保全活動・環境教育推進法においても、環境教育の振興や体験機会、情報の提供活動の推進が求められている。

これらを受けて、国内及び開発途上地域における環境教育・学習や人材育成の推進のための取組を支援する。あわせて、問題解決のための政策提言策定のための活動についても支援する。

4) 國際的な環境保全活動への支援

国際的な環境保全活動の重要性が増す中で、我が国の環境N G O・N P Oがより高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境N G O・N P Oが行う東アジア地域での環境協力についても引き続き配慮する。

また、国連ミレニアム開発目標を考慮しつつ、開発途上地域における活動支援に当たっては、アセアン地域などのアジア太平洋地域での活動を中心として重点化を図る。

<平成 21 年度事後評価結果（知識の提供・普及啓発 環境教育分野）>

区分	団体名	プロジェクト名（平成 21 年度）	活動形態	活動分野	調査日	総合評価
ハ	赤城クリーン・グリーンエコネットワーク	広域連携における環境教育プログラム策定事業	知識の提供・普及啓発	総合環境教育	H22.3.13	A
ハ	こども国連環境会議推進協会	アジアの持続可能な発展を目指した教育の推進及び啓発活動	知識の提供・普及啓発	総合環境教育	H22.1.31	C
ハ	全国青年環境連盟（エコ・リーグ）	東アジアの青年環境活動活性化を目的とした日本の青年人材育成事業	知識の提供・普及啓発	総合環境教育	H21.12.1	A
ハ	(特定) フリンジシアタープロジェクト	「環境警察 2209」全国普及プロジェクト	知識の提供・普及啓発	総合環境教育	H22.2.6	C
ハ	よみがえれ四十万源流の会	四十万源流における自然環境保全・普及啓発活動	知識の提供・普及啓発	総合環境保全活動	H22.1.23 ～ H22.1.24	A

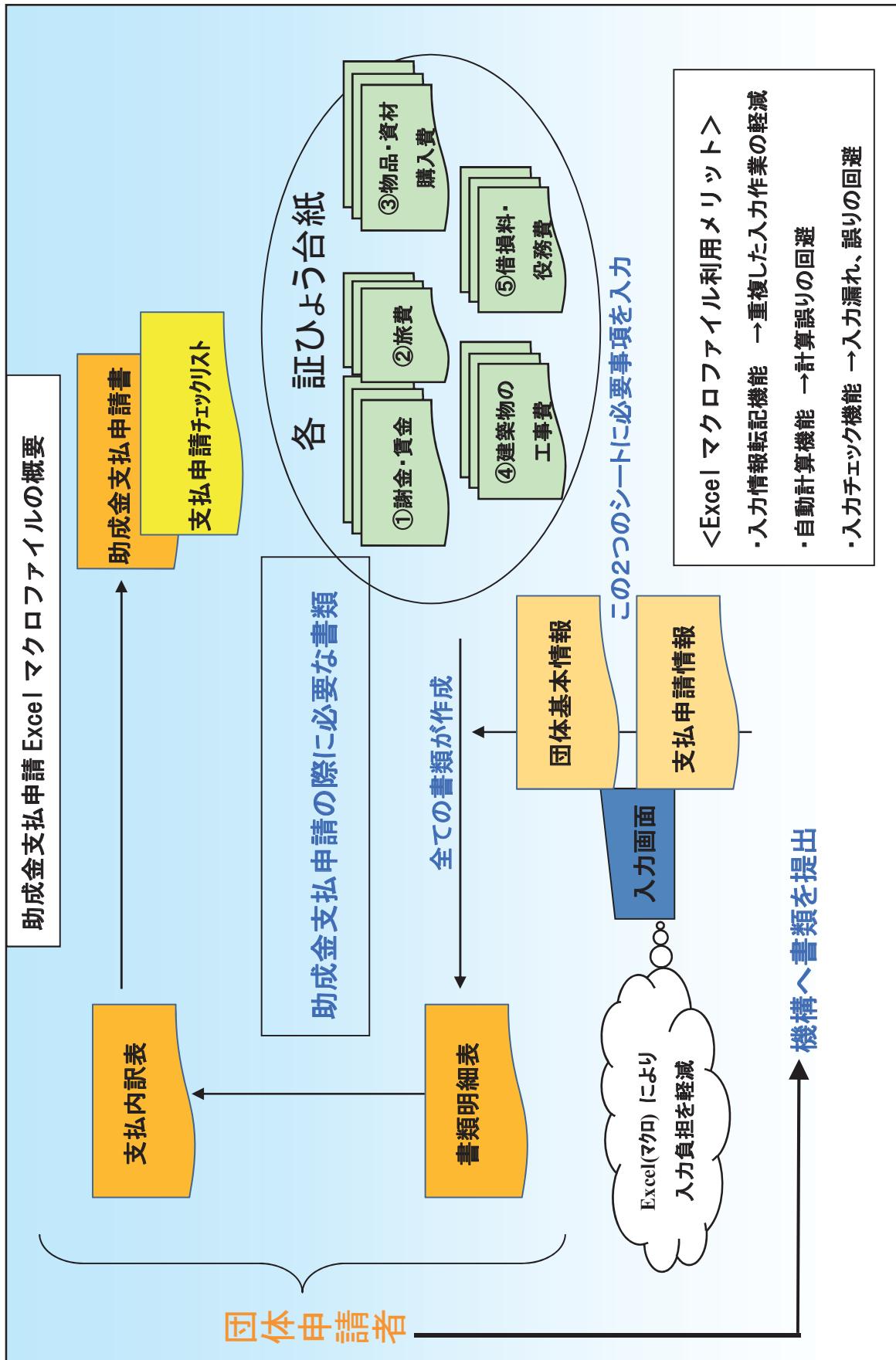
<平成 22 年度事後評価対象団体一覧（知識の提供・普及啓発 地球温暖化防止分野）>

区分	団体名	活動名	活動分野	調査日	実施地
ハ	(特定) 日本トイレ研究所	トイレからのエコアクション推進活動	地球温暖化防止	H22.11.12	東京
イ	グリーン購入ネットワーク（GPN）	アジア太平洋地域におけるグリーン購入普及・促進事業	総合環境保全活動	H22.11.17 ～ H22.11.19	フィリピン
ハ	(特定) 気候ネットワーク	地球温暖化防止のための国際合意と国内対策促進のリンクプロジェクト	地球温暖化防止	H23.1.22	京都
イ	日本環境ジャーナリストの会	環境を保護しながら経済成長する「環境・経済対策」と、そのジャーナリズムの報道手法に関する日中環境ジャーナリスト/NGO セミナー	総合環境保全活動	H23.1.27	東京
イ	(特定) FoE Japan	途上国の温暖化対策と資金メカニズムに関する調査・情報発信活動	地球温暖化防止	H23.2.25	東京

<参考> イ案件：日本国内に主たる事務所を有する団体が開発途上国の環境保全のために行う活動

ロ案件：海外に主たる事務所を有する団体が開発途上国の環境保全のために行う活動

ハ案件：日本国内に主たる事務所を有する団体が国内の環境保全のために行う活動

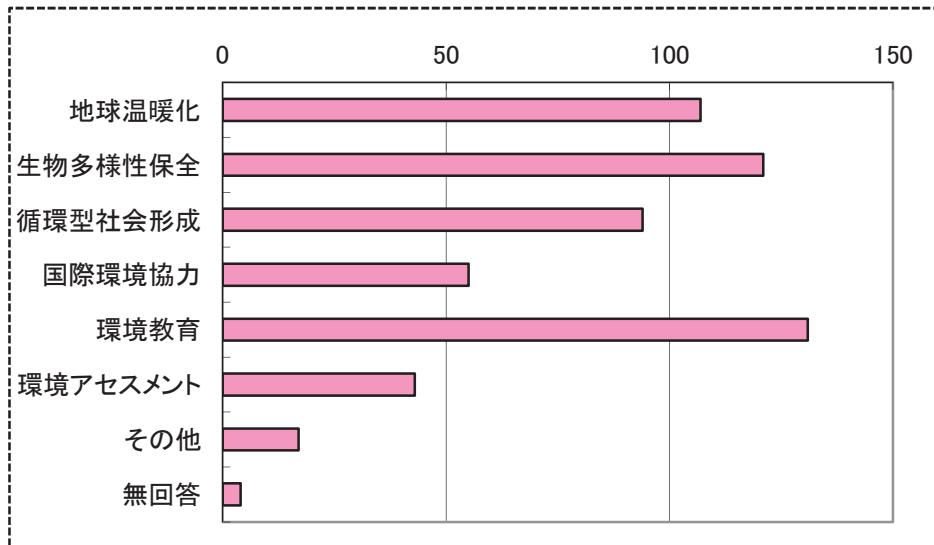


平成22年度 研修・講座実施状況

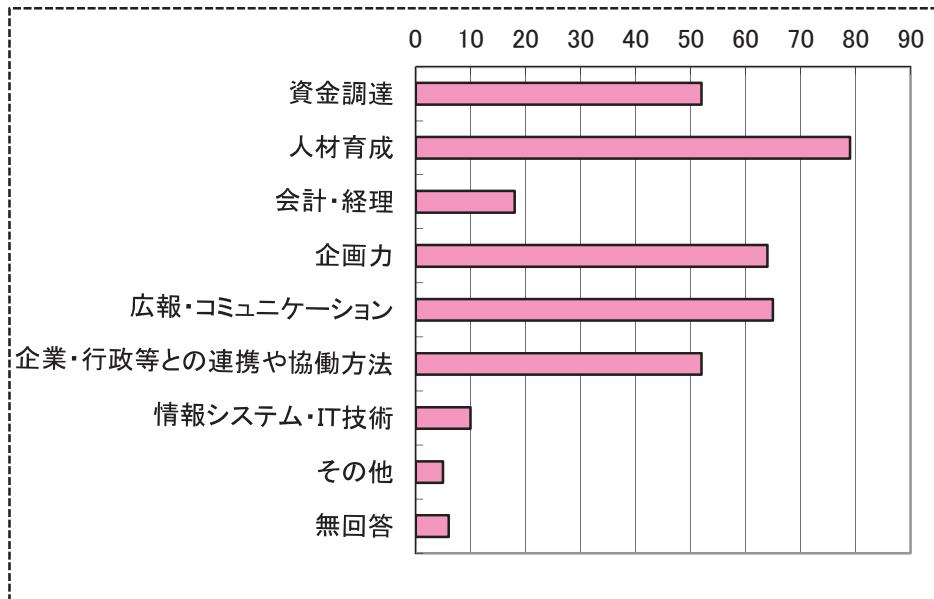
研修名	開催場所	開催日	参加者数	(有意義回答率)(%)	
地球環境基金助成団体活動報告会	東京都豊島区	11月27日(土)、28日(日)	210	100%	
環境NGO・NPO地域ワークショップ	仙台市	1月16日(土)	31	100%	
	関東・信越ブロック	実施せず(効果的な企画の提案がなされなかつたため)			
	岡山市	11月23日(火・祝)	31	96.7%	
	九州・沖縄ブロック	実施せず(効果的な企画の提案がなされなかつたため)			
環境保全に取り組むNGO・NPO運営講座・出前講座	札幌市	11月27日(土)、28日(日)	21	100%	
	中部・北陸ブロック	実施せず(効果的な企画の提案がなされなかつたため)			
	近畿圏内	8月～1月	6団体	100%	
	徳島県勝浦郡	12月4日(土)、5日(日)	16	100%	
市民活動のための環境アセスメント講座	東京都千代田区他	11月6日(土)、7日(日)	23	95.2%	
国際協力講座	名古屋市	10月24日(日)、25日(月)	29	96.2%	
環境保全戦略講座	地球温暖化防止分野	東京都千代田区	12月18日(土)、19日(日)	30	95.8%
	生物多様性保全分野	東京都渋谷区	12月18日(土)、23日(木・祝)	25	100%
	循環型社会形成分野	全国	実施せず(効果的な企画の提案がなされなかつたため)		
	持続可能な開発のための教育(ESD)分野	埼玉県東松山市	12月11日(土)、12日(日)	18	100%
海外派遣研修	タイ・インド	事前研修:7月18日(日) 現地派遣研修:8/18(水)～9月8日(水) 研修報告会:11月6日(土)	6	100%	
計			440 6団体	98.6%	

1. 平成 22 年度研修・講座アンケート結果

(1) 環境保全を進めるために必要としている情報やテーマ（専門知識）：572 件



(2) 環境保全活動を進めるために必要としている情報やテーマ（組織運営力）：351 件



2. 研修・講座運営団体からの意見・要望・提案等

- ①問題解決能力の支援と組織運営面の支援が必要。
- ②優れたデザインの研修・講座を複数の地域で実施するなど効率性の面で配慮すべき。
- ③地域性、対象者、それに応じた日数や回数等を考慮した研修・講座ができるような研修・講座企画が提案できるような検討ができないか。（例えば、ある分野の専門性又は能力等のスキルアップ、レベルアップを図るため、一定の条件に合致した者を対象に、連続的又は年間を通じて育成する研修の実施など）

広報募金活動の取組状況

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・全体が把握できるトップページの作成など地球環境基金のホームページ「地球環境基金の情報館」の改修 ・様々な寄付の事例を掲載し、振込用紙を添付したパンフレットの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・検索機能の強化などにより効果的な広報募金活動を行うため、地球環境基金システムを改修 <p style="text-align: center;">(改訂版作成)</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・東京新聞に記事広告（国際生物多様性の日の前日）
	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等設置場所拡大（国立公園ビジターセンター、国民宿舎、地方自治体の環境学習拠点施設） ・インターネットバンク（イーバンク銀行）による募金 ・コンビニエンスストアの情報端末（Fami ポート）による募金 ・これまでより小額の寄付者に対する感謝状の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等設置場所拡大（エネルギー環境学習施設、皇居外苑、新宿御苑、京都御苑） <p style="text-align: center;">→</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・手書きメッセージ入りサンクスカードを添えた領収書の発行 ・セゾンカード、UC カードの永久不滅ポイントによる寄付 ・クレジットカード（VISA、Master）による寄付 ・継続・高額寄付者に対する理事長の御礼のための訪問 <p style="text-align: center;">→</p>

地球環境基金部
地球環境基金の運用方針について

地球環境基金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程第11条の規定に基づき、下記の方針を作成し実施することとする。

記

1. 運用方針

地球環境基金の運用については、運用収入の確保を考慮し、財政融資資金への預託及び国債等の長期保有を中心として安全確実にかつ有利な運用を行う。

2. 運用対象

国の出資金、民間等出えん金及び財政融資資金預託金等の満期償還金を運用対象とする。

3. 運用方法

独立行政法人環境再生保全機構法第15条第2項に規定されるもののうち、次の有価証券等により運用する。

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 政府保証債
- ④ 金融債
- ⑤ 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金
- ⑥ 財政融資資金への預託

4. 取引（運用）機関の選定

有価証券及び預金については、機関において実績があり、地球環境基金の運用にかかる情報提供等の営業実績のある金融機関に引合いとするものとする。

5. その他

本方針は、地球環境基金の取扱あるいは金融情勢等に特段の変化がない場合は継続して適用する。各年度の運用については実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

以上

ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物処理基金業務について

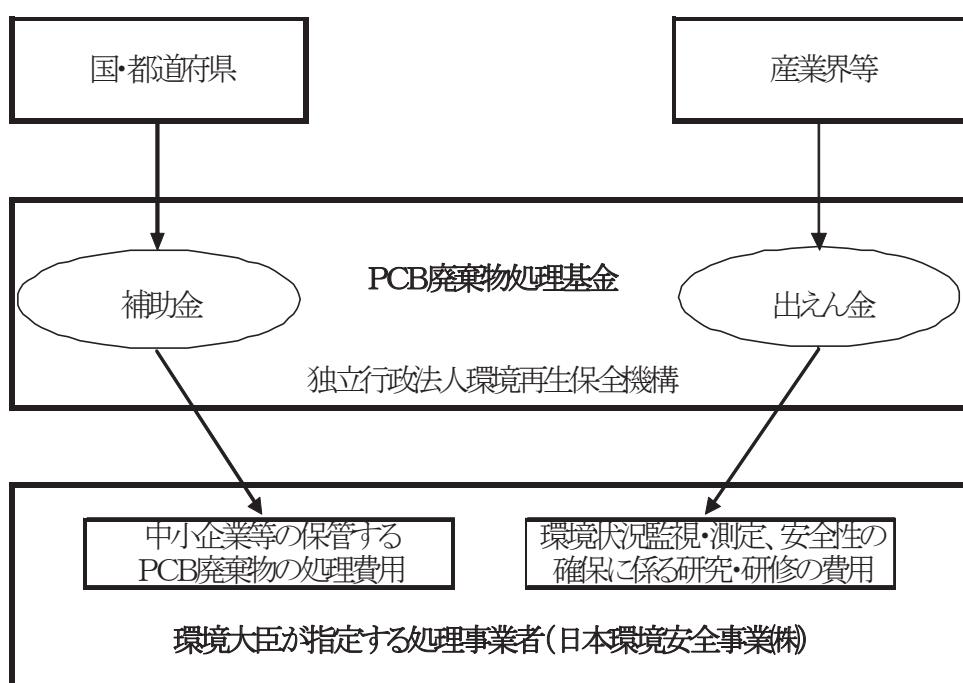
1. 目的

- (1) 中小企業者等が保管する大型のポリ塩化ビフェニル廃棄物（トランス・コンデンサ等）の処理に要する費用の軽減（軽減事業）
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進（振興事業）

2. 造成の方法

- (1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- (2) 産業界等（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。

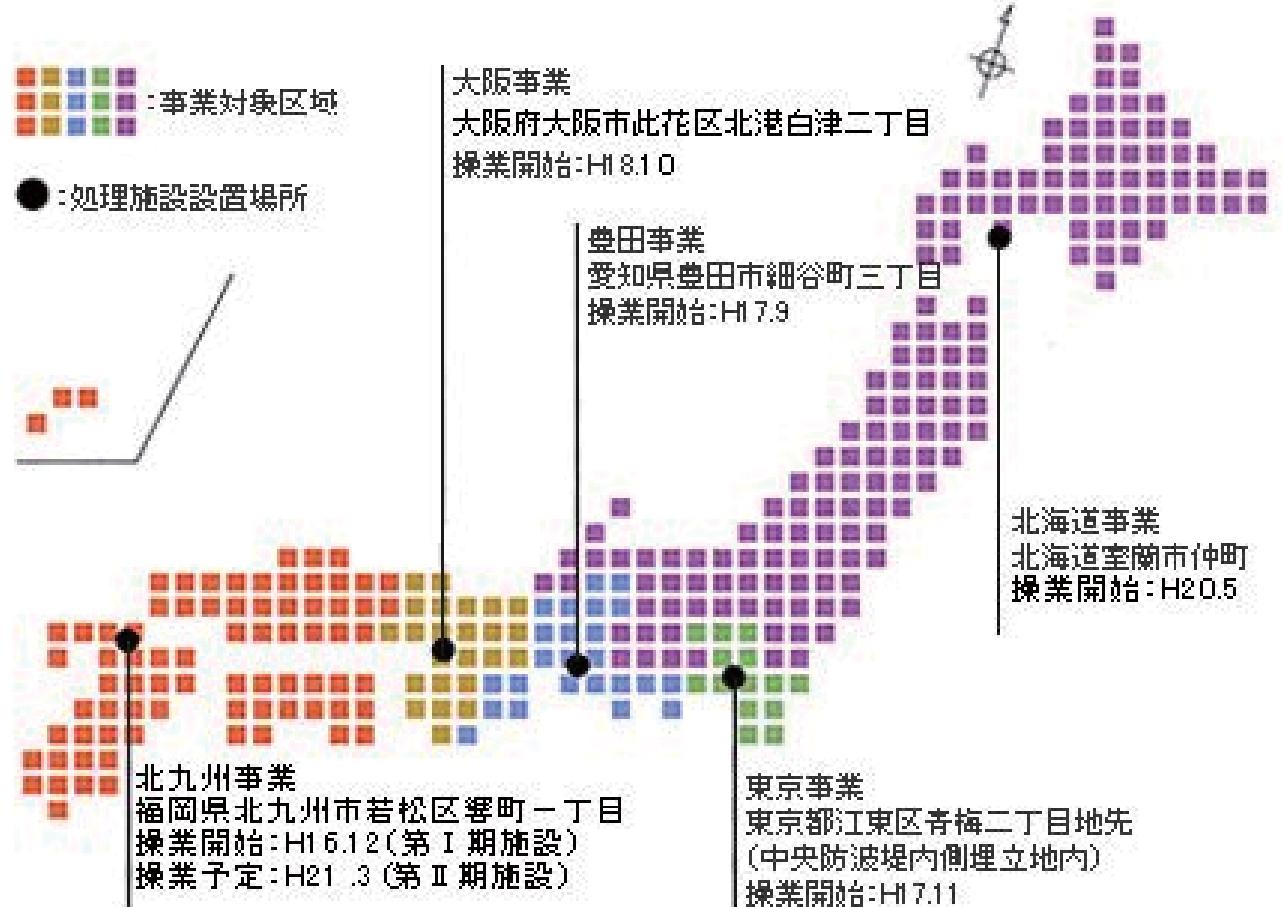
3. P C B 処理基金のスキーム



日本環境安全事業株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況について

※(平成 23 年 3 月現在)



事業所別処理対象都道府県

■北海道事業

北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・福井・山梨
・長野

■東京事業

埼玉・千葉・東京・神奈川

■豊田事業

岐阜・静岡・愛知・三重

■大阪事業

滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山

■北九州事業

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎
・鹿児島・沖縄

平成 18 年 3 月 22 日
地 球 環 境 基 金 部

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用方針について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下「基金」という。）の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程（平成 17 年 4 月 1 日規程第 3 号）（以下、「規程」という。）第 11 条に基づき、下記の方針を作成し実施することとする。

記

1. 運用方針

国及び都道府県等の助成金及び民間出えん金により基金を造成し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の進捗に対応して法に定められた処理期間内に取り崩して支出するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の性格から、安全性の確保を最優先に効率的な運用を考慮し国債で運用する。

2. 運用対象

国及び都道府県の助成金、民間出えん金、購入国債の利金及び満期償還金を運用の対象とする。

3. 運用方法

指定事業者（現状：日本環境安全事業株）の事業計画において取り崩しの可能性がない金額の範囲内で満期間 5 年以下の国債で運用する。取引口座開設に際しては顧客資産分別保管契約の締結を条件とする。

基金の受入れ及び短期に支出予定のある額については決済用普通預金で管理する。

4. 取引（運用）機関の選定

国債については、機構において実績があり、かつ過去 1 年間にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用に係る情報提供等の営業実績が良好な証券会社に引合いするものとする。

5. その他

本方針はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の取扱あるいは金融情勢等に特段の変更がない場合は継続して適用する。各年度の運用については実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

維持管理積立金業務について

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 85 号）に基づき、環境省令で定める最終処分場の設置者が、埋立処分終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立て、埋立終了後は徐々に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行おうとするものである。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 42 号）により、これまで維持管理積立金の対象外であった最終処分場についても平成 18 年 4 月 1 日より対象となった。

2. 制度の概要

(1) 積立て義務

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、都道府県知事が一定の基準に従い算定した額の金銭を維持管理積立金として環境再生保全機構に積み立てるものとする。

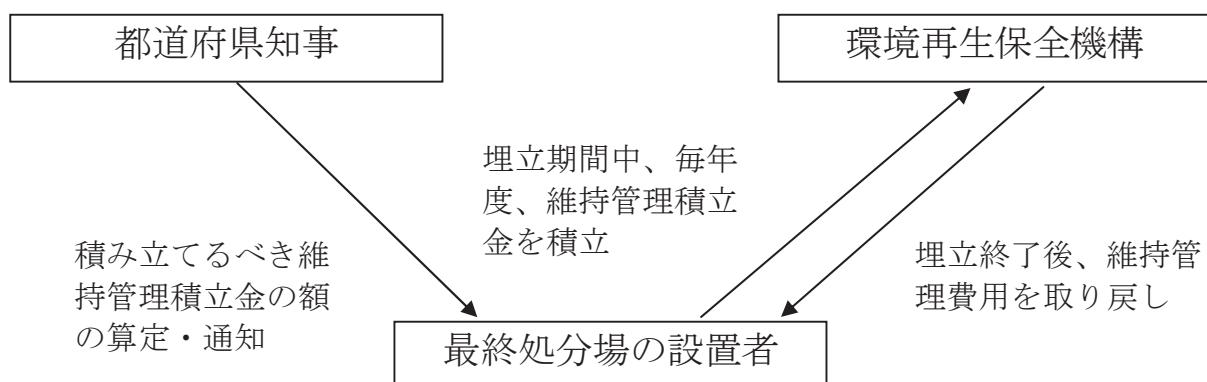
(2) 積立金の管理

維持管理積立金は、環境再生保全機構が管理するものとする。

(3) 積立金の取り戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、最終処分場に係る維持管理を行う場合は当該処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができるものとする。

3. 維持管理積立金のスキーム



平成20年2月5日
地球環境基金部

維持管理積立金の運用方針について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条の8の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条の5第3項に規定により管理する維持管理積立金(以下「積立金」という。)の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程(以下「規程」という。)第11条に基づき、下記の方針のとおり実施することとする。

記

1. 運用方針

法第8条の5第1項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者(法第15条の2の3において読み替えて準用する法第8条の5第1項に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者を含む。以下「最終処分場の設置者」という。)が積み立てた積立金であることを踏まえ、安全性の確保を最優先に運用する。

2. 運用対象

運用対象は、積立金のうち、取戻し申請に対応する額を除いた金額とする。

3. 運用方法

安全性の確保を最優先に、次の方法により運用する。

- (1) 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他環境大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の許可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

4. 取引(運用)機関の選定

規程第7条の要件を満たす金融機関に引合いするものとする。

5. その他

本方針は、維持管理積立金の取扱あるいは金融情勢等に特段の変更がない場合、継続して適用する。各年度の運用については、実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

石綿健康被害救済制度平成 22 年度広報実施計画（概要）

1. 広報活動の目的

石綿健康被害救済事業を様々な広報を通じ広く患者さんや関係者等に周知することで、申請手続きを容易に進めることができるように支援を行うとともに、事業の浸透を図る。

【基本的考え方】

- ・ 医師等の医療関係者及び医療機関等への広報・情報提供に力を注ぐ
- ・ 広報対象地域は、全国を対象としつつ、石綿製品を製造していた工場の周辺等特定の地域に対してはより丁寧な広報を行う
- ・ 石綿製品の使用等が多かった業種に対する広報を行う
- ・ 制度の受付窓口の一つとして重要な役割を担っている保健所等への情報提供を行うとともに、患者等への周知に関して保健所等の特性を踏まえた支援を求める

【22 年度の広報内容についての基本方針】

制度に関する一般的な広報に加えて、22 年 7 月 1 日に指定疾病の追加に係る改正政令が施行されることから、その対象者の申請・請求を促すため、その内容を広く周知する

2. 広報対象と媒体

正確かつ迅速な情報伝達のために広報対象ごとに媒体を選択。

広報対象	広報目的	媒体等	媒体等選定理由
医師等 医療 関係者	①患者への制度の周知の依頼	医師・医療関係者向け専門誌	医師・医療関係者への到達率が高い
	②石綿関連疾患の診断技術の最新情報の提供	学会等でのセミナー開催及びパンフレット配布	石綿関連疾患に関する医師・医療関係者に対して直接情報を提供できる
患者、家族	患者及び家族に周知を行う	一般向け医療雑誌	患者及び家族に到達率が高い
特定地域 住民	工場周辺住民、周知事業の結果から、広報強化が必要な地域に周知を行う	新聞(地方紙)	特定地域の住民への到達率が高い
特定業種	石綿製品の使用等が多かった業種の関係者に周知を行う	関連分野の専門誌、業界団体機関紙	石綿ばく露の可能性のある労働者等への到達率が高い
一般	制度を広く周知する	新聞(全国紙)、一般雑誌、WEB、交通広告	全国を対象とした効果的な広報ができる
		住民相談会	患者等に対して直接説明ができる

保健所等	患者等への制度の周知の依頼	自治体広報誌への情報掲載、自治体 HPとのリンク	保健所等を通じて自治体の広報手段の活用を図る
	窓口業務に必要な情報の提供	保健所担当者説明会	担当者に対して直接説明ができる

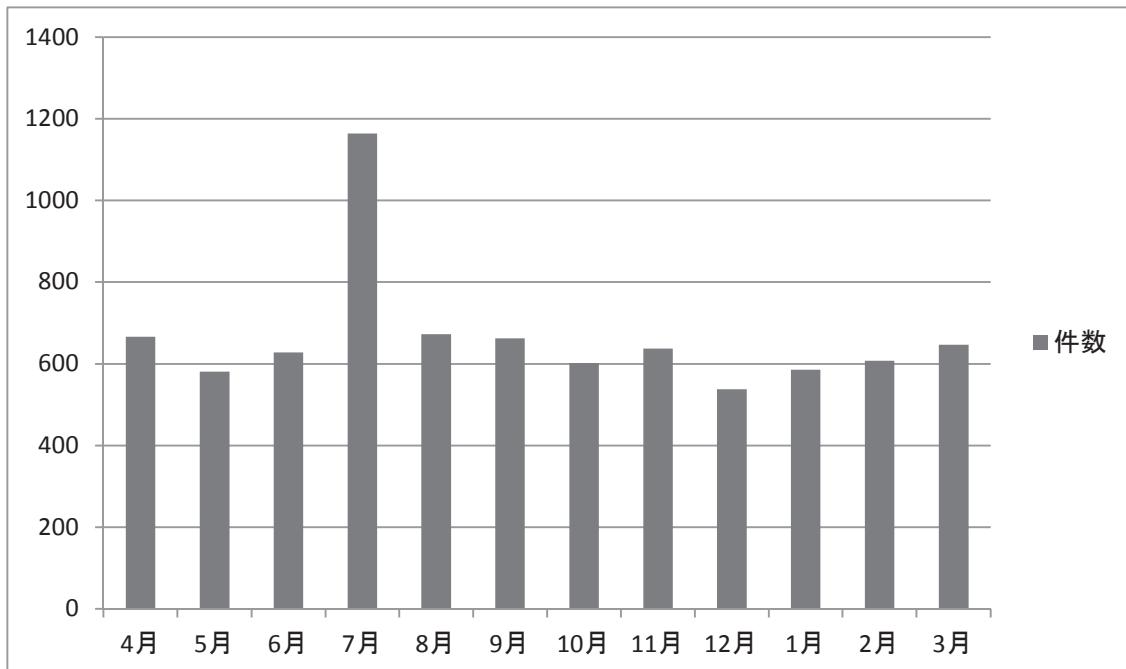
平成 22 年度 広報実績一覧

事項	内容
ア. 政令改正施行日 (7月1日)に向けた広報・周知	<p>(ア) 新聞による広報 7月1日に一斉に全5段で広告</p> <p>全国紙： 読売新聞、朝日新聞、毎日新聞</p> <p>地方紙： 北海道新聞、河北新報、中日新聞（東京新聞を含む）、中国新聞、西日本新聞</p> <p>* このうち、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、中日新聞（東京新聞）において、読者アンケートによる効果測定を行った。</p> <p>(イ) 保健所説明会の集中的実施</p> <p>環境省地方環境事務所と共にによる保健所説明会を政令改正施行前の6月14日から21日までに8箇所実施（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州、富山県）。参加人数322名</p> <p>(ウ) 改正政令施行に対応したパンフレット・手引き等の改訂・作成し集中的配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保健所説明会において配布、各保健所へ送付したもの <ul style="list-style-type: none"> ○ パンフレット等 救済給付のしくみ、石綿と健康被害、ちらし ○ マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿による健康被害 救済給付に係る委託業務取扱要領 ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律（救済給付関係）申請・請求受付窓口担当用Q & A集 ○ 手引き（救済給付の手引き9種類） ②医師・医療機関へ配布したもの <ul style="list-style-type: none"> 指定疾病にかかる診断書を作成したことのある実績のある病院や主要病院1170箇所に送付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手引き「石綿健康被害者救済へのご協力のお願い」2種類（新規作成版：著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚編、改訂版：中皮腫・肺がん編） ・ 法改正対応版DVD
イ. 医療関係者への広報	<p>(ア) 医師及び看護師の購読率の高い専門誌に広告を実施</p> <p>（画像診断、臨床画像、呼吸と循環、日本医事新報、日本肺癌学会誌）</p> <p>(イ) 下記の学会等で制度の周知を行う機構共催セミナー等を実施し、医師向け手引き「石綿健康被害者の救済へのご協力のお願い」等を配布（634セット）。</p>

	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 会 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 第 99 回日本病理学会総会</td></tr> <tr> <td>b. 第 51 回日本肺癌学会総会</td></tr> <tr> <td>c. 第 56 回日本病理学会秋期特別総会</td></tr> <tr> <td>d. 第 76 回日本呼吸器学会近畿地方会/第 106 回日本結核病学会近畿地方会</td></tr> <tr> <td>e. 第 18 回日本 C T 検診学会学術集会</td></tr> </tbody> </table>	学 会 名	a. 第 99 回日本病理学会総会	b. 第 51 回日本肺癌学会総会	c. 第 56 回日本病理学会秋期特別総会	d. 第 76 回日本呼吸器学会近畿地方会/第 106 回日本結核病学会近畿地方会	e. 第 18 回日本 C T 検診学会学術集会	
学 会 名								
a. 第 99 回日本病理学会総会								
b. 第 51 回日本肺癌学会総会								
c. 第 56 回日本病理学会秋期特別総会								
d. 第 76 回日本呼吸器学会近畿地方会/第 106 回日本結核病学会近畿地方会								
e. 第 18 回日本 C T 検診学会学術集会								
	<p>(ウ) 自治体主催の医師・医療機関向け研修会への講師派遣 香川県 8/7、埼玉県 11/8、千葉県 12/13 これら 3 自治体においてパンフレット・医師向け手引き等 258 セット配布。</p>							
	<p>(エ) パンフレット・手引き等の改訂・作成、集中的配布 指定疾患にかかる診断書を作成したことのある実績のある病院 や主要病院 1170 箇所に送付</p>							
ウ. 患者等への広報	<p>(ア) 申請・請求手続きについての住民相談会の実施。 (6/18・19 北海道、6/18・19 九州、2/7・8 沖縄)</p> <p>(イ) 通院若しくは入院している患者及び家族の方に、一般向けがん専門誌等、病院の待合室等にある雑誌に制度周知の広告を掲載 (がんサポート 12 月号、ケアマネジメント 1 月号)。</p>							
エ. 一般向け広報（特定地域住民への広報を含む）	<p>(ア) 全国紙（読売、朝日、毎日の 3 紙）、地方紙（5 紙）、週刊誌・月刊誌（3 誌）等への広告掲載</p> <p>(イ) インターネット広告等 ①E I C ネットを活用したバナー広告の実施（22 年 9 月～11 月）。 ②検索サイトを利用したリストティング広告の実施（yahoo ! 23 年 1 月～3 月）。</p> <p>(ウ) 交通広告等 ①JR 東日本における新幹線（東北・上越・長野）の車内字幕文字広告 （昨年度からの継続実施；22 年 4 月～6 月） ②JR 東日本におけるトレインチャンネル（23. 2. 7～2. 20） （山手線、中央線、京浜東北線、京葉線） ③JR 西日本におけるウエストビジョン（23. 3. 21～3. 27） （神戸線、京都線、宝塚線、東西線、学園都市線、阪和線） ④街頭映像広告による広報 ・川崎駅東口（アゼリアビジョン）（23. 3. 1～3. 13） 26 回/日 × 13 日 = 338 回 ・横浜駅東口（S-VISION）（23. 3. 1～3. 12） 40 回/日 × 12 日 = 480 回</p>							

	<p>(エ) 住民相談会 開催箇所： 3ヶ所（昨年度2ヶ所） 北海道（22.6.18～19）、九州（22.6.18～19）、沖縄（23.2.7～2.8） 参加者数： 計25名（北海道17名、九州5名、沖縄3名）（昨年度5名）</p>
オ. 特定業種向け広報	<p>(ア) 特定業種向け雑誌・専門新聞への広告等の掲載</p> <p>①建設・解体事業者 建通新聞への広告掲載（22.10.1） (社)全国解体工事業団体連合会 の機関誌 「イーコンテクチャー」への広告掲載（1月号）</p> <p>②造船・海運事業者 日本海事新聞への広告掲載（22.10.15）</p> <p>③産業廃棄物業者 産廃処理の総合専門月刊誌「インダスト」への記事及び広告掲載（12月号）</p> <p>④空調設備事業者 月刊「空衛」への広告掲載（1月号）</p> <p>⑤自動車整備事業者 月刊「技術情報」への広告掲載（1月号）</p> <p>⑥電気設備事業者 月刊「電気と工事」への広告掲載（2月号）</p> <p>(イ) 産業廃棄物業者への研修会で講演 (社)全国産業廃棄物連合会の協力による県廃棄物協会の研修会における制度周知の機構職員の講演の実施 4カ所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県廃棄物協会（11/15） ・愛知県廃棄物協会（11/24） ・兵庫県廃棄物協会（12/10） ・長野県産業廃棄物協会（3/7）
カ. その他	<p>要望に応じた講演の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国産廃問題市町村連絡会（5/20） ・全国アスベスト適正処理協議会（6/9）

平成 22 年度 機構フリーダイヤル件数 集計結果
(0120-389-931、0120-373-922、0120-303-727)



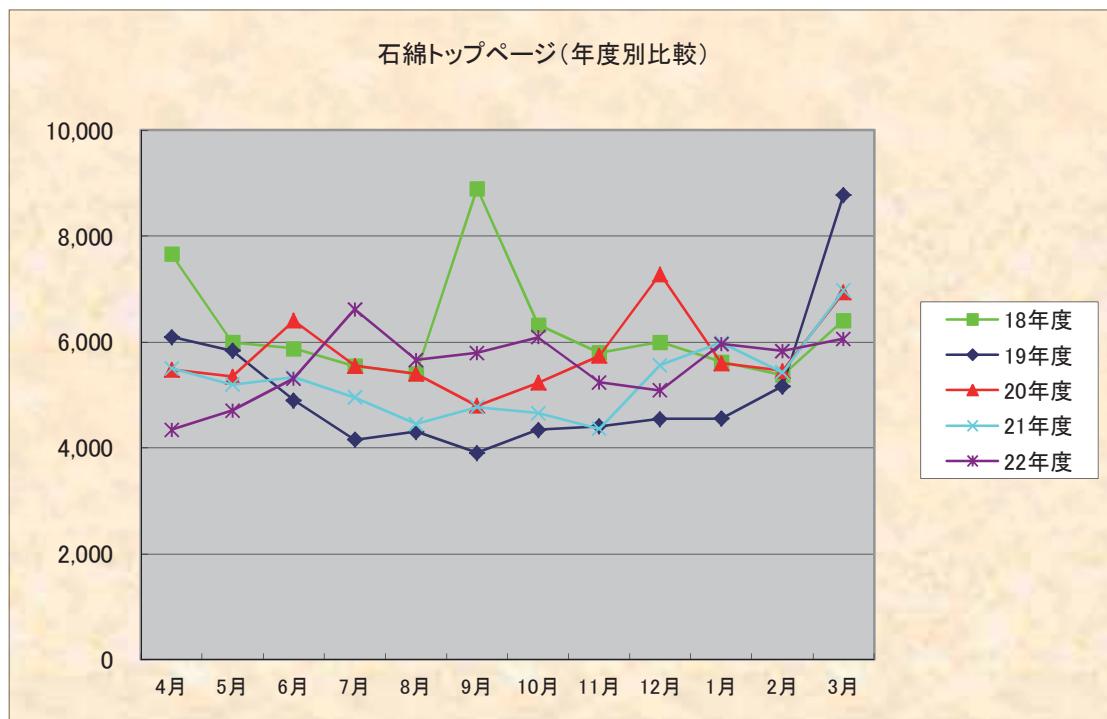
(単位：件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	667	581	628	1,164	673	663	602	638	538	586	608	647	7,995

フリーダイヤルの問合せのきっかけとなった媒体等
 (フリーダイヤル問合時に聞き取り調査 4月～3月)

媒体	件数	割合
新聞広告	308	31.8%
新聞記事	31	3.2%
雑誌	15	1.5%
ちらし	54	5.6%
ポスター	30	3.1%
テレビ（ニュース等）	4	0.4%
医療機関	190	19.6%
インターネット	88	9.1%
労基署	48	5.0%
郵便局の封筒	39	4.0%
家族・友人・知人	41	4.2%
保健所	21	2.2%
新幹線字幕	10	1.0%
その他	90	9.3%
計	969	

機構ホームページ中「アスベスト（石綿）健康被害」のページ
アクセス数の推移



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
4月	7,666	6,098	5,483	5,502	4,345
5月	5,993	5,836	5,347	5,194	4,704
6月	5,881	4,899	6,404	5,337	5,310
7月	5,550	4,154	5,552	4,953	6,619
8月	5,408	4,307	5,403	4,450	5,664
9月	8,904	3,910	4,798	4,771	5,795
10月	6,325	4,344	5,230	4,657	6,090
11月	5,800	4,409	5,739	4,361	5,240
12月	6,000	4,548	7,280	5,564	5,089
1月	5,624	4,557	5,602	5,987	5,962
2月	5,379	5,167	5,456	5,428	5,832
3月	6,409	8,780	6,938	6,976	6,058
累計	74,939	61,009	69,232	63,180	66,708

アンケート調査結果概要（平成 22 年度）

1. 被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート各対象者	回収件数	主な回答結果
制度利用者アンケート 石綿健康被害救済手帳交付者 (5月、現況届と同時に実施)	518	<ul style="list-style-type: none"> ○石綿健康被害医療手帳についての医師の認知度は向上。 手帳について病院の人が知っていた（前年度 58.2%→60.8%） ○制度の満足度については、半数以上（66.0%）が満足。 ○今後見直した方がよいことについては、以下の意見が特に多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定までの審査期間 32.0% ・給付金額 23.0%
被認定者アンケート 被認定者（療養者） (認定通知送付時に実施)	487	<ul style="list-style-type: none"> ○救済制度を知った経緯 病院等医師 67.4%、家族・知人 16.6%、新聞広告 11.9% 保健所・地方環境事務所 11.3%、機構ホームページ 11.3% ○申請手続をするための連絡・相談先 病院の先生・スタッフ 60.8%、機構 54.8%、保健所等 42.5% ○要望等 <ul style="list-style-type: none"> ・認定までの時間が長い ・救済制度の医療機関への周知徹底 など
施行前死者遺族アンケート 認定された施行前死 亡者の遺族 (認定通知送付時に実施)	79	<ul style="list-style-type: none"> ○救済制度を知った経緯 新聞広告 39.2%、保健所または労働基準監督署 17.7% ○認定の手続きが順調に行えたとの回答が 74.7% ○要望等 <ul style="list-style-type: none"> ・給付金額を上げてほしい ・提出書類が多い など
未申請死者遺族アンケート 認定された未申請死 亡者の遺族 (認定通知送付時に実施)	75	<ul style="list-style-type: none"> ○救済制度を知った経緯 病院の先生・スタッフ 37.3%、新聞広告 33.3%、 家族・知人 30.7%、保健所・地方環境事務所 17.3% ○機構に相談された方は、全員が機構の対応が良かったと回答 ○要望等 <ul style="list-style-type: none"> ・制度についてもっと周知すべき ・認定までの時間が長い など

2. 医療関係者に対するアンケート

医療関係者の救済制度認知度、ニーズ等を把握するため、学会セミナー等で参加者にアンケート調査を実施。5学会で延べ230件アンケートを回収した。

＜主な回答結果＞

○制度の認知度について

- | | |
|-----------------|-------|
| ・救済制度の内容まで知っている | 40.4% |
| ・制度があることは知っている | 51.7% |
| ・知らなかった | 7.8% |

○機構の認知度について

- | | |
|--------------|-------|
| ・業務内容まで知っている | 23.0% |
| ・名前は知っている | 37.4% |
| ・知らなかった | 39.6% |

○主なコメント

- ・アスベスト小体検索法が有益であった
- ・この“救済制度”的ことをもっと広める必要性があると思う。
- ・中皮腫の病理診断に大変役立ちました。

広報の効果測定について

1. 新聞による効果測定

新聞（4紙—読売、朝日、毎日、中日（東京））においてアンケートによる効果測定を実施した。

- | | |
|--|-------------------------|
| ①環境再生保全機構の認知度 | 17.7～23.9% (11.3～15.2%) |
| ②広告を見た後、フリーダイヤルをかけたり、ホームページにアクセス、制度について家族や友人と話した | 3.9～8.7% (前年度比較データなし) |
| ③周囲の被害者に伝えたい | 58.6～69.2% (61.5～69.6%) |

（注：各社サンプルの抽出方法、総数の取り方、質問表が異なるため単純な相互比較はできない。カッコ内は前年度の実績。）

2. インターネット広告から機構ホームページ石綿健康被害のページへの誘導件数

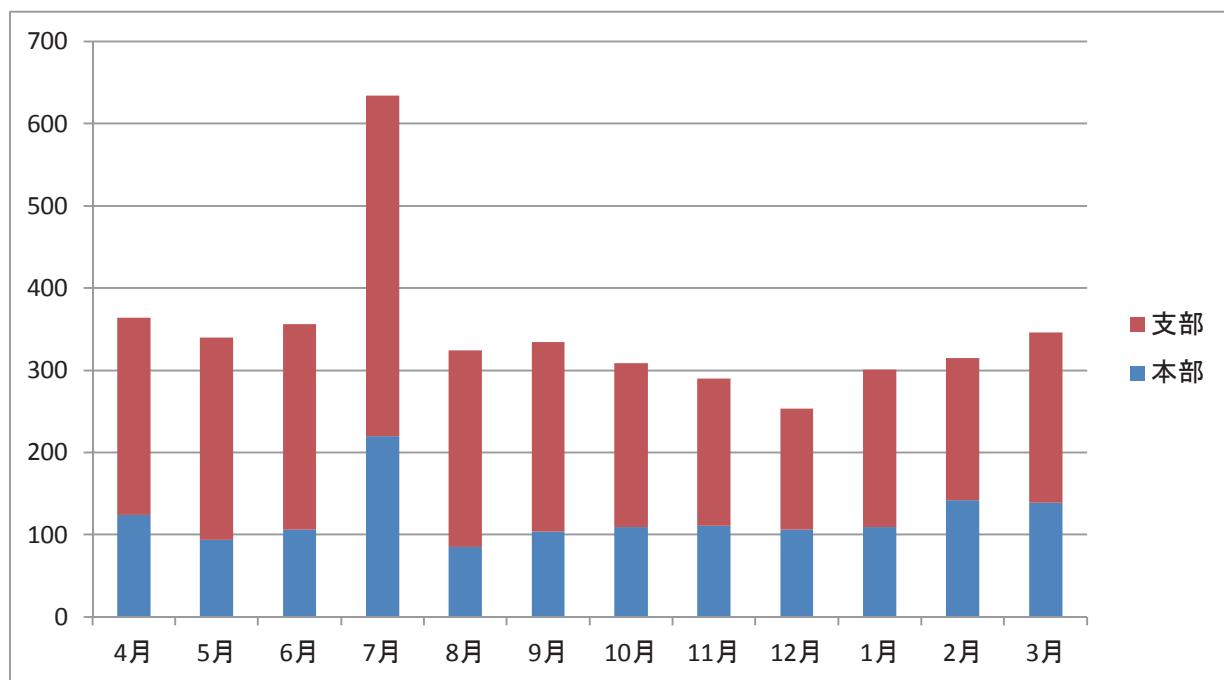
（1）E I Cネットを活用したバナー広告（22年9月～11月）

	クリック数	シェア率	全件数
9月	832	14.4%	5,795
10月	666	10.9%	6,090
11月	707	13.5%	5,240

（2）yahoo!によるリストティング広告（23年1月～3月）

	クリック数	シェア率	全件数
1月	1,251	21.0%	5,962
2月	1,246	21.4%	5,832
3月	1,314	21.7%	6,058

平成 22 年度電話相談総件数
(本部 1,449 件 支部 2,717 件)



(単位：件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本部	124	94	106	220	85	104	109	111	106	109	142	139	1,449
支部	240	246	250	414	239	230	200	179	147	192	173	207	2,717
合計	364	340	356	634	324	334	309	290	253	301	315	346	4,166

電話相談内容の内訳

(単位：件数)

	制度について	手續について	健康不安	苦情・その他	計
本部	412	899	40	98	1,449
支部	1,243	854	68	552	2,717
合計	1,655	1,753	108	650	4,166

制度運用の円滑化に係る事業・調査（平成 22 年度）

1. 認定業務の迅速化、正確性確保のための事業

(1) 石綿小体計測精度管理事業

石綿小体計測技術・能力を要する労災病院等の医療機関における、小体計測精度の確保・向上を目的として実施。

観察標本 2 検体を 12 計測機関において計測を行い、検討委員会を開催して計測の誤差要因等の検証を行った。

<参加機関一覧>

- ・ 北海道中央労災病院
- ・ 東北労災病院
- ・ 横浜労災病院
- ・ 旭労災病院
- ・ 神戸労災病院
- ・ 岡山労災病院
- ・ 九州労災病院
- ・ 長崎労災病院
- ・ 和歌山労災病院
- ・ 山陰労災病院
- ・ 独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター
- ・ 中央労働災害防止協会

※ 労災病院については、(独)労働者健康福祉機構から推薦のあったもの。

(参考) 石綿小体計測の平均計測日数の推移 *1

年度	計測依頼件数	平均計測日数 *2	備 考
H18	52	55.3	
H19	58	41.0	
H20	70	46.0	第 1 次石綿小体計測精度管理事業実施。(1~3 月)
H21	62	31.6	
H22	52	34.1	第 2 次石綿小体計測精度管理事業実施。(7~3 月)

*1) 平成 22 年度末現在の状況。

*2) 計測依頼日から計測結果受理日までの日数の平均。

(2) 石綿纖維計測機関育成事業

精度の高い肺内石綿纖維の計測を行うことのできる機関が 1箇所に限られており、肺がん等の認定等決定のボトルネックとなっていることから、民間での計測機関の育成を目的として本年度から新たに実施した。

平成 23 年 3 月末現在、民間 2 社の参画を得て、計測グリッド 4 検体の計測を実施中。平成 23 年度は、計測結果の確認、誤差等要因の検証を行う検討委員会を開催予定。

2. 制度運営に関する情報収集・調査

(1) ばく露状況調査

救済制度における被認定者の居住歴・職歴等について集計・分析し、調査結果を報告書に取りまとめ、ホームページ等でも公表している。

調査の結果、産業分類別集計において、他法令認定者を除いてもなお建設業等への従事者が多数を占めたことから、建設・解体事業者や電気設備事業者等を対象とした新聞・雑誌への広報を検討し、実施。

ホームページ公表・記者発表概要

(1) 概要

以下について、ホームページ上での公表・記者発表を行った。

①認定状況等の公表

- ・毎月の認定等決定の都度、各月末現在の受付及び認定件数を記者発表・公表
- ・平成 21 年度までの制度運用状況についての統計集を記者発表・公表
- ・平成 20 年度までの救済制度における被認定者の居住歴・職歴等について分析したばく露調査報告書を記者発表・公表

②各種情報の公表

- ・住民相談会の実施に当たりホームページにおいて予告及び結果報告
- ・パンフレット「石綿と健康被害」の改訂を 2 度にわたって行い、ホームページ上でも公開

(2) ホームページ公表の内容

(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

内 容	回 数
受付・認定等状況累計	12
申請・請求受付状況（都道府県別）	12
申請・請求認定状況（都道府県別）	12
認定申請に係る認定状況（都道府県別）	12
施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（都道府県別）	11
未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（都道府県別）	12
認定申請及び特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（累計：都道府県別）	12
平成 21 年度統計資料	2
石綿健康被害救済制度における平成 18－20 年度被認定者に関するばく露状況調査の報告について（2010 年 7 月 7 日）	1
石綿健康被害救済制度における住民相談会の実施について（案内）	2
石綿健康被害救済制度における住民相談会の結果について（報告）	2
「東北地方太平洋沖地震」に関する対応について	2
計	92

(3) 記者発表内容

内 容	回 数
医療費の支給に係る認定状況	12
施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況	11
未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況	12
石綿健康被害救済制度における平成 18－20 年度被認定者に関するばく露状況調査の報告について（2010 年 7 月 7 日）	1
平成 21 年度統計資料	1
石綿健康被害救済制度における住民相談会の実施及び結果について	2
計	39

受付機関別内訳

平成 22 年度

(単位: 件)

	機構本部 (直接)	機構 大阪支部	保健所等	地方環境 事務所	合計
療養者	228	25	550	61	864
施行前 死亡者	76	12	60	7	155
未申請 死亡者	61	12	81	7	161
計 (割合)	365 30. 9%	49 4. 1%	691 58. 6%	75 6. 4%	1, 180 100. 0%

請求・認定から支給までの事務処理日数
(平成 23 年 3 月末現在)

・療養者関係

	医療費(償還) ※1	療養手当 (初回)※2
平成 22 年度(A)	49	24
平成 21 年度(B)	52	23
差(A)-(B)	▲ 3	1

※1 医療費(償還)は、請求から支給までの日数である。

※2 療養手当(初回)は、認定から支給までの日数である。

・ご遺族関係 ※3

	葬祭料	未支給の医療費等	救済給付調整金
平成 22 年度(A)	35	59	66
平成 21 年度(B)	33	133	141
差(A)-(B)	2	▲ 74	▲ 75

※3 全て、請求から支給までの日数である。

・特別遺族弔慰金・特別葬祭料 ※4

	未申請死亡	施行前死亡
平成 22 年度(A)	16	16
平成 21 年度(B)	16	17
差(A)-(B)	0	▲ 1

※4 全て、認定から支給までの日数である。

保健所担当者向け説明会開催一覧及びアンケート結果

1. 説明会開催一覧

ブロック等	開催地	開催日時	参加者数
北海道地区	北海道札幌市	平成 22 年 6 月 18 日	57 人
東北地区	宮城県仙台市	平成 22 年 6 月 15 日	23 人
関東地区	東京都千代田区	平成 22 年 6 月 14 日	77 人
中部地区	愛知県名古屋市	平成 22 年 6 月 16 日	28 人
近畿地区	大阪府大阪市	平成 22 年 6 月 17 日	57 人
中国・四国地区	岡山県岡山市	平成 22 年 6 月 16 日	23 人
九州地区	福岡県福岡市	平成 22 年 6 月 18 日	36 人
富山県	富山県富山市	平成 22 年 6 月 21 日	21 人
沖縄県	沖縄県那覇市	平成 23 年 2 月 7 日	24 人
計			346 人

- ・改正政令施行日(7月1日)前に8ヶ所で開催。
- ・従前の7ブロックでの開催に加えて、地理的に参加しにくい富山県及び沖縄県で開催。
- ・説明会では、政令改正による追加指定疾病の手引き等の配布と説明を行い、集中的広報による問い合わせ等の増加に対する受入態勢の強化を図った。
- ・顧問医師等の専門医による医学的情報の説明を行うとともに、厚生労働省との連携を強化し、各労働局による労災保険制度の説明を行った。

2. 説明会出席者のアンケート結果（回答：242 件、回答率：69.9%）

●石綿健康被害救済業務の担当年数

1年目	135 人
2年目	53 人
3年目以上	42 人
その他・無回答	12 人
計（回答者数）	242 人

●年間の相談等の回数

0回	128 人
1回	32 人
2~3回	49 人
4~6回	14 人
7~10回	3 人
10回以上	3 人
その他・無回答	13 人
計（回答者数）	242 人

●説明内容の理解

「改正法の内容」、「申請等の手続」、「受付業務の進め方」について、「十分理解した」又は「ほぼ理解した」と回答した者が、それぞれ 90%、84%、86%であり、説明会開催の効果は高かった。

他方、いずれかの項目について「理解できなかった」と回答した者も、1割程度あった。

認定等に係る処理日数

1. 療養中の方からの申請

		認定等決定までの平均処理日数		件数	申請から医学的判定申出までの平均日数	中皮腫		肺がん	
1回の医学的判定	認定	平均処理日数	件数			平均処理日数	件数	平均処理日数	件数
	不認定	(178)	*1 (105) 112	(351)	(55)	(103) 109	(291) 327	(115) 134	(60) 60
複数回の医学的判定	認定	175	*2 (252) 244	(333)	(65)	(220) 213	(162) 203	(253) 282	(51) 36
	不認定					(280) 283	(51) 47	(308) 292	(69) 68

() 書きは、前年度の件数

*1 処理日数の最短は 64 日、最長は 1153 日。

*2 処理日数の最短は 91 日、最長は 1186 日。

2. 施行前死亡者の遺族からの請求

			認定等決定までの平均処理日数		件数	請求から医学的判定申出までの平均日数	中皮腫		肺がん	
医学的判定を要する案件	1回	認定	*1 (106) 107	(1) 7			平均処理日数	件数	平均処理日数	件数
		不認定	(416)	293	(114)	117	—	(0)	(111) 107	(3) 7
	複数回	認定					(348) —	(1) 0	(486) 286	(5) 2
		不認定	*2 (441) 331	(50) 35			(412) 640	(5) 2	(441) 314	(39) 31
医学的判定を要しない案件		認定	*3 (117) 59	(622) 70	—	(115) 51	(618) 66	—	(0) 0	
		不認定					(334) 444	(2) 1	(480) 116	(2) 3

() 書きは、前年度の件数

*1 処理日数の最短 96 日、最長は 122 日である。

*2 処理日数の最短は 133 日、最長は 867 日。

*3 処理日数の最短は 43 日、最長は 444 日。

3. 未申請死亡者の遺族からの請求

		認定等決定までの平均処理日数	件数	請求から医学的判定申出までの平均日数	中皮腫		肺がん		
					平均処理日数	件数	平均処理日数	件数	
1回の医学的判定	認定	(186) 214	*1 (124) 115	(91) 54	(72) 55	(123) 115	(71) 40	(129) 115	(20) 14
	不認定					—	(0) 0	—	(0) 0
複数回の医学的判定	認定		*2 (239) 269	(106) 96	(72) 71	(235) 258	(39) 28	(249) 265	(7) 9
	不認定					(251) 274	(35) 41	(227) 278	(25) 18

() 書きは、前年度の件数

*1 処理日数の最短は 76 日、最長は 240 日。

*2 処理日数の最短は 118 日、最長は 625 日。

審査中の案件に係る状況（平成 22 年度）

(1) 療養中の方

	申請受付年度	審査中件数
追加・補足資料依頼中 (172 件)	20 年度	4
	21 年度	22
	22 年度	146
医学的判定中 (107 件)	21 年度	1
	22 年度	106
その他機構において 審査中 (119 件)	18 年度	1
	19 年度	1
	20 年度	1
	21 年度	4
	22 年度	112
計		398

(2) 施行前死亡者の遺族

	請求受付年度	審査中件数
追加・補足資料依頼中 (7 件)	20 年度	2
	21 年度	2
	22 年度	3
医学的判定中 (3 件)	22 年度	3
その他機構において 審査中 (29 件)	20 年度	2 [1]
	22 年度	27 [5]
計		39 [6]

(3) 未申請死亡者の遺族

	請求受付年度	審査中件数
追加・補足資料依頼中 (27 件)	20 年度	1
	21 年度	2
	22 年度	24
医学的判定中 (20 件)	22 年度	20
その他機構において 審査中 (34 件)	22 年度	34
	計	81

独立行政法人環境再生保全機構内部統制基本方針

平成23年3月7日

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、活動の信頼性を確保するため、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」報告書（平成22年3月）「独立行政法人における内部統制と評価について」で示された内部統制の目的と基本的要素に基づき、以下のとおり基本方針を定め、内部統制を有効に機能させるための仕組みを整備するとともに適切な運用を行います。

I. 内部統制の目的

1. 業務の有効性及び効率性の確保

（1）有効性の確保

機構には、独立行政法人環境再生保全機構法第3条に定められた機構の目的（以下「ミッション」という。）があり、機構が行う業務の有効性を確保するためには、中期目標に基づく中期計画や年度計画及びその下で行われる個々の業務がミッションに適していることを確認することが必要です。

本基本方針では、業務計画、業務遂行、業務終了のそれぞれの段階でミッションに照らし、業務の有効性を確保・確認するよう定めます。

1) 業務計画段階での有効性確保

機構は、業務運営に関して主務大臣が定めた中期目標に基づき、中期計画を作成して主務大臣の認可を受けます。また、中期計画に基づき、毎年度、業務運営に関する年度計画を定め、主務大臣に届け出ます。これらの認可、届出及び公表により、計画段階での業務の有効性を確保します。これらを変更するときも同様です。

2) 業務遂行段階での有効性確保

業務遂行段階においては、理事会や部課長会議等の内部での情報や議論の他に、国や地方自治体および外部有識者の意見を聞くなどの機会を設け、社会状況等と照らし合わせて、必要に応じて活動内容や手法等を修正するなど、業務の有効性を確保します。

- 3) 業務終了後の有効性確認
毎年度終了後に監事監査と会計監査人監査を受けることにより、業務の有効性を確認します。中期計画終了後においても、評議委員会の評価を受けて評議委員会の評価を受けることにより、業務の有効性を確認します。中期計画終了後においても、評議委員会の評価を受けて評議委員会の評価を受けます。

（2）効率化の推進

1) 基本的な効率化の指標と取組

①経費の削減
基本的な効率化の指標としては、まず、経費の削減があげられます。業務を外注する場合の競争入札の活用を始め、消耗品の共同購入や出張の際のパシケージ商品の利用等、工夫を重ねることで経費の削減に努め、効率化を推進します。
②作業効率の向上
次の指標として作業効率の向上があげられます。作業行程の簡素化や情報通信技術（Information and Communication Technology）の利活用等による省力化等を行うことで作業効率を向上させることができます。これらにより作業時間の短縮という成果が期待でき、さらには人員の削減や組織の簡素化が可能となり、引いては経費の削減にまでつながることになります。
このため、日常の業務過程において、ICTを始めとする新しい技術や考え方を取り入れながら、作業行程の見直し等による作業効率の向上に努め、効率化を推進します。

2) 業務計画段階での効率化推進

業務計画段階において効率化の推進を明確にするため、中期計画及び年度計画等に具体的な目標等を記載します。
<具体的な目標等と考えられる主な事項>
・組織体制の効率化（組織の統廃合、業務分担の変更等）
・経費削減（一般管理費、業務経費、人件費）
・契約のあり方（随意契約の見直し等）

- 3) 組織や会議等の機会を活用した効率化推進
様々な組織や会議等の機会を効率化の推進に活用します。

- <効率化の推進に活用する主な組織等>
 - ・内部横断的会議及び委員会等（効率的な業務方法等について情報交換等）
 - ・理事会及び監事監査（業務の効率性を監視）
 - ・契約監視委員会（契約の効率性を監視）
 - ・会計監査人による監査（会計全般の効率性を監視）

2. 事業活動に関する法令等の遵守（コンプライアンス）

機構は、コンプライアンス・マニュアルを策定し、役職員が法令等を遵守するだけでなく機構の社会的使命に基づく行動をとるよう意識づけるとともに、研修を行うことで周知徹底と役職員のレベルアップに努めます。

<コンプライアンス・マニュアルの主な内容>

- ・コンプライアンスの定義
- ・コンプライアンスに係る理念体系（経営理念、経営方針、行動指針）
- ・コンプライアンス違反を防止するためのアクションプラン
- ・役職員等からの相談窓口及び関係する規程類・体制・組織
- ・チェックシート（自己検証用）

3. 資産の保全

機構は、実物資産、金融資産及び知的財産等の資産の取得、使用及び処分を正当な手続及び承認の下で行い、適正に保全します。

<機構が所有する主な資産>

- (1) 実物資産
 - 1) 職員宿舎（神奈川県戸塚市：建物、土地等）
 - 2) 什器等の備品
- (2) 金融資産等（現金、預金、有価証券、債権等）
 - 1) 汚染負荷量賦課金等
 - 2) 各種基金等
 - ①公害健康被害予防基金
 - ②地球環境基金
 - ③PCB廃棄物処理基金
 - ④最終処分場維持管理積立金

II. 内部統制の基本的要素と取組

1. 統制環境の整備

- (1) 機構の理念及び方針を明示
機構は、与えられた重要な使命や、環境行政の施策実施機関として業務に取り組む姿勢を明確に示すため、経営理念（ビジョン）、経営方針（マネジメント・ポリシー）、行動指針（アクション・プラン）を作成し、公表します。そこには、理事長の意向に沿った方針が示されていることはもちろんのこと、理事長の倫理観や真摯な姿勢等が反映されます。
- (2) 日常業務におけるリスクへの対応
- 1) リスクの把握
機構の業務活動に障害となるおそれのある機構内外のリスクを常に把握し、適切に対応します。
 - ① 不正行為や理疵に伴うリスクの把握
不正行為等によるリスクが発生した場合の影響が大きな業務については、業務フロー図等に点検ポイントを明記する等、リスクを把握しやすくします。
 - ② 環境の変化に伴うリスクの把握
リスクが発生した場合の影響が大きな内外の業務環境の変化については、常に注意を払い、リスクの把握と分析を行います。
 - 2) 発生したリスクへの対応
リスクが発生した場合には、迅速に必要な対応を行います。
 - ① マニュアル等による対応
リスクが発生した場合の影響が大きな業務については、組織的に適切で迅速な対応を行うため、緊急時の連絡体制や対応方針等のマニュアル化等を行います。なお、業務内容等が変化した場合には、必要に応じてマニュアル等を修正します。
 - ② マニュアル等によらない対応
マニュアル等で規定されていない重要なリスクが発生した場合は、速やかに上司等へ報告・相談するよう職員を指導し、必要に応じて臨時理事会を開催する等、適切な対応を行います。
 - 3) コンプライアンス・マニュアル等によるリスク対応能力の向上
コンプライアンス・マニュアル及び倫理規程等については必要に応じて改訂するとともに、役職員に対する研修を行い、コンプライアンス違反によって発生するリスクについて、役職員の認識を深めて組織としてのリスク対応能力を向上させます。
 - 4) 外部の視点の導入
外部有識者等を含めた委員会等を設置して、客観的かつ専門的な視点から評価を受けることで、リスクの発見や対応方法の改善等を図ります。
- (3) 内部統制のための基本的な体制
機構には、理事長の経営を補佐するために理事を置くとともに、理事長の命令・指示に基づいて、幅広い機構の目標を効率的に達成できるよう、業務単位ごとに部を設置し、部の下に課・係を置いて執行体制を整備しています。
また、理事長の下に理事会を設置して内部統制を補佐する体制を整えるとともに、各部の部長を中心とした部課長会議を設置し、内部統制の円滑な実施のための情報交換等に活用します。加えて、内部統制をより充実させるため、組織横断的な委員会等を活用します。
- (4) 組織の業務分担・責任
内部統制を有効に機能させるため、業務の分担範囲を定めた組織規程を整備し、組織（部、課、係等）の役割と責任を明確にします。
- (5) 内部統制の状況を点検する組織を整備
内部統制の状況を点検するため、理事長直属の組織を設置します。
- 2. リスクの評価と対応**
- 機構の業務活動に障害となるおそれのある機構内外の諸要因（リスク）については、役職員が常に意識して業務に当たることが大切ですし、リスクを見逃さないよう注意して把握し、評価して必要な対応を迅速に行います。

3. 経営活動

機構の目標が、理事長の命令及び指示によって適切に達成されることを確保するため、各種規程等を整備するとともに、指示等の伝達経路を整備・活用し、人事評価を通じて職員の意識・能力向上を図ります。
また、業務実施報告書及び財務諸表の信頼性を確保することにより、機構における統制活動が十分に行われたことを明示します。

(1) 規程等の整備

機構の目標を確実に達成するために理事長が発する命令及び指示等に基づき、具体的な業務の目的、内容及び手続き等を明確に示すため、各種の規程やマニュアルを整備します。また、業務内容や機構を取り巻く状況に変化等が生じた場合には、必要に応じて規程等を修正します。

(2) 規程等の研修

各担当者が定められた規程及びマニュアル等の趣旨を十分に理解し、遵守するよう指導とともに、必要な研修を行います。

(3) 指示・情報等の伝達経路の整備と活用

指示・情報等の伝達経路を十分に整備して活用し、最新の指示と情報を機構全体に迅速かつ適切に伝えます。

(4) 人事評価を活用した統制（職員の意識・能力及び業務水準の向上）

各年度ごとに、能力発揮と業務計画に対する達成度について人事評価を行うことで、各職員の意識・能力向上と業務活動の水準向上を図ります。なお、管理職による面談を行うとともに、さらに上位の管理職又は理事による二次評価を行うことで評価の信頼性を確保します。また、人事評価の具体的手法等について研修を行い、評価者の質を向上させるとともに、評価の信頼性を高めます。

(5) 信頼性のある業務実施報告書及び財務諸表の作成

信頼性のある業務実施報告書及び財務諸表を作成するため、各部の業務活動及び財務活動について、目標、計画及び規程等に則ったものかどうかを内部監査の結果等を踏まえ、理事会及び管理部門が各部との間で十分に議論します。加えて、年度を通じて監事監査を受けることで信頼性を高めます。
また、これらについては、環境省評価委員会の評価を得て公表することで公正性と透明性を高めます。

4. 情報と伝達

(1) 指示・情報等の伝達経路の整備
理事長の戦略や指示等が役職員に迅速かつ正確に届いて十分に理解され、迅速かつ適切に業務活動に反映される必要があるため、指示等の伝達経路を縦軸及び横軸に整理して柔軟に活用します。

1) 組織的伝達経路（縦軸の経路）

各担当理事、管理部門（総務部及び経理部）、及び各部長から各課・係に至る組織（いわゆるライン）による伝達経路を縦軸の経路と位置づけます。

2) 組織横断的伝達経路（横軸の経路）

理事会を始めとする各種の会議や横断的組織である各種委員会等を横軸の経路として柔軟に活用します。なお、管理部門は、縦軸と横軸の双方において活用します。

3) ツップからの直接経路

縦横の経路に加え、理事長の意思が直接、職員全体会に伝わるよう、年頭や上半期・下半期の初日等の機会に、理事長から職員全体会への訓示や説明を行います。また、理事長が職務階層別に職員との意見交換を実施し、トップと全職員との直接的な伝達経路も確保します。

4) 外部に対する統一窓口の整備

主務官庁を始めとする外部との重要な情報伝達については、窓口を総務部に設置し、迅速かつ適切に機構全体会に伝達される経路を整備します。

(2) 伝達機能の改善と確認

伝達経路が機能せずに重大な影響が生じる可能性が差見された場合、又は重大な影響が発生した場合には、理事会及び部長会議において検証し、改善を行います。また、理事長と職員との階層別意見交換を実施し、この機会を活用して伝達経路が十分に機能しているかどうかの確認をトップ自らが行います。

5. I C Tへの対応

I C Tは、機構の活動にとって効果的な技術であり、かつ、業務の効率性を高める手段でもあることから、セキュリティ対策と同時に利活用を推進していきます。

(1) 中長期的な取組

機構は、各部の情報システムと全般的なシステムとの連携を強化しながら、新しい技術や考え方を取り入れ、中長期的な展望でI C Tに取り組みます。

(2) セキュリティ水準の確保
ＩＣＴの利活用に当たっては、情報セキュリティ・ポリシーに従い、必要なセキュリティ水準を確保します。

(3) 標準化の推進による安全性、効率性の向上
各部のシステムについても、契約や運営上の標準化を進めることで、安全性、効率性を高め、より効果的なＩＣＴの利活用に努めます。

(4) 統括組織の設置
ＩＣＴの利活用については、機構全体を統括する組織を設置して安全性、効率性の維持・向上を図ります。

(5) 独立システム等への対応
インターネットやインターネットに接続されない独立システムや個々の職員が作成・使用するローカルなプログラムについても、必要に応じて標準化を行い、担当者の交代に影響されない組織的なＩＣＴの利活用を進めます。

(6) リスク評価と改善
ＩＣＴの利活用状況については、外部専門家の協力を得て定期的な評価を行い、リスクの検出とともに、より使いやすいシステムへの改善を進めます。

(7) ＩＣＴ未対応業務への対応
手作業が多く、ＩＣＴに未対応の業務についても、必要性や費用対効果を勘案しつつ、ＩＣＴの利活用による業務の効率化を検討します。

6. モニタリング

内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するため点検（モニタリング）を行います。

- (1) 機構内の日常的モニタリング
リスクの大きな業務活動においては、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、日常的にモニタリングを行います。
 - 1) 主要業務のフロー図作成
業務過程を明示し、点検作業を容易にするため、リスクの大きな主要業務については、フロー図を作成します。
 - 2) 業務過程でのモニタリング

ERCAのリスクマネジメント

ERCAのリスクマネジメントは、リスク管理委員会等をはじめ、各種委員会の設置や規程の整備を行うなど、異なるリスク毎に応できるようリスクの縮減活動を実施しています。特に、ERCA内に共通している業務（一般業務）における重要リスクについては、各種委員会、各種委員会、各種マニュアルの策定等により、日々の業務としてリスクの縮減に取り組んでいます。

想定されるリスク

1. コンプライアンスに関するリスク

- ・重大な不祥事件発生時の対応誤りにより、機構が存続の危機にさらされるリスク
- ・不祥事件の再発防止ができず、社会からの信頼を失い、機構が存続の危機にさらされるリスク
- ・コンプライアンス体制が形骸化するリスク

2. 資金管理運用に関するリスク

- ・公社債の価格下落、破産による元金、利息の消失
- ・資金のシヨート
- ・資産運用環境の予想外の変化(格付け、銀行破たん等)
- ・ハックアップ体制が不十分などによる情報消失
- ・大量の個人情報が漏洩する事故となるリスク
- ・ハッカー等による情報システムへの攻撃

3. 情報・システムに関するリスク

- ・機密情報の漏洩、重要書類の消失、データの破損
- ・認可事項、法律事項等への違反
- ・災害による通信トラブル(計画停電)
- ・地震等自然災害により役職員が業務に従事できなくなるリスク
- ・新型インフルエンザ、高濃度放射線等により役職員が業務に従事できなくなるリスク

4. 事務に関するリスク

- ・職員の勤務、規律、健康管理全般に関するリスク
- ・機構組織の疲弊、刷新の遅れ
- ・人的資源の能力向上の停滞
- ・社会的要請への対応能力の停滞
- ・苦情、外部対応体制の整備が不十分
- ・事業対応の遅延、放置、態度・マナー、説明不足による機関への不信

5. 事件、事故、災害・緊急、業務継続に関するリスク

- ・社会的・経済的原因の変動
- ・委託先の業務停滞、停止によるリスク

6. 経営に関するリスク

リスク管理

リスク対策

コンプライアンス推進委員会
委員長：理事長（総務課）

契約監視委員会
委員長：委員の互選（経理課）

資金管理委員会
委員長：経理担当理事（会計課）

情報セキュリティ委員会
委員長：総務担当理事（企画課）

衛生委員会
委員長：総務担当理事（総務課）

環境委員会
委員長：理事長（総務課）

広報委員会
委員長：総務担当理事（企画課）

リスク管理について

1. リスク管理委員会

(1) リスク管理委員会では、各部において組織規程実施細則で規定されている所掌事務についてリスク（機構の事務の遂行を阻害する要因）の洗い出しを行い、続いて、役員により機構全体に関するリスクの洗い出しを行った。これらを総合し7つに分類して機構におけるリスクを整理した。

(2) 機構におけるリスクの整理

- ① コンプライアンスに関するリスク
- ② 資金の運用管理に関するリスク
- ③ 情報・システムに関するリスク
- ④ 事務に関するリスク
- ⑤ 事件、事故、災害・緊急に関するリスク
- ⑥ 経営に関するリスク
- ⑦ その他外部リスク

2. リスク洗い出し結果の分類

組織規程実施細則に定められている所掌業務毎（253業務）に、想定されるリスクの洗い出しを行った結果、各部から計660の想定リスクが洗い出された。

リスク分類	コンプライアンスに関するリスク	資金の管理運用に関するリスク	情報・システムに関するリスク	事務に関するリスク	事件、事故災害・緊急、業務継続に関するリスク	経営に関するリスク	その他外部リスク等	合計
件 数	37	30	98	402	33	25	106	731
%	5.1	4.1	13.4	55.0	4.5	3.4	14.5	100

※ 想定リスクによっては複数に跨りリスク分類されるものもあるため、リスク分類合計は731件となる。

コンプライアンス・マニュアル



ERCA

独立行政法人環境再生保全機構

(Environmental Restoration and Conservation Agency)

目 次

(頁)

1. コンプライアンス宣言	1
2. コンプライアンスとは	2
3. コンプライアンスの規準等	4
4. コンプライアンスに係る理念体系	5
5. コンプライアンス違反を防止するためのアクションプラン	7
6. コンプライアンス体制	10
7. 役職員等からの相談窓口	11
8. チェックシートによる検証	18

2010.1.18 制定
2011.3.7 改訂

チェックシートによる検証

行動指針	チェック項目	評価		
		◎	○	×
業務に対する姿勢	法令、規程、マニュアルを遵守し、誠実かつ公平に職務を行っている。			
	前例や慣例にとらわれることなく、求められるニーズや将来への対応から考えている。			
	常にホウレンソウを心がけて仕事に取り組んでいる。			
	常に改善を念頭に置き、新しいことに取組み、必要性の無くなつたことをやめるようにしている。			
説明責任	担当している業務の内容を、国民に対して具体的に説明することができる。			
	文書管理を日常適切に行っている。			
	ステークホルダーに対し、後から誤解を招いた、欺かれたなどの苦情が出ないように、丁寧で公正・誠実な説明を心がけるようにしている。			
個人情報の保護	個人情報の漏洩には、社会的な信用失墜、損害賠償義務の発生、職員の処分など大きなリスクがあることを認識している。			
	不要となった個人情報は第三者への漏洩に注意し、速やかに確実かつ安全な方法により廃棄・消去している。			
環境意識の徹底	業務の遂行に当たって、地球温暖化防止などに有効となるよう常に配慮するとともに、日常生活においても環境配慮に努めている。			
	必要なときだけ照明やパソコンの電源を入れるなど電気使用量の削減に努めている。			
	資料の電子化を進め、資料の共有化・プリントアウトの削減など用紙使用量の削減に努めている。			
セクハラ・パワハラの禁止	セクハラは相手の判断が重要になることを認識している。			
	パワハラは部下に対して、権力を使ったいじめであることを認識している。			
情報セキュリティ対策	重要な情報を含んだ媒体は原則として持ち出し禁止であることを認識しており、やむをえず持出す場合は所属長の許可を得ている。			
	私用でERCAのパソコンを使用していない。			
交通法規の遵守	飲酒運転や飲酒運転を知っての同乗には、解雇といった厳しい措置がとられることを認識している。			
コンプライアンス・マニュアル	最初のページから最後のページまで読んで理解し、自分の仕事に生かそうと思った。			

機構内に設置した委員会一覧

<外部委員により構成する委員会> (敬称略)

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成
コンプライアンス推進委員会	役員及び職員の法令等の遵守及び業務の適正な執行等の推進を図ることを目的としている。	<p>委員長 湊 亮策 環境再生保全機構 理事長 委員 後藤 彌彦 法政大学人間環境学部教授 委員 堀 裕 堀総合法律事務所 弁護士 委員 山下 康彦 新日本有限責任監査法人 　　公認会計士 委員 武川 明夫 環境再生保全機構 理事 委員 太田 進 環境再生保全機構 理事 委員 今井 辰三 環境再生保全機構 理事</p>
契約監視委員会	独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)の趣旨を踏まえ、機構における随意契約等の適正化の推進を図ることを目的としている。	<p>委員長 堀 裕 堀総合法律事務所 弁護士 委員 六車 明 慶應義塾大学法科大学院 　　教授 委員 山下 康彦 新日本有限責任監査法人 　　公認会計士 委員 野口 貴雄 環境再生保全機構常勤監事 委員 沼野 伸生 環境再生保全機構 　　非常勤監事</p>
公害健康被害補償予防業務評議員会 (年1回:7月1日)	公害健康被害補償業務及び公害健康被害予防事業について、実施状況の報告を受け、公害健康被害補償予防業務に関する重要事項を審議することにより、本制度の円滑な運営に資することを目的としている。	<p>ばい煙発生施設等設置者、特定施設等設置者の加入している団体、連合会の役員及び業務の適正な運営に必要な学識を有する者 構成: それぞれ 10 人以内</p> <p>議長 渡辺 修 (財) 厚生年金事業振興団理事長 委員 市川 吉則 四日市市環境部環境保全課長 委員 梅本 吉彦 専修大学法学部教授 委員 大田 哲哉 日本商工会議所環境・エネルギー委員会委員長 委員 久米 雄二 電気事業連合会専務理事 委員 孝橋 純一 石油連盟環境安全委員会副委員長 委員 後藤 卓雄 (社) 日本化学工業協会環境安全委員会委員長 委員 坂根 正弘 (社) 日本経済団体連合会環境安全委員会委員長 委員 関田 貴司 (社) 日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会委員長 委員 月岡 良三 (社) 日本自動車工業会環境委員会副委員長 委員 野村 瞽 (財) 復光会専務理事 委員 浜中 裕徳 (財) 地球環境戦略研究機関 　　理事長 委員 増田 英男 全国人権擁護委員連合会総務委員会副委員長 委員 横山 裕道 淑徳大学国際コミュニケーション学部教授</p> <p>任期: 2 年</p>

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成																																
公害健康被害予防事業調査研究評価委員会	<p>公害健康被害予防事業で実施する環境保健分野、大気環境の改善分野のそれぞれの調査研究について、専門分野の学識経験者からなる評価委員会において評価を行うことを目的としている。</p> <p>なお、評価結果は、調査研究の構成、研究計画の見直し及び調査研究費の配分の見直しなどに反映させる。</p>	<p>環境保健分野、大気環境の改善分野それぞれの専門分野の学識経験者 構成：それぞれ 7 名以内</p> <p>(環境保健調査研究評価委員)</p>																																
環境保健分野：評価委員会 (年1回：6月17日、平成23年3月6日)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>氏名</th><th>所属等</th><th>専門分野</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td><td>宮本 昭正</td><td>東京大学名誉教授</td><td>臨床医学（物理療法内科）</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>内山 巍雄</td><td>京都大学名誉教授</td><td>公衆衛生学</td></tr> <tr> <td>同</td><td>西牟田敏之</td><td>国立病院機構下志津病院名誉院長</td><td>臨床医学（小児科）</td></tr> <tr> <td>同</td><td>野村 瞭</td><td>(財)復光会専務理事</td><td>公衆衛生学</td></tr> <tr> <td>同</td><td>福地義之助</td><td>順天堂大学客員教授</td><td>臨床医学（呼吸器内科）</td></tr> <tr> <td>同</td><td>眞野 健次</td><td>帝京短期大学教授</td><td>臨床医学（呼吸器内科）</td></tr> <tr> <td>同</td><td>森川 昭廣</td><td>群馬大学名誉教授</td><td>臨床医学（小児科）</td></tr> </tbody> </table>		区分	氏名	所属等	専門分野	委員長	宮本 昭正	東京大学名誉教授	臨床医学（物理療法内科）	委員	内山 巍雄	京都大学名誉教授	公衆衛生学	同	西牟田敏之	国立病院機構下志津病院名誉院長	臨床医学（小児科）	同	野村 瞭	(財)復光会専務理事	公衆衛生学	同	福地義之助	順天堂大学客員教授	臨床医学（呼吸器内科）	同	眞野 健次	帝京短期大学教授	臨床医学（呼吸器内科）	同	森川 昭廣	群馬大学名誉教授
区分	氏名	所属等	専門分野																															
委員長	宮本 昭正	東京大学名誉教授	臨床医学（物理療法内科）																															
委員	内山 巍雄	京都大学名誉教授	公衆衛生学																															
同	西牟田敏之	国立病院機構下志津病院名誉院長	臨床医学（小児科）																															
同	野村 瞭	(財)復光会専務理事	公衆衛生学																															
同	福地義之助	順天堂大学客員教授	臨床医学（呼吸器内科）																															
同	眞野 健次	帝京短期大学教授	臨床医学（呼吸器内科）																															
同	森川 昭廣	群馬大学名誉教授	臨床医学（小児科）																															
環境改善分野：評価委員会(年1回：5月14日)		<p>任期：3 年</p> <p>(環境改善調査研究評価委員)</p>																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>氏名</th><th>所属等</th><th>専門分野</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td><td>猿田 勝美</td><td>神奈川大学名誉教授</td><td>衛生工学（環境工学）</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>太田 勝敏</td><td>東洋大学国際地域学部教授</td><td>都市工学</td></tr> <tr> <td>同</td><td>鹿島 茂</td><td>中央大学理工学部教授</td><td>都市工学（交通計画）</td></tr> <tr> <td>同</td><td>大聖 泰弘</td><td>早稲田大学大学院教授</td><td>機械工学（自動車対策）</td></tr> <tr> <td>同</td><td>若松 伸司</td><td>愛媛大学農学部教授</td><td>衛生工学</td></tr> </tbody> </table>		区分	氏名	所属等	専門分野	委員長	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	衛生工学（環境工学）	委員	太田 勝敏	東洋大学国際地域学部教授	都市工学	同	鹿島 茂	中央大学理工学部教授	都市工学（交通計画）	同	大聖 泰弘	早稲田大学大学院教授	機械工学（自動車対策）	同	若松 伸司	愛媛大学農学部教授	衛生工学							
区分	氏名	所属等	専門分野																															
委員長	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	衛生工学（環境工学）																															
委員	太田 勝敏	東洋大学国際地域学部教授	都市工学																															
同	鹿島 茂	中央大学理工学部教授	都市工学（交通計画）																															
同	大聖 泰弘	早稲田大学大学院教授	機械工学（自動車対策）																															
同	若松 伸司	愛媛大学農学部教授	衛生工学																															
任期：3 年																																		

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成
地球環境基金運営委員会 (年1回：4月5日) 地球環境基金運営委員会のもと下表の専門委員会を設置	民間環境保全活動の助成の実施に関する重要事項、民間環境保全活動の振興のための調査研究等の実施に関する重要事項及びその他地球環境基金に係る業務運営に関する重要事項を調査審議し、本事業の円滑な運営を図ることを目的としている。	外部有識者 構成：20人以内 委員長 森嶌 昭夫 (特定)日本気候政策センター理事長 委員 市野 紀生 東京商工会議所環境委員会委員長 委員 今井 通子 地球環境・女性連絡会代表 委員 浦野 光人 経済同友会地球環境問題委員会委員長 委員 大久保尚武 日本経団連自然保護協議会会长 委員 大橋 正明 (特定)国際協力N G Oセンター理事長 委員 小澤紀美子 国立大学法人東京学芸大学名誉教授 委員 徳川 恒孝 (財)世界自然保護基金ジャパン会長 委員 長辻 象平 産経新聞東京本社論説委員 委員 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授 委員 福川 伸次 (財)機械産業記念事業財団会長 委員 松下 和夫 国立大学法人京都大学教授 委員 栄井 成夫 (元)読売新聞東京本社論説委員 委員 和田 照子 (社)ガールスカウト日本連盟会長 任期：2年

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成
地球環境基金助成専門委員会 (年2回:10月26日、3月9日)	民間環境保全活動の助成対象について、専門的立場から調査審議する。	<p>構成: 15名以内</p> <p>主査 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授 委員 池田 龍彦 横浜国立大学国際社会科学 研究科教授 委員 伊藤 隆一 (財)新エネルギー財団副 会長兼専務理事 委員 大久保規子 大阪大学大学院法学研究科 教授 委員 小堀 洋美 東京都市大学大学院環境情 報学部教授 委員 坂本 弘道 (社)日本水道工業団体連 合会専務理事 委員 進士五十八 (財)水と緑の惑星保全 機構理事長 委員 西川 孝一 井関農機(株)顧問 委員 萩原 喜之 (特定)中部リサイクル運 動市民の会理事 委員 原 剛 早稲田大学特命教授・名誉 教授 委員 藤井 純子 NPO法人菜の花プロジェ クトネットワーク代表 委員 棕田 哲史 (社)日本経済団体連合会 常務理事 委員 和里田義雄 (財)経済調査会顧問</p> <p>任期: 2年</p>
地球環境基金評価専門委員会 (年2回:6月29日、9月13日)	民間環境保全活動の助成対象活動の評価について、専門的立場から調査審議する。	<p>構成: 15名以内</p> <p>主査 松下 和夫 京都大学大学院地球環境学 堂教授 委員 西出 優子 東北大学大学院経済学研 究科准教授 委員 平原 隆史 千葉商科大学政策情報学 部准教授 委員 山崎 唯司 (独)国際協力機構広尾セ ンター市民参加協力アドバ イザー 委員 若林千賀子 若林環境教育事務所代表</p> <p>任期: 2年</p>

(特定):特定非営利活動法人

<内部委員等により構成する委員会>

名称	委員会の役割
理事会	機構の業務運営の基本となる規程等の制定・改廃、中期計画、年度計画その他重要事項を審議する。
部課長会議	各部の所管に係る業務の重要事項に関する審議及び各部相互間の連絡調整を行う。
リスク管理委員会	内部統制の推進を図ることを目的に、機構内外のリスクについてトップレベルでの情報交換、分析及び評価等を行う。
資金管理委員会	資金の管理及び運用について、関係各部との意見交換等情報の共有化を図り、資金の安全かつ効率的な運営に資する。
衛生委員会 (労働安全衛生法)	機構における衛生管理に関し、①職員の健康障害の防止、②職員の健康の保持増進、③労働災害の原因及び再発防止対策等に関する事項について調査審議する。
情報セキュリティ委員会	情報セキュリティ対策に関する専門家である最高情報セキュリティアドバイザー（外部委嘱委員）も参加し、機構の情報セキュリティに対する基本方針を明らかにするとともに、情報セキュリティ対策の基準を定め、情報セキュリティの確保を図ることを目的に、情報システムの整備及び運用方針の決定並びに重大な問題が生じた場合における対応方針を決定するとともに、情報資産の適正な管理を行う。
債権管理委員会	債権の管理及び回収の適正な執行を図るため、債権の管理及び回収に係る基本方針の策定、未収債権及び償還猶予の処理方針の策定等を行う。
環境委員会	機構の業務運営における環境配慮に関する事項について調査審議する。
広報委員会	機構の業務及び活動を各種媒体を通じて広く周知し効果的な広報を推進する

予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入											
運営費交付金	2,422	2,422	2,392	2,392	2,197	2,197	2,114	2,114	1,990	1,990	
補助金等	19,536	19,729	19,391	26,466	25,843	25,811	27,854	27,478	27,399	26,893	
債券・借入金	18,200	11,099	16,100	11,500	13,900	9,298	21,400	10,999	11,400	7,000	(注1)
業務収入	74,976	73,336	69,276	70,513	62,944	66,729	59,769	60,071	56,041	56,852	
その他収入	2,788	2,553	2,942	2,555	2,860	2,542	1,664	2,340	1,709	2,297	
支出											
業務経費等	107,056	66,451	75,974	61,209	79,735	65,624	69,414	59,113	68,150	55,986	(注2)
借入金償還	43,355	43,355	38,061	38,061	31,213	31,213	33,304	33,304	25,907	25,907	
支払利息	4,524	4,136	3,368	3,070	2,625	2,216	1,953	1,647	1,476	1,188	
一般管理費	818	632	860	628	732	602	884	771	849	733	
人件費	1,354	1,162	1,316	1,148	1,246	1,030	(395)	(318)	(375)	(290)	
その他支出	—	—	—	—	—	—	5,035	2,147	—	—	

(注1) 業務収入の増加により資金調達が不要となったことによる減等

(注2) 公害健康被害補償予防業務における認定患者の減少、石綿健康被害救済業務の被認定者数の見込に対する減少及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業費の減等

経費削減及び効率化目標との関係

(単位:百万円、%)

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間			
	金額	比率	平成21年度		平成22年度	
			金額	比率	金額	比率
一般管理費	506	100.0	452	89.4	443	87.5
事業費	1,790	100.0	1,396	78.0	1,306	72.9

(注1) 削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なる。

平成 22 年度環境再生保全機構の契約の現状

契約の状況

(単位：件、百万円)

区分	21 年度		22 年度		件数増減	22 年度 平均落札率
	件数	金額	件数	金額		
競争性のある契約	123	812	93	648	△30	—
(競争入札)	(71)	(462)	(56)	(275)	(△15)	(67.2%)
(企画競争)	(51)	(347)	(32)	(314)	(△19)	(99.4%)
(公募)	(1)	(2)	(5)	(59)	(4)	(93.0%)
競争性のない随意契約	11	100	5	57	△6	—
合計	134	912	98	705	△36	—

随意契約等見直し計画の実施状況

(単位：百万円)

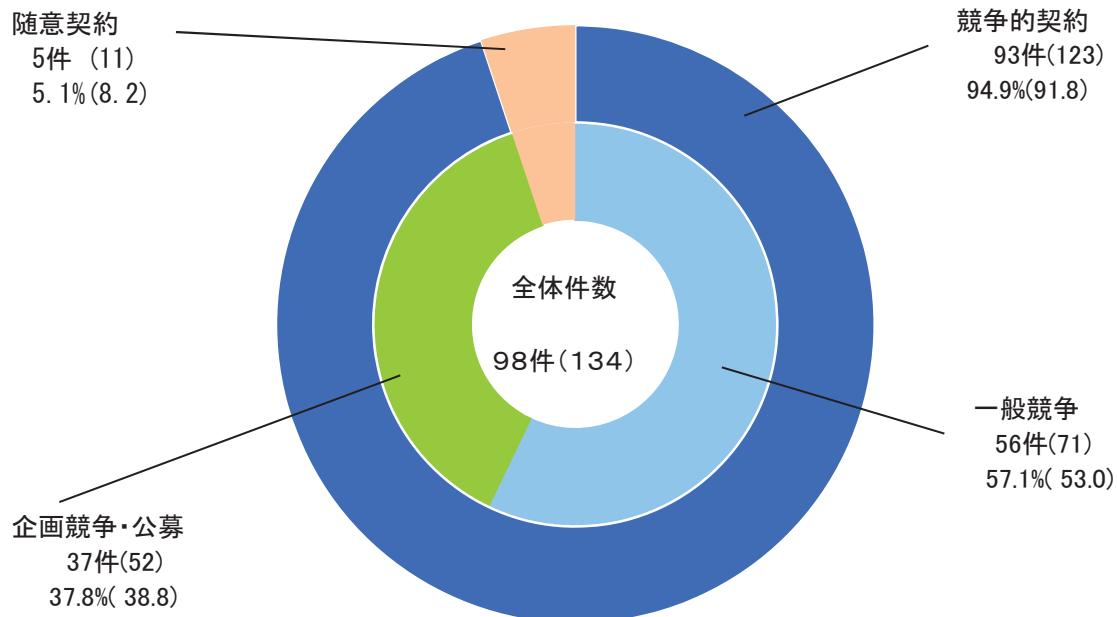
区分		20 年度実績	見直し後	見直し後の割合	22 年度実績	実績の割合
競争性のある契約	件数	128 件	148 件	96.7%	93 件	94.9%
	金額	1,732	1,880	98.5%	648	91.9%
うち	件数	47 件	51 件	(33.3%)	37 件	(37.7%)
企画競争、公募	金額	402	428	(22.4%)	372	(52.9%)
競争性のない随意 契約	件数	25 件	5 件	3.3%	5 件	5.1%
	金額	176	28	1.5%	57	8.1%
合計	件数	153 件	153 件	100.0%	98 件	100.0%
	金額	1,908	1,908	100.0%	705	100.0%

1 者応札・1 者応募への対応

年度	区分	一般競争入札	企画競争・公募	計
20 年度実績	契約件数	82 件	47 件	128 件
	うち一者応札等	13 件	15 件	28 件
	割 合	16.1%	31.9%	21.9%
21 年度実績	契約件数	71 件	52 件	123 件
	うち一者応札等	7 件	5 件	12 件
	割 合	9.9%	9.6%	9.8%
22 年度実績	契約件数	56 件	37 件	93 件
	うち一者応札等	3 件	6 件	9 件
	割 合	5.4%	12.6%	9.7%

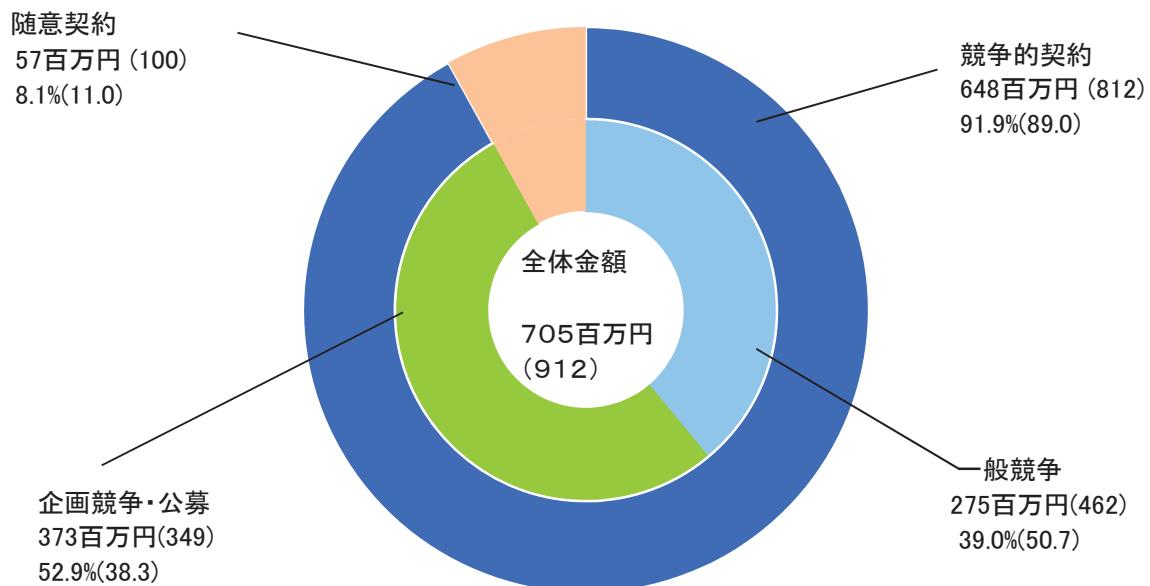
※計数は集計時点でのものであり変更となる場合がある。

平成 22 年度契約状況（件数）



(注) () は、平成 21 年度の計数である。

(参考) 平成 22 年度契約状況（金額）



(注) () は、平成 21 年度の計数である。

平成 22 年度契約に関する取組状況

1. 競争性のない随意契約関係

(1) 競争性のない随意契約は、平成 21 年度 11 件から平成 22 年度は 5 件と ▲6 件 (▲54.5%) の減少となっている。うち、1 件は競争性のない随意契約から、競争性のある公募（参加確認型）による契約へ移行している。

※ 汚染負荷量賦課金徴収・審査システム改修

(2) 競争性のない随意契約であっても、同一の業者と継続するものであってもさらに費用低減を図ることができた契約（業務内容は 21 年度と同様）は、1 件で 21 年度の契約額から約 ▲1 百万円程度低減することができた。

※ 会計監査人による監査

2. 企画競争・公募契約関係

企画競争・公募については、平成 21 年度 52 件から平成 22 年度 37 件と ▲15 件 (▲28.8%) の減少となった。うち、5 件は一般競争（総合評価方式を含む）による契約へ移行した。

※ ①エコドライブセミナー
②地球環境基金助成団体活動報告会
③大気汚染防止推進月間ポスター事業
④健康管理カレンダー（成人）
⑤健康管理カレンダー（小児）

3. 一者応札・一者応募関係

(1) 一者応札・一者応募となった案件については、仕様書等配布を行った者で応札を行わなかった業者に対し、理由の聴取を行い、報告するよう各部に文書で指示を行った。

(2) 業者等からの聞き取りにより、適切な履行期間の確保が不十分と認められた複写機リース契約については、履行期間を確保した結果、以後の同様の入札では複数の者が参加することができた。

(3) 地球環境基金業務に関する研修等事業では、企画書提出資格の拡大や

企画募集手続きの円滑化及びより効果的な実施に向けての改善を行い、一者応募率の引き下げ(20年度一者応募率 55%⇒22年度 25%)に努めた。

4. その他

(1) 契約に係る審査体制

- ① 企画競争・公募の業者選定の際には、透明性の確保・相互牽制の観点から契約担当部以外の者を加えて選定を実施。
- ② 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から 1000 万円以上について、経理担当理事の審査を実施したほか、100 万円以上の契約についてはホームページで公表するとともに毎月理事会に報告して点検を実施。
- ③ 内部監査により四半期毎に契約に係る事務処理について点検を実施。

(2) 契約担当者に対する研修

適正な契約手続きを実施する観点から、各部の契約担当者に対して以下の項目について研修を平成 22 年 4 月と 12 月に実施。

- ・機構契約マニュアル(4 月、12 月)
- ・各府省における契約に関する改善状況(12 月)
- ・入札及び契約の適正化を図るための措置等について(12 月)

(3) 助言・指導等

経理部経理課では、各部からの契約に関する問い合わせ等に対し、助言・指導等を行い適正な契約の履行に努めた。

「独立行政法人の契約の見直し(総務省 平成22年5月)」に対する取組状況

「独立行政法人の契約の見直し」について (総務省平成22年5月)	機構における取組状況
<p>(1)競争性のない随意契約</p> <p>① <u>随意契約の見直し計画については平成22年度中(複数年契約については次の契約更改時期)に実施すること。</u></p> <p>② <u>本年4月の事業仕分けの結果及び5月に行政刷新会議で決定された「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」を踏まえ、更に見直しを行うこと。</u></p> <p>③ <u>競争性のない随意契約のうち、契約相手方が公益法人等で、再委託率が高率(50%以上)となっている契約については、原則として競争性のある契約への移行を図ること。</u></p> <p>④ <u>上記の各法人の見直し計画の実施や見直しが適切なものとなっているかについて、契約監視委員会で点検を行うこと。</u></p> <p>⑤ <u>競争性のある契約に移行することが原則であるが、同一の業者と競争性のない随意契約を継続する場合においても、価格交渉を定期的に行うなど、更に費用低減のための努力を徹底し、その費用低減の取組が適切に行われているかについては契約監視委員会による確認を行うこと。</u></p>	<p>平成22年4月に随意契約見直し計画を発表し、「今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き原則として競争(企画競争、公募を含む)に付すこと」とし実施している。</p> <p>具体的な見直し等は、該当がないが、機構としては「随意契約等見直し計画」等を通じて、競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底などに適切に取組んでいるところ。</p> <p>再委託については、機構契約事務取扱細則において、「一括再委託の禁止等」規定の整備を実施。なお、再委託率が高率となっている契約は該当がない。</p> <p>平成22年度の随意契約は5件で、うち、費用低減が行われたものが1件、価格交渉の余地がなかったもの1件、調査研究が3件となっている。</p>
<p>(2)一者応札・応募案件</p> <p>① <u>一者応札・応募案件について、策定された随意契約等見直し計画の内容を平成22年度中に実施することにより、一者応札・応募の原因となっている競争排除的な入札条件等を根絶すべく取組むこと。</u></p>	<p>平成22年6月に経理部より、一者応札、一者応募となった案件については、仕様書等配布を行った者で応札を行わなかった業者に対し理由の聴取を行い、報告するよう各部に文書で自己点検の指示を行ったところ。</p>

「独立行政法人の契約の見直し(総務省 平成22年4月)」に対する取組状況

「独立行政法人の契約の見直し」について (総務省平成22年5月)	機構における取組状況
<p>② <u>公募を経て随意契約となっている契約について、緊急を要する場合を除き、一般競争入札に移行するよう更に見直しを行うこと。</u></p>	<p>「随意契約等見直し計画」に基づき、適切に対処しているところであるが、契約の内容や実態を踏まえ、今後検討して参りたい。なお、平成22年度に行われた公募は5件で、いずれもシステムの保守等である。</p>
<p>③ <u>多くの入札者の参加を促し、競争性を確保するため、緊急を要する場合を除き、事前説明会を開くなど事前説明の機会を設けること。</u></p>	<p>必要に応じて適切に事前説明会等を実施している。</p>
<p>④ <u>一者応札・応募となった案件については、実質的な競争性を確保するため、事前に問い合わせのあった業者に応札を行わなかった理由をヒアリングするなど事後点検を行うこと。</u></p>	<p>上記(2)①を踏まえ、事後点検を行い、改善するよう努めている。</p>
<p>⑤ <u>本年4月の事業仕分けの結果及び5月に行政刷新会議で決定された「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」を踏まえ、更に見直しを行うこと。</u></p>	<p>具体的な見直し等は、該当がないが、機構としては「随意契約等見直し計画」等を通じて、競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底などに適切に取組んでいるところ。</p>
<p>⑥ <u>上記の各法人の見直し計画の実施や見直しが適切なものとなっているかについて、契約監視委員会で点検を行うこと。</u></p>	
<p>(3) 契約監視委員会</p> <p>今後のフォローアップにあたっては、コスト削減という観点から民間企業における購買・調達部門の経験者をメンバーにすることが有益との指摘を踏まえ、特定の企業に有利とならないよう人選の仕方に留意しつつ、<u>民間企業の購買・調達部門の経験者の意見を活用すること。</u></p>	<p>契約監視委員会の委員には、民間企業の経験者が含まれており、意見の活用を図っている。</p>

- 契約監視委員会等の概要について

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 21 日閣議決定）」において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底しておこなうとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」において、点検、見直しを行うこととされたことから、平成 21 年 11 月 27 日に契約監視委員会を設置した。

当委員会では、競争性のない随意契約や一般競争入札等で一者応札・一者応募となった契約等についての点検を行い、その点検結果を踏まえた新たな「随意契約等見直し計画」を策定（平成 22 年 4 月公表）した。

【独立行政法人環境再生機構 契約監視委員会】 【敬称略】

	氏 名	所 属 ・ 職 名
委員長	堀 裕	堀総合法律事務所 弁護士
委 員	六車 明	慶應義塾大学法科大学院 教授
委 員	山下 康彦	新日本有限責任監査法人 公認会計士
委 員	野口 貴雄	環境再生保全機構 常勤監事
委 員	沼野 伸生	環境再生保全機構 非常勤監事

【契約監視委員会における審議等は、以下のとおり。】

（1）開催状況

第 1 回 平成 22 年 1 月 22 日(金)

第 2 回 平成 22 年 3 月 29 日(月)

第 3 回 平成 23 年 3 月 30 日(水)

注) なお、平成 22 年 10 月に契約監視委員に対し、平成 23 年度上半期（4 月～9 月）の契約状況について別途、説明・報告を行っている。

(2) 平成 22 年度審議概要

「独立行政法人の契約状況の契約の見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「独立行政法人の契約の見直しについて」（総務省 平成 22 年 5 月 26 日）により、環境再生保全機構に設置した契約監視委員会を平成 23 年 3 月 30 日に開催し、環境再生保全機構における随意契約等の点検・確認を行った。

1. 22 年度随意契約等の点検等

22 年度に締結した随意契約 5 件について、随意契約理由の妥当性を中心に点検を実施。その結果、以下のとおり、機構自らが改善することとした内容等が妥当と判断された。

〔点検結果〕

・競争的契約に移行するもの	0 件
・随意契約として継続するもの	2 件
・特段の指摘なし（22 年度限りのもの）	3 件
	計 5 件

〔意見等〕

- ・継続するものについては昨年度の契約監視委員会にて随意契約とすることでやむを得ないものとして整理したものであり、引き続き同様の整理とすることが適当。

2. 一者応札・一者応募の点検等

22 年度に一者応札等となった 9 件について、公告期間の適正性を中心に点検を実施。その結果、以下のとおり、現状及び機構自らが改善することとした内容等が妥当と判断された。

〔点検結果〕

・公告期間の見直し（適正な期間の確保）	0 件
・参加条件の変更（参加資格の緩和）	0 件
・その他（業者の準備期間の確保）	4 件
・その他の見直し（22 年度限りで取りやめるもの）	0 件
・特段の指摘なし	5 件
	計 9 件

〔意見等〕

- ・履行期限については、納入すれば終わるものと、納入後にも履行すべき期限があるものがあり、整理表を分かりやすくすべきではないか。
- ・点検前に自ら改善することとした記載内容では、十分な時間的余裕を確保するための方策がないと思われる所以、具体的な取組みについて、今後、記載するようすべきではないか。

(3) 平成 22 年度審議対象

【閣議決定に基づく点検・見直しの対象契約】

	競争性のない随意契約	競争契約のうち 1者応札・一者応募
平成 22 年度契約分	5 件	9 件
うち 公益法人等との契約 における再委託	—	—
平成 19 年度以前の複数年契 約分(平成 20 年度末時点で継 続しているものに限る)	—	—

【環境省を通じ要請のあった「独立行政法人の契約の見直しについて（総務省行政管理局長
平成 22 年 5 月 26 日事務連絡）】

上記閣議決定に加え、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募等に関し、
契約監視委員会による見直しや点検及び確認などを実施した。

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人環境再生保全機構

1. 隨意契約等の見直し計画

(1) 隨意契約の見直し

平成20年度に締結した随意契約について、点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む）に付すこととする。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(83.7%) 128	(90.8%) 1,732,687	(96.7%) 148	(98.5%) 1,880,369
競争入札	(52.9%) 81	(69.7%) 1,330,635	(63.4%) 97	(76.1%) 1,452,615
企画競争、公募等	(30.8%) 47	(21.1%) 402,052	(33.3%) 51	(22.4%) 427,754
競争性のない随意契約	(16.3%) 25	(9.2%) 175,782	(3.3%) 5	(1.5%) 28,100
合 計	(100%) 153	(100%) 1,908,469	(100%) 153	(100%) 1,908,469

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度に締結した競争性のある契約のうち、一者応札・一者応募となつた契約について点検・見直しを行い、以下のとおり改善を図ることとする。

今後、この改善を図りつつ契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実 績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	128	1,732,687
うち一者応札・一者応募	(21.9%) 28	(10.0%) 173,140

(注) 上段 () % は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(35.7%) 10	(57.0%) 98,682
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	2	7,252
公告期間の見直し	10	98,682
その他	2	25,410
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(3.6%) 1	(2.2%) 3,843
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(60.7%) 17	(40.8%) 70,615

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () % は平成20年度の一者応札・一者応募となつた案件に対する割合を示す。

2. 隨意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 隨意契約等の見直し

① 公募（参加意思確認型）の活用

情報システムの改修及び調査研究等の実施に当たっては、公募（参加意思確認型）の活用を図り、競争性及び透明性を確保する。

② 総合評価方式の活用

情報システムの構築業務に加え、調査研究及び広報等についても、総合評価方式の活用を検討する。

③ 上記①及び②の推進に資するとともに、適正な契約手続きを実施する観点から、契約マニュアルを平成22年3月に策定し、更なる競争的契約の推進を図る。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 公告期間の見直し

説明会への参加を資格要件としている場合は、公告から説明会まで10日間確保するとともに、説明会から入札日又は企画書提出までの期間も十分に確保することとする。

② 適正な履行期間の確保

事業者が十分な時間的余裕を持って業務を実施できるよう、契約の適正な履行期間の確保を図ることとする。

③ 事後点検体制の整備

一者応札・一者応募となった案件について、契約担当部において自己点検を実施する。

(4) 電子入札システムの導入

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加及び一者応札の改善状況等を勘案し、電子入札システムの導入を検討する。

簡潔に要約された財務諸表(法人全体)

①貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流动資産		流动負債	
現金及び預金等	139,709	運営費交付金債務	1,125
割賦譲渡元金	64,295	債券・借入金等	21,096
貸付金	8,210	その他	2,119
その他	3,167	固定負債	
		石綿健康被害救済基金預り金	56,650
固定資産		ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	37,683
有形固定資産	179	債券・借入金等	47,990
投資有価証券等	86,047	預り維持管理積立金	56,670
未収財源措置予定額	4,718	引当金	687
破産更生債権等	668	資産見返負債	217
その他	411	法令に基づく引当金等	12,494
		負債合計	236,731
		純資産の部	
		資本金(政府出資金)	16,045
		資本剰余金	43,552
		利益剰余金	11,077
		純資産合計	70,673
資産合計	307,404	負債純資産合計	307,404

②損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	69,221
業務費	
人件費	650
その他	65,524
一般管理費	
人件費	475
その他	1,365
財務費用	1,204
その他	2
経常収益(B)	70,565
補助金等収益等	16,148
自己収入等	54,416
臨時損益(C)	222
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	31
当期総利益(B-A+C+D)	1,597

③キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	35,162
人件費支出	△1,258
補助金等収入	26,870
自己収入等	67,117
その他支出	△57,567
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△32,441
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△18,839
IV 資金増加額(D=A+B+C)	△16,118
V 資金期首残高(E)	40,801
VI 資金期末残高(F=D+E)	24,684

④行政サービス実施コスト計算書

	金額
I 業務費用	13,981
損益計算書上の費用 (控除)自己収入等	68,397 △54,416
II 損益外減価償却相当額	0
III 引当外賞与見積額	4
IV 引当外退職給付増加見積額	40
V 機会費用	201
VI 行政サービス実施コスト	14,226

財務情報 財務諸表の概況

表 主要な財務データの経年比較

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常費用	88,859	79,931	82,503	73,225	69,221
経常収益	89,976	81,752	86,963	74,293	70,565
当期総利益	1,421	1,869	5,105	1,687	1,597
資産	325,299	324,372	316,053	306,227	307,404
負債	256,129	253,273	245,776	237,201	236,731
利益剰余金	3,873	5,742	10,847	9,511	11,077
業務活動によるキャッシュ・フロー	37,034	52,767	34,247	33,273	35,162
投資活動によるキャッシュ・フロー	(注) △33,124	(注) △22,097	(注) △7,662	(注) △12,663	(注) △32,441
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,220	△26,506	△21,853	△22,235	△18,839
資金期末残高	33,530	37,694	42,426	40,801	24,684

(注) 平成18年度～19年度、19年度～20年度、20年度～21年度、21年度～22年度に係る増減額については、運用の預入及び払戻額の差が主な要因である。

表 事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公害健康被害補償予防業務勘定	△239	△3	△317	△597	△199
(うち公害健康被害補償業務)	(△332)	(△8)	(△356)	(△640)	(△279)
(うち公害健康被害予防業務)	(93)	(6)	(39)	(42)	(80)
石綿健康被害救済業務勘定	—	—	—	—	—
基金勘定	0	0	675	—	—
(うち地球環境基金業務)	(0)	(0)	(496)	(—)	(—)
(うちボリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務)	(0)	(0)	(162)	(—)	(—)
(うち維持管理積立金業務)	(0)	(0)	(18)	(—)	(—)
承継勘定	1,355	1,824	4,102	1,635	1,543
合計	1,116	1,821	4,460	1,037	1,344

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公害健康被害補償予防業務勘定	67,464	67,404	61,131	60,095	60,049
(うち公害健康被害補償業務)	(14,735)	(14,709)	(14,284)	(13,300)	(13,007)
(うち公害健康被害予防業務)	(52,731)	(52,696)	(注2) (46,849)	(46,795)	(47,042)
石綿健康被害救済業務勘定	32,939	38,757	44,367	49,341	57,150
基金勘定	59,883	77,742	90,165	98,956	109,558
(うち地球環境基金業務)	(14,464)	(14,697)	(14,643)	(14,286)	(14,508)
(うちボリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務)	(24,742)	(28,765)	(32,307)	(35,501)	(38,131)
(うち維持管理積立金業務)	(注1) (20,735)	(注1) (34,340)	(注1) (43,303)	(注1) (49,169)	(注1) (56,918)
承継勘定	165,296	140,682	120,606	97,834	80,648
合計	325,299	324,372	316,053	306,227	307,404

(注1) 18年度～21年度の増加要因は、維持管理積立金の積立者が大幅に増加したことによる預金及び有価証券の増

(注2) 20年度の減少要因は、東京都への助成に充てるため、投資有価証券を売却したことによる
※なお、合計、公害健康被害補償予防業務勘定及び基金勘定の金額については、相殺処理後の金額として
いるため、個別の金額を積み上げたものと一致しない場合がある。

表 行政サービス実施コストの経年比較

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
業務費用					
うち損益計算書上の費用	86,750	79,949	82,503	73,256	68,397
うち自己収入	△69,563	△65,006	△66,321	△54,613	△54,416
損益外減価償却等相当額	14	9	4	0	0
引当外賞与見積額	—	2	△5	△7	4
引当外退職給付増加見積額	△120	△38	△5	△34	40
機会費用	265	204	215	224	201
行政サービス実施コスト	17,346	15,120	16,390	18,826	14,226

事業の説明 財源構造

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円、%)

区分	公害健康被害補償業務		公害健康被害予防業務		公害健康被害補償 予防業務勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	338	0.7%	—	—	338	0.7%
賦課金収益	38,786	79.4%	—	—	38,786	77.4%
補助金等収益	9,653	19.8%	200	16.1%	9,853	19.7%
財務収益	24	0.0%	1,037	83.5%	1,060	2.1%
その他	43	0.1%	5	0.4%	49	0.1%
計	48,844	100%	1,242	100%	50,086	100%

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円、%)

区分	石綿健康被害 救済業務勘定	
	金額	比率
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	2,836	79.5%
補助金等収益	697	19.5%
その他	36	1.0%
計	3,569	100%

(基金勘定)

(単位:百万円、%)

区分	地球環境基金業務		ボリ塩化ビフェニル廃棄物 処理基金業務		維持管理積立金業務		基金勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	488	68.9%	48	3.1%	21	13.2%	558	22.7%
ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	—	—	1,544	96.9%	—	—	1,544	62.7%
維持管理積立金運用収益	—	—	—	—	136	84.1%	136	5.5%
財務収益	219	30.9%	—	—	—	—	219	8.9%
その他	2	0.2%	0	0.0%	4	2.7%	6	0.2%
計	709	100%	1,593	100%	162	100%	2,463	100%

(承継勘定)

(単位:百万円、%)

区分	承継勘定	
	金額	比率
運営費交付金収益	518	3.6%
事業資産譲渡高	10,281	71.2%
財務収益	2,565	17.7%
その他	1,083	7.5%
計	14,447	100%

なお、承継勘定においては、独立行政法人環境再生保全機構法附則第8条に基づき、承継業務に必要な費用に充てるため、環境大臣の認可を受けて長期借入金をし（平成22年度：2,000百万円、期末残高：44,088百万円）、環境再生保全機構債券を発行している（平成22年度：5,000百万円、期末残高：24,998百万円）

平成 22 年度職員研修実績

全研修実績	29 講座	658 名
-------	-------	-------

内訳

1. 外部研修

研修名	研修日程	受講者数
環境調査研修所関係		
環境行政実務研修	4/1～3/31	2名
野生生物研修	5/25～28	1名
廃棄物・リサイクル基礎研修	6/8～11	1名
自然環境研修	6/15～18	2名
国際環境協力基本研修	7/12～16	2名
化学物質対策研修	7/26～30	1名
環境影響評価研修	11/15～19	1名
日中韓三カ国合同環境研修	11/21～27	1名
管理部門関係		
勤務時間・休暇関係実務研修会	6/4	1名
給与実務研修（人事院勧告関係）	8/27	1名
政府関係法人会計事務職員研修	10/4～11/19	2名
防火・防災管理講習	10/18～19	1名
予算編成支援システム研修	10/18	2名
給与実務研修（俸給関係）	10/21	1名
消費税中央セミナー	11/17	3名
その他		
22 年度新人職員研修	4/7	5名
人権に関する国家公務員等研修会（前期）	9/14	6名
22 年度新人振り返り研修	9/17	5名
職員相談員実務研修会	10/1	3名
新人職員研修（生物多様性交流フェア）	10/22	6名
環境問題史現地研修（西淀川コース）	2/9～10	2名
人権に関する国家公務員等研修会（後期）	2/16	8名
計	22 講座	57 名

2. 内部研修

研修名	研修日程	受講者数
階層別研修（次長・課長）	11/29・12/6	20名
階層別研修（課長代理・係長等）	1/12・1/21	37名
階層別研修（係員）	11/30・12/17	46名
e ラーニング研修（簿記）	9/27～1ヶ月	15名
Windows 7・Office2010 操作研修	12/2～3	157名
産業医による健康管理研修	12/10、16	175名
コンプライアンス研修	3/25、29	151名
計	7 講座	601名